

The Asahi Fire and Marine Insurance Company Limited

朝日火災の現状



2009~2010



朝日火災海上保険株式会社
<http://www.asahikasai.co.jp>

ディスクロージャー誌「朝日火災の現状2009」

目 次

ごあいさつ	1	損害保険用語の解説	64
弊社の概況及び組織	2	業績データ	67
1. 代表的な経営指標等	2	1. 弊社の主要な業務に関する事項	68
2. 経営方針（理念）と行動規範	4	(1) 当期の業績概況	68
3. 会社の沿革	6	(2) 直近5事業年度に係る主要な 経営指標等の推移	69
4. 会社の組織・店舗網一覧	9	(3) 業務の状況を示す指標	70
5. 株主・株式の状況	13	(4) 経理に関する指標	75
6. 役員の状況	17	(5) 資産運用に関する方針と指標等	81
7. 従業員の状況	19	(6) 責任準備金の残高の内訳	92
8. 関連会社	20	(7) 期首時点支払備金(見積り額)の 当期末状況(ラン・オフ・リザルト).....	92
9. トピックス	20	(8) 事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移	93
弊社の運営	22	2. 財産の状況	94
1. 内部統制システムの基本方針	22	(1) 計算書類(貸借対照表、損益計算書) ...	94
2. リスク管理の体制	25	(2) リスク管理債権	106
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の 確認についての合理性及び妥当性	27	(3) 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況	106
4. 法令遵守の体制と勧誘方針	28	(4) 債務者区分に基づいて区分された債権 ...	107
5. 社外・社内の監査体制	30	(5) 保険金等の支払い能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	108
6. 個人情報保護	31	(6) 時価情報等	109
7. 反社会的勢力の排除のための基本方針 ...	36	(7) その他	111
弊社の主要な業務の内容	37	3. 弊社及び子会社等の概況	112
1. 取扱い商品(主なもの)	37	(1) 弊社及び子会社等の主要な事業の内容 及び組織の構成	112
2. 新商品の開発状況	43	(2) 子会社に関する事項	112
3. 損害保険の仕組み一般	45		
4. 約 款	46		
5. 保険料	49		
6. 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス ...	49		
7. 保険募集について	58		

ごあいさつ



日頃は、皆様方の温かいお引立てを賜り、心より厚くお礼申し上げます。

弊社は、昭和26年3月17日に営業を開始いたしまして、平成21年7月現在、全国で66本支店、35サービスセンターを展開し、約5,200の代理店様と共に歩んでおります。これからも役職員一同、信頼を一つずつ築いていく所存でございます。

さて、弊社の経営や事業内容につきまして、皆様により深くご理解いただくための資料として「朝日火災の現状2009（平成21年度版）」を作成いたしました。2008年度の業績を中心に、会社の営業内容及び概況をとりまとめたものでございます。

特に、ディスクロージャー資料の冒頭に弊社の主な経営指標等を掲載し、皆様方に、弊社の経営内容をコンパクトに把握していただけるようにいたしました。

本冊子により、弊社の事業活動に関する情報などを皆様方にお伝えし、正しくご理解いただくことを念願しております。

損害保険事業は公共性の高い事業であり、「業務の健全性」はもとより「公正な保険募集」「お客様の保護」が強く求められております。

こういったなかで、弊社は、お客様の立場で考え、行動することを経営の基本姿勢としており、コンプライアンスを最重点項目に掲げ、適正な保険金のお支払、適正な保険のお引受を実践しております。

「適正な保険金のお支払」では、「朝日コンシェルジュサービス」を展開し、まごころもった、きめ細やかサービスを実践しております。

「適正な保険のお引受」では、代理店の教育制度の一環として、全代理店を対象として、より専門の知識をわかりやすくお客様へ説明するために、「募集人資格更新制度」や「商品専門試験制度」をスタートさせました。

また、弊社では同時に「まかせて安心できる損害保険会社」として、コーポレートガバナンスを強く推進しております。

皆様方の日頃のご愛顧に感謝申し上げ、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長
(代表取締役)

大家一徳

I 弊社の概況及び組織

1. 代表的な経営指標等

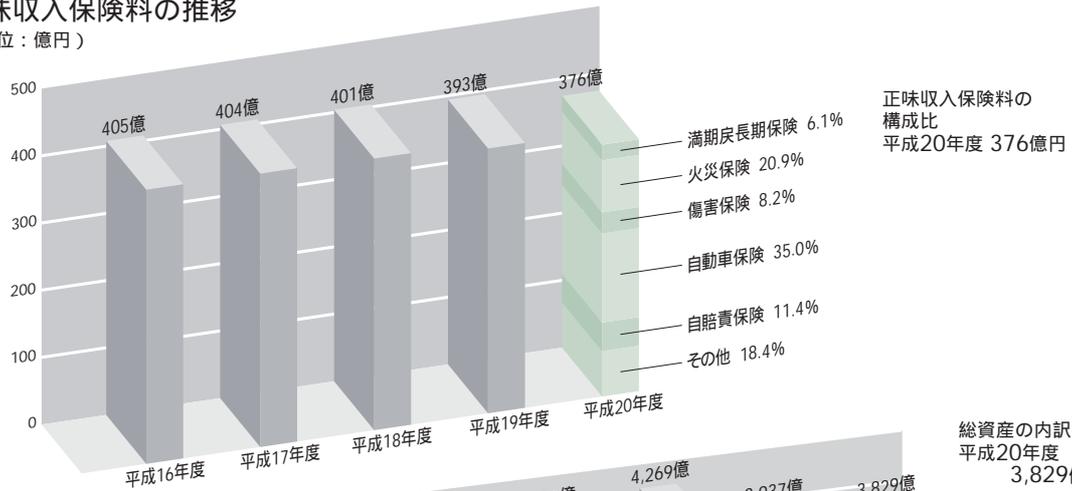
(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	40,556 (1.17%)	40,405 (0.37%)	40,174 (0.57%)	39,341 (2.07%)	37,657 (4.28%)
経常収益	96,336	94,519	93,691	89,825	85,464
保険引受利益	1,167	1,303	4,941	2,838	1,513
経常利益 (対前期増減率)	1,176 (9.03%)	1,091 (7.26%)	1,886 (72.86%)	2,086 (10.56%)	2,159 (-)
当期純利益 (対前期増減率)	192 (22.70%)	264 (37.43%)	268 (1.51%)	304 (13.53%)	1,322 (-)
正味損害率	56.19%	52.76%	54.77%	55.87%	56.05%
正味事業費率	43.28%	44.72%	45.03%	47.32%	49.88%
資本金の額 (発行済株式総数)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	5,003 (普通株式 8,690千株 甲種優先株式 2,084千株)
純資産額	37,829	55,368	55,215	30,309	16,143
総資産額	377,156	417,065	426,954	393,799	382,946
積立勘定資産額	47,495	44,368	41,553	39,128	35,223
責任準備金残高	314,954	327,542	335,387	340,868	344,556
貸付金残高	3,892	2,216	2,055	2,939	1,847
有価証券残高	292,557	334,740	343,026	345,106	277,073
ソルベンシー・マージン比率	868.8%	982.2%	981.2%	676.5%	486.4%
その他有価証券 評価差額金	24,363	41,845	41,392	16,200	1,519
リスク管理債権 の合計額	-	-	-	-	-
配当性向	35.05%	23.00%	19.21%	17.08%	-
従業員数	644名	661名	688名	702名	703名

- (注)1 正味収入保険料：保険契約者（お客様）から引き受けた保険料（元受保険料）から積立保険料を控除し、他の保険会社から引き受けた保険料（受再保険料）を加え、弊社から他の保険会社に支払った保険料（再保険料）を控除した正味の保険料のことで、一般事業会社の売上高に相当するものです。
- (注)2 正味損害率：正味収入保険料に対して支払った「保険金＋損害調査費」の割合を示す比率です。
- (注)3 正味事業費率：正味収入保険料に対して支払った保険会社の事業上の経費の割合を示す比率です。経費の内訳としては、人件費、物件費、税金、各種抛出金、代理店手数料、集金費などが含まれ、損害調査に係る経費は除かれます。
- (注)4 保険引受利益：正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した残余（利益）です。
- (注)5 経常利益：保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に関わる費用などの経常費用を引いた金額がプラスの場合は経常利益、マイナスの場合は経常損失となります。
- (注)6 当期純利益：税引前当期純利益から法人税及び住民税及び法人税等調整額を差し引いたものが、税引後の当期純利益です。
- (注)7 ソルベンシー・マージン比率：ソルベンシー・マージンは日本語では「支払余力」と訳されます。ソルベンシー・マージン比率は損害保険会社が通常の予測を超える危険の発生に対して通常の準備金を超えて持っている支払余力の割合を示す指標です。1999年4月から導入された早期是正措置では、この指標を一つの基準として行政当局は損害保険会社に対して経営の改善命令等を出すことになっています。
- (注)8 総資産額：保険会社が保有する現金・預金、有価証券、貸付金、固定資産等の資産の合計であり、貸借対照表の資産の部合計の値です。
- (注)9 純資産額：総資産額から、保険契約準備金や各種引当金等の負債を控除した保険会社の正味の資産額のことで、貸借対照表の純資産の部合計の値です。
- (注)10 その他有価証券評価差額金：「その他有価証券」の時価評価により生じた評価差額から税相当額を控除した金額です。
- (注)11 リスク管理債権：リスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分けられており、「回収の可能性に注意を必要とする債権」のことをいいます。

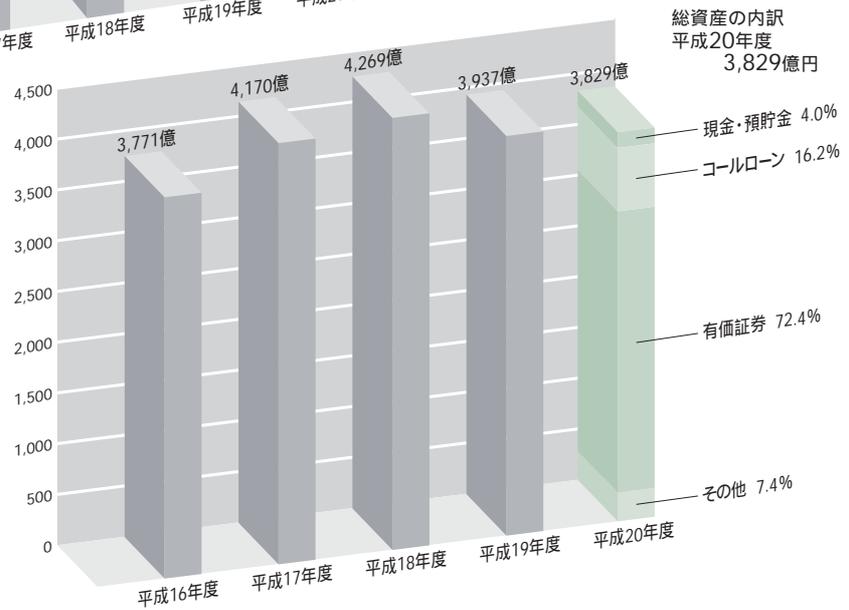
正味収入保険料の推移

(単位：億円)



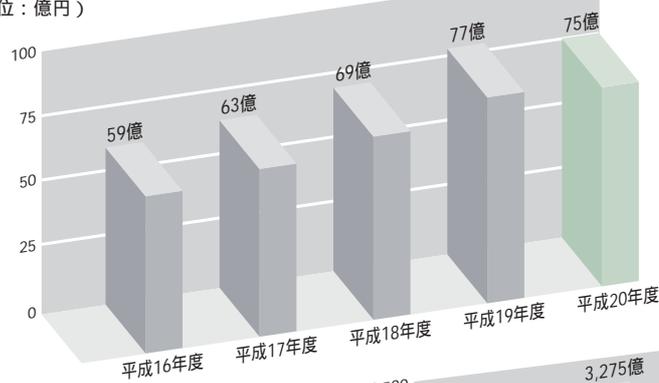
総資産の推移

(単位：億円)



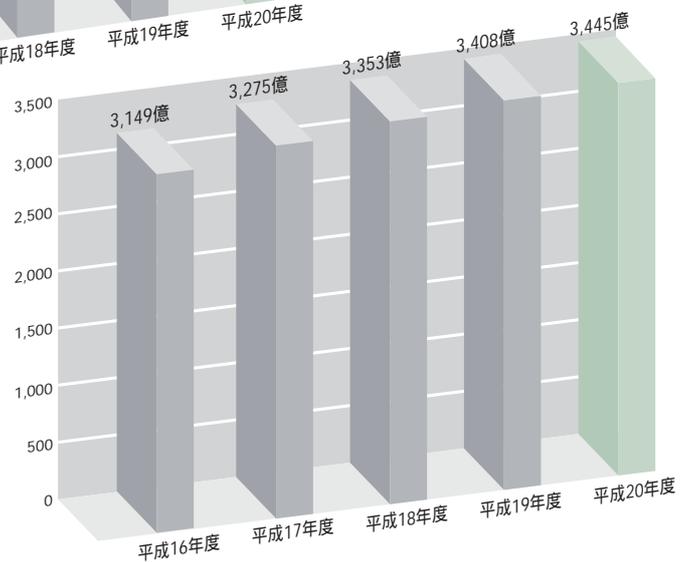
利息及び配当金収入の推移

(単位：億円)



責任準備金の推移

(単位：億円)



2. 経営方針（理念）と行動規範

- (1) 損害保険に対する社会のニーズの増大と多様化に対応し、経営基盤の強化を図りつつ、損害保険の普及に貢献するため、弊社は以下の内容を経営方針（理念）としております。

経営方針（理念）

保険需要の積極的開発と十分な補償の提供

個人の生活と企業の活動に生ずるあらゆるリスクにかかわる保険需要に対応し、安心かつ安全に、生活、活動できるよう多面的な保険の提供を行います。同時にそれを通して家計及び企業の安定と繁栄を追究していきます。

契約者サービスの向上

保険業務の的確な遂行を通して、ご契約者サービスの向上を図り、信頼され得る企業となるよう努力します。特に保険事故の発生時には迅速、適正な処理に心がけ、保険金のお支払いなど、ご契約者のサービス体制の更なる充実強化に努めます。

経営体質の向上

良質な保険商品を多くのお客様にご利用いただくため、コンピュータ等の有効な利用による業務処理の効率化、人員配置の適正化及び募集効率を高めることを通して、経営体質の向上に努めます。

人材の育成と社員研修の充実強化

上記の諸問題を実現するために、社員の資質と業務能力の向上を目指し、体系的な研修を実行し、お客様に接する機会が多い代理店の研修を強化していきます。

- (2) 朝日火災は、前記の「経営方針（理念）」を具現化し、日常業務を遂行するために次の行動規範に従った活動を行います。

行 動 規 範

損害保険事業の社会的責任と公共的使命を踏まえつつ、健全な業務運営を展開し、社会から信頼される企業となるよう努めます。

社員ひとりひとりが法令や社内規定を厳格に遵守し、社会規範や企業倫理に基づいた適正な企業活動を遂行します。

公正、透明、自由な競争を行い、個人情報、顧客情報の保護に十分配慮し、お客様の満足に応えられる質の高い商品とサービスを公平に提供します。

企業情報の積極的かつ公正な開示に努め、広く社会とのコミュニケーションを行います。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

従業員の多様性、人格・個性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。

良き企業市民として、積極的に社会貢献活動を推進します。

ご契約者に対しては.....

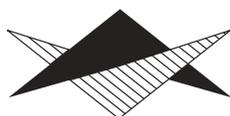
すみやかに親身に、
積極的な事故対応こそご契約者サービスの根幹
として、営業活動にあたっています。

3. 会社の沿革

弊社は、昭和26年2月28日東京において、野村證券、大和銀行（現りそな銀行）、第一銀行（現みずほ銀行）のほか財界人および有力各社の発起により、資本金5000万円をもって設立登記されました。同年3月17日、火災、海上および運送保険の事業免許をうけ、営業を開始しました。以後当社は、積極的活動と経営の効率化により着実な発展を続け、資本金は50億315万円となり、現在に至っています。

当社の現状（平成21年3月末日現在）

本店の所在地	東京都千代田区 神田美土代町7番地	
設立年月日	昭和26年2月28日	
営業拠点数	本支店 66	
(平成21年7月1日現在)	駐在事務所 1	
代理店	5,198店	
従業員	703名	
資本金	50億315万円	
総資産	3,829億円	
発行済株式総数	普通株式	869万株
	甲種優先株式	208万株4千株
株主数	普通株式	277名
	甲種優先株式	1名



マークの由来

このマークは、朝日の「A」と火災の「火」とを合わせたもので、朝日火災のお客様と共に社員、代理店の全員の一致協力の言動を表わし、「つねに新しく、上昇する朝日の勢い」を象徴しています。

昭和26年2月	創立総会を日本工業倶楽部で開催 尾上登太郎氏、初代社長に就任。発行済株式総数100万株、資本金5,000万円。本社を東京都千代田区大手町2・2野村ビル6階に設置（2月28日登記）
3月	火災・海上・運送保険事業免許取得
3月	営業開始
昭和27年3月	本社を東京都千代田区神田鍛冶町2・10上野ビルへ移転
昭和28年12月	資本金1億円に（100万株を増資、発行済株式総数200万株）
昭和29年3月	自動車保険事業免許取得
3月	傷害保険・信用保険事業免許取得
昭和30年12月	自動車損害賠償責任保険事業免許取得
昭和36年3月	創立10周年記念日。『10年の歩み』発行
昭和37年5月	店舗総合保険認可
昭和40年1月	資本金2億5,000万円に（300万株を増資、発行済株式総数500万株）
2月	鉄道保険部と合体
5月	『朝日代理店ニュース』創刊
昭和41年6月	住宅総合保険および店舗総合保険に付帯する家計地震保険認可
昭和42年11月	交通事故傷害保険認可
昭和43年8月	飛騨川事故発生（観光バス2台飛騨川に転落、104名死亡。乗客1名につき傷害保険50万円当社に付保）。当社全額支払い
昭和44年11月	満期戻長期保険事業免許取得、ペットネーム「朝日の貯蓄保険」として発売
昭和46年7月	全日空機、自衛隊機と空中接触事故発生（旅客・乗員全員死亡。旅客155名中125名が当社契約者）。当社1億2,500万円支払い
昭和48年4月	新代理店制度発足にともない、代理店講習の自社教育体制を確立・実施
昭和48年11月	住宅火災保険認可
昭和50年12月	創立25周年を記念して朝日火災代理店企業共済組合設立
昭和50年12月	自家用自動車保険（PAP）認可
昭和52年5月	満期戻総合保険認可

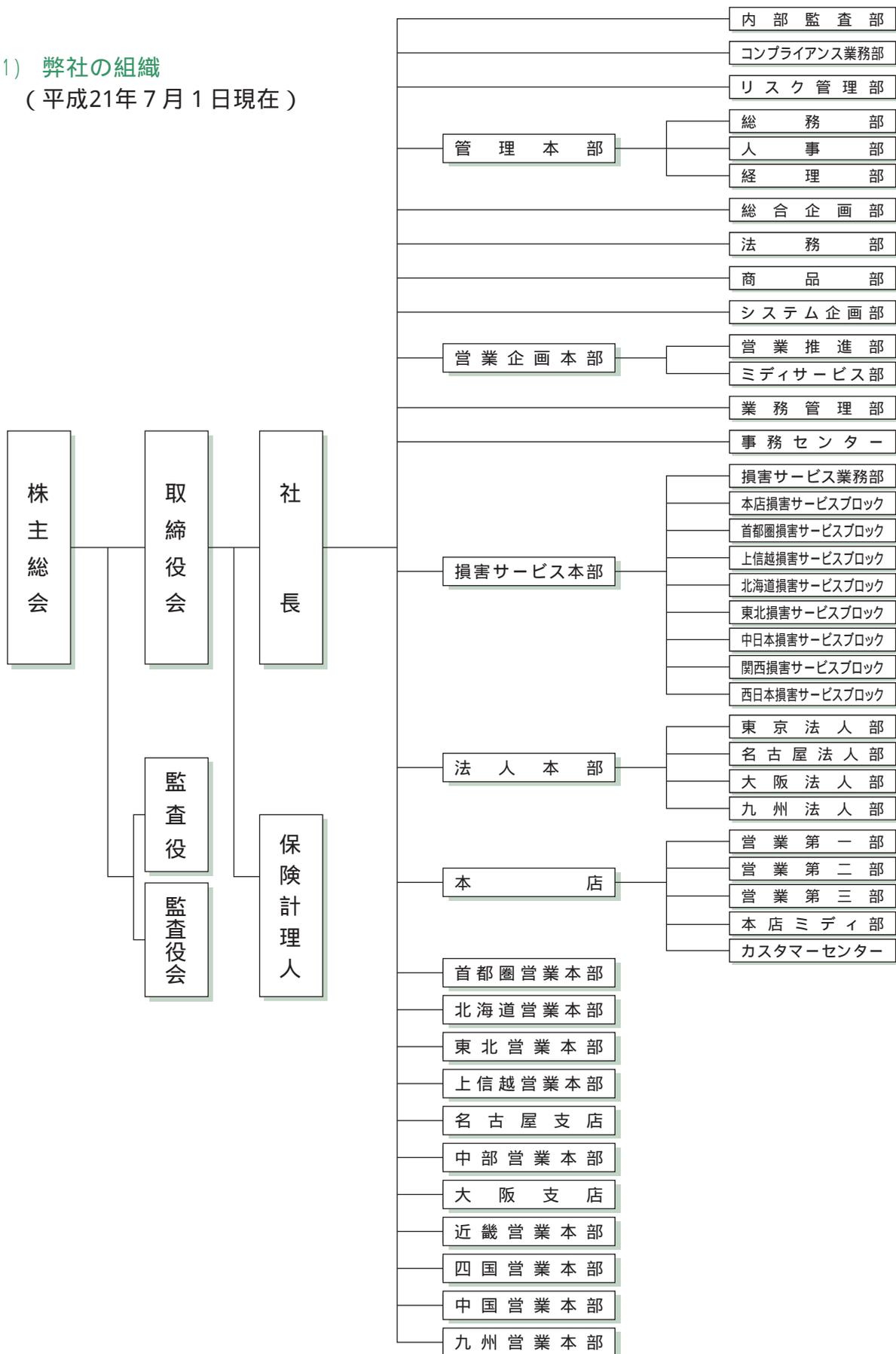
昭和57年 9月	自家用自動車総合保険（SAP）認可	7月	代理店専用ホームページ「AG・NET」
昭和61年 3月	創立35周年記念日。『35周年のあゆみ』発行	9月	開設
10月	傷害保険積立型基本特別約款認可	平成13年 4月	「金融商品の販売等に関する法律」
昭和62年10月	新資本金13億3,000万円に（第三者割り当てにより100万株を増資、発行済株式総数600万株）	4月	「消費者契約法」施行
昭和63年 9月	関連子会社「朝日火災ビジネス・サービス(株)」設立	4月	新代理店制度実施
10月	新資本金24億500万円に（第三者割り当てにより100万株を増資、発行済株式総数700万株）	4月	申込書の代理店オンライン計上開始
平成元年 4月	オンラインネットワーク完成	平成14年 7月	「コンプライアンス推進室」設置
平成 3年 3月	創立40周年を迎える	7月	「スーパージャンプ」予定利率改定及び「W30型」新発売
9月	台風19号による保険金支払総額、損保全社で5,679億円に	平成15年 1月	「損害保険料率算出機構」発足
11月	「満期戻総合保険」改定（担保範囲の拡大）	7月	「本人確認法(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律)」施行
12月	『朝日火災40年の歩み』発行	1月	「医療総合保険」「がん保険」発売開始
平成 5年 3月	朝日火災富士研修センター完成	6月	「お客様相談センター」設置
平成 6年 4月	満期戻総合保険「スーパージャンプ」発売開始	8月	「勧誘方針」改定
10月	日米の保険分野に関する措置決定	平成16年 1月	ホームサポートサービス開始
平成 7年 5月	保険業法、56年ぶりに改正成立	7月	「行動規範」作成
平成 8年 4月	保険業法施行「損害保険契約者保護基金」制度開始	9月	リスク細分型自動車総合保険「ASAP(アサブ)」発売開始
7月	第1回損害保険仲立人試験実施	9月	台風18号による保険金支払総額、損保全社で3,822億円に
12月	日米保険協議が決着	10月	ライフコンサルタンツサービス開始
平成 9年 2月	代理店保険料請求書の直送を開始	10月	「e-JBAI」稼働開始
11月	新資本金25億235万円に（第三者割り当てにより33万株を増資、発行済株式総数869万株）	平成17年 4月	家庭総合保険「ホームアシスト」発売開始
平成10年 6月	保険業法、料率算出団体法の改正	4月	「プライバシーポリシー」作成
6月	「通達」「事務連絡」を廃止し、「事務ガイドライン」による行政へ	4月	「個人情報保護法」全面施行
7月	算定会料率の遵守義務の廃止	4月	ペイオフ全面解禁
平成11年 4月	自動車保険「人身傷害補償特約」認可	4月	「リスク管理部」設置
7月	自動車保険ノンフリート等級別料率制度の改定（上限20等級）	8月	「業法第一条の誓い」制定
10月	台風18号による保険金支払総額、損保全社で3,147億円に	11月	「事務センター」設置
11月	朝日火災ホームページ開設	平成18年 3月	「損害保険契約者保護制度」改正
平成12年 1月	損保全社「西暦2000年問題」に対し万全の体制	4月	「会社法」施行
	ロードアシスタンスサービス開始	5月	「内部統制システムの基本方針」決定
		5月	次期システム構築プロジェクトスタート
		6月	本社を東京都千代田区神田美土代町7番地住友不動産神田ビルに移転
		12月	「保険金等支払管理委員会」設置
		平成19年 1月	地震保険料控除制度スタート
		3月	「内部監査部」「損害サービスセンター」設置
		4月	次世代育成支援対策法認定マーク「くるみん」取得
		9月	意向確認書面制度スタート

平成20年 4月	「朝日コンシェルジュサービス」 スタート
4月	損害保険募集人更新制度スタート
6月	保険法公布
10月	「カスタマ - センター」設置
10月	「ALM委員会」設置
11月	商品専門試験制度スタート
平成21年 2月	「事業者総合賠償責任保険」発売開 始
3月	「新型海外旅行保険」発売開始
3月	新資本金50億315万円に（第三者割 当てにより208万4千株を増資、発行 済株式総数：普通株式869万株、甲種 優先株式株式208万4千株）
4月	「海上運送保険支払・相談センター」 設置
4月	「勧誘方針」改定
4月	「内部統制システムの基本方針」改 定

4. 会社の組織・店舗網一覧

(1) 弊社の組織

(平成21年7月1日現在)



(3) 店舗網一覽

北に南にはぐくみます、ふれあいネットワーク

サービスセンター併設店

国内営業店舗数 支店65(平成21年7月1日現在)

本店・東京法人部

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地 03 3294 2111

本店営業第一部・本店営業第二部
 本店営業第三部・本店メディア部
 カスタマーセンター

首都圏営業本部

新宿支店 〒160-0023
 東京都新宿区西新宿3-2-11 03 3343 4576
 新宿三井ビルディング二号館

池袋支店 〒171-0022
 東京都豊島区南池袋2-26-4 南池袋平成ビル 03 3987 4301

深川支店 〒135-0047
 東京都江東区富岡2-1-9 NV富岡ビル 03 5646 2236

西東京支店 〒190-0022
 東京都立川市錦町1-7-18 立川エフビル 042 524 8205

町田支店 〒194-0022
 東京都町田市森野1-36-14 ピオレ町田ビル 042 722 1146

大宮支店 〒330-0802
 埼玉県さいたま市大宮区宮町1-38-1 048 644 7744
 野村不動産大宮共同ビル

川越支店 〒350-0043
 埼玉県川越市新富町2-22 八十二銀行川越ビル 049 222 3248

横浜支店 〒231-0015
 神奈川県横浜市中区尾上町4-52 045 641 8612
 横浜野村證券ビル

千葉支店 〒260-0027
 千葉県千葉市中央区新田町5-10 わかちく千葉ビル 043 246 6236

柏支店 〒277-0005
 千葉県柏市柏4-2-1 リーフスクエア柏ビル 04 7166 4161

甲府支店 〒400-0024
 山梨県甲府市北口1-1-8 甲府北口ビル 055 254 6435

宇都宮支店 〒320-0811
 栃木県宇都宮市大通1-4-22 028 624 8581
 住友生命宇都宮第二ビル

水戸支店 〒310-0021
 茨城県水戸市南町2-6-18 日本生命水戸南町ビル 029 231 1991

北海道営業本部

札幌支店 〒060-0002
 北海道札幌市中央区北2条西3-1 越山ビル 011(231)7321

函館支店 〒040-0001
 北海道函館市五稜郭町4-16 函館五稜郭MFビル 0138(52)7790

旭川支店 〒070-0032
 北海道旭川市2条通9-228 道銀ビル 0166(24)5131

釧路支店 〒085-0014
 北海道釧路市末広町13-1-4 釧路サウスビル 0154(23)7910

東北営業本部

仙台支店 〒980-0014
 宮城県仙台市青葉区本町2-3-10 仙台本町ビル 022(221)7621

青森支店 〒030-0861
 青森県青森市長島2-1-5 みどりやビル 017(722)8513

盛岡支店 〒020-0034
 岩手県盛岡市盛岡駅前通り8-17 小岩井明生ビル 019(653)3051

秋田支店 〒010-0001
 秋田県秋田市中通2-2-32 住友生命ビル 018(832)8482

山形支店 〒990-0039
 山形県山形市香澄町2-2-39 須藤ビル 023(632)8628

郡山支店 〒963-8002
 福島県郡山市駅前2-5-12 郡山野村證券ビル 024(923)4065

福島支店 〒960-8035
 福島県福島市本町5-5 殖産銀行フコク生命ビル 024(522)6800

上信越営業本部

新潟支店 〒951-8068
 新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215-7 025(225)1700
 新潟野村證券ビル

長岡支店 〒940-0066
 新潟県長岡市東坂之上町1-2-6 カーニブレイス長岡 0258(36)9337

高崎支店 〒370-0052
 群馬県高崎市旭町44-2 旭町ビル 027(322)3739

桐生支店 〒376-0023
 群馬県桐生市錦町3-1-25 桐生商工会議所会館 0277(43)6224

長野支店 〒380-0936
 長野県長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル 026(227)1092

松本支店 〒390-0815
 長野県松本市深志2-5-2 県信松本深志ビル 0263(32)9374

名古屋支店・名古屋法人部

〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦2-19-6 名古屋野村證券第二ビル 052(231)4461

中部営業本部

豊橋支店 〒440-0888
愛知県豊橋市駅前大通1-27-1 カーニブレイス豊橋 053(53)2936
金沢支店 〒920-0031
石川県金沢市広岡1-1-35 金沢第二ビル 07(233)2884
富山支店 〒930-0029
富山県富山市本町9-10 大同生命富山ビル 07(444)8220
四日市支店 〒510-0067
三重県四日市市浜田町5-27 第三加藤ビル 05(351)7215
松阪支店 〒515-0019
三重県松阪市中央町515-3 一志屋中央ビル 059(51)2283
岐阜支店 〒500-8813
岐阜県岐阜市明德町10 杉山ビル 05(263)3191
浜松支店 〒430-0936
静岡県浜松市中区大工町125 大発地所ビルディング 05(454)8396
静岡支店 〒420-0857
静岡県静岡市葵区御幸町4-1 アーバンネット静岡ビル 05(253)3151
沼津支店 〒410-0801
静岡県沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル 05(963)7173

大阪支店・大阪法人部

〒541-8508
大阪府大阪市中央区本町3-4-10 本町野村ビル 06(6265)2800

近畿営業本部

堺支店 〒590-0076
大阪府堺市堺区北瓦町2-4-18 りそな堺東ビル 07(222)3555
京都支店 〒600-8411
京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612 07(211)4221
四条烏丸ビル
神戸支店 〒650-0034
兵庫県神戸市中央区京町71 山本ビル 07(321)0701
姫路支店 〒670-0902
兵庫県姫路市白銀町24 07(281)3535
みなと銀行第一生命共同ビルディング
滋賀支店 〒520-0047
滋賀県大津市浜大津2-1-36 大津フコク生命ビル 07(523)561
和歌山支店 〒640-8157
和歌山県和歌山市八番丁11 07(402)1650
日本生命和歌山八番丁ビル

四国営業本部

高松支店 〒760-0023
香川県高松市寿町1-1-12 パシフィックシティ高松 08(821)5581
松山支店 〒790-0878
愛媛県松山市勝山町1-19-3 青木第一ビル 08(943)7605
高知支店 〒780-0053
高知県高知市駅前町1-8 第七駅前観光ビル 08(883)2840
徳島支店 〒770-0905
徳島県徳島市東大工町1-9-1 アクア徳島ビル 08(622)5724

中国営業本部

広島支店 〒730-0035
広島県広島市中区本通7-29 アイビービル 08(247)2431
福山支店 〒720-0043
広島県福山市船町7-25 ケイエースビル 08(924)1751
徳山支店 〒745-0034
山口県周南市御幸通り1-5 住友生命徳山ビル 08(34)221341
岡山支店 〒700-0901
岡山県岡山市本町6-36 第一セントラルビル 08(225)0505
米子支店 〒683-0064
鳥取県米子市道笑町2-252 大鉄米子ビル 08(32)2201
鳥取駐在事務所 〒680-0845
鳥取県鳥取市富安2-159 久本ビル 08(57)265535

九州営業本部

福岡支店・九州法人部 〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル 09(712)3311
北九州支店 〒802-0081
福岡県北九州市小倉北区紺屋町4-6 北九州ビル 09(551)5881
佐賀支店 〒840-0816
佐賀県佐賀市駅南本町6-7 第一内田ビル 09(52)414098
大分支店 〒870-0023
大分県大分市長浜町2-14-26 O S Hビル 09(534)6011
長崎支店 〒850-0057
長崎県長崎市大黒町11-8 09(5)8266348
熊本支店 〒860-0803
熊本県熊本市新市街11-18 09(324)2332
熊本第一生命ビルディング
宮崎支店 〒880-0001
宮崎県宮崎市橘通西5-1-23 矢野興業ビル 09(85)246859
鹿児島支店 〒892-0844
鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル 09(222)8141
沖縄支店 〒900-0014
沖縄県那覇市松尾1-19-27 ゼファー那覇ビル 09(860)4016

(4) 海外ネットワーク

該当ありません。

5. 株主・株式の状況

(1) 基本事項

定時株主総会開催時期	毎年6月中
決算期日	毎年3月31日
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
基準日	毎年3月31日
公告掲載新聞	日本経済新聞
上場取引所名	非上場

(2) 定時株主総会議案等

臨時株主総会

臨時株主総会が、平成21年3月25日に開催され、以下のとおり決議されました。

決議事項

議案 定款一部変更の件

本件は原案のとおり、承認可決されました。

変更の概要は以下のとおりです。

自己資本の一層の充実による財務基盤強化を目的とし、種類株式として甲種優先株式を新設し、あわせて発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加いたしました。

この変更により、甲種優先株式2,084,000株を発行しました。

第59回定時株主総会

第59回定時株主総会が、平成21年6月26日に開催され、以下のとおり報告並びに決議されました。

報告事項

第59期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 自己株式取得の件

本件は原案のとおり、会社法第156条及び第160条の規定に基づき、本総会終結の時から、1年を超えない時まで、特定の者より普通株式15万株、取得価額の総額1億円を限度として自己株式を取得することにつき、承認可決されました。

第2号議案 取締役13名選任の件

本件は原案のとおり、大家一穂、土居武彦、鈴木健人、鴫田一男、内尾博、新井昇、浜田裕彦、佐古隆、八尋富士夫、岸本圭司、三浦義範、戸村利弥、後藤昌弘の13氏が選任され、就任いたしました。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は原案のとおり、柳澤紀久氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は原案のとおり、本総会終結の時をもって退任されました取締役宮本正美、福眞峰穂、大野繁彦、柳澤紀久の4氏及び監査役戸村利弥氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することが承認可決されました。

(3) 株式分布状況

所有者別状況

ア．普通株式

(平成21年3月31日現在)

所有者区分	株主数	株式数	発行済株式総数に対する割合
政府・地方公共団体	0人	0株	0.00%
金融機関	6	855,140	9.84
証券会社	4	498,040	5.73
その他の法人	36	6,411,961	73.79
外国法人	0	0	0.00
個人その他	231	924,859	10.64
合計	277	8,690,000	100.00

イ．甲種優先株式

(平成21年3月31日現在)

所有者区分	株主数	株式数	発行済株式総数に対する割合
その他の法人	1人	2,084,000株	100.00%
合計	1	2,084,000	100.00

所有数別状況

ア．普通株式

(平成21年3月31日現在)

所有数区分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
1単元未満	99人	35.74%	31,714株	0.36%
1単元以上5単元未満	133	48.01	288,032	3.31
5単元以上10単元未満	10	3.61	67,230	0.77
10単元以上50単元未満	17	6.14	328,840	3.78
50単元以上100単元未満	3	1.08	215,004	2.47
100単元以上500単元未満	12	4.33	2,840,880	32.69
500単元以上1000単元未満	1	0.36	673,500	7.75
1000単元以上	2	0.72	4,244,800	48.85
合計	277	100.00	8,690,000	100.00

イ．甲種優先株式

(平成21年3月31日現在)

所有数区分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
1000 単 元 以 上	1 人	100.00 %	2,084,000 株	100.00 %
合 計	1	100.00	2,084,000	100.00

地域別状況

ア．普通株式

(平成21年3月31日現在)

地域区分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
北海道	2 人	0.72 %	363 株	0.00 %
東北	7	2.53	5,872	0.07
関東	169	61.01	7,255,265	83.49
中部	41	14.80	86,166	0.99
近畿	42	15.16	1,322,318	15.22
中国	5	1.81	3,909	0.04
四国
九州	11	3.97	16,107	0.19
外 国
合 計	277	100.00	8,690,000	100.00

イ．甲種優先株式

(平成21年3月31日現在)

地域区分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
関東	1 人	100.00 %	2,084,000 株	100.00 %
合 計	1	100.00	2,084,000	100.00

(4) 大株主(上位10位)

普通株式

(平成21年3月31日現在)

氏名または名称	住 所	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号	3,126 千株	35.98 %
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,118	12.86
株式会社 ジャフコ	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	673	7.75
株式会社 りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	418	4.81
朝日火災従業員持株会	東京都千代田区神田美土代町7番地	411	4.73
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	405	4.66
野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	286	3.29
高木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1-400号	258	2.97
野村殖産株式会社	大阪市中央区高麗橋二丁目1番2号	244	2.80
株式会社 杉村倉庫	大阪市港区福崎一丁目1番57号	215	2.47

甲種優先株式

(平成21年3月31日現在)

氏名または名称	住 所	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号	2,084 千株	100.00 %

(5) 配当政策

弊社は、長期安定的な経営基盤を確立するため、内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対して安定した配当を行うことを基本方針としています。

以上の方針に基づき、平成21年3月期の株主配当金については、普通株式1株につき6円、優先株式1株につき48円としました。

内部留保金については、任意積立金として積み立てて、担保力の強化を図ることとしています。

(6) 資本金の推移

(単位：百万円)

年 月 日	増 資 額	増 資 後 資 本 金	摘 要
昭和26年 2月26日		50	設立
昭和28年12月16日	50	100	有償 第三者割当
昭和40年 1月 1日	150	250	有償 第三者割当
昭和62年10月 1日	1,080	1,330	有償 第三者割当
昭和63年10月 1日	1,075	2,405	有償 第三者割当
平成 9年11月 7日	97	2,502	有償 第三者割当
平成21年 3月26日	2,500	5,003	有償 第三者割当

(7) 最近の新株発行状況

種 類	発行年月日	発行株式数	発行総額	摘 要
普通株式	昭和62年10月1日	1,000千株	2,160百万円	有償 第三者割当(14人) 1,000,000株 発行価額2,160円 資本組入額1,080円
普通株式	昭和63年10月1日	1,000	2,150	有償 第三者割当(28人) 1,000,000株 発行価額2,150円 資本組入額1,075円
普通株式	昭和63年11月1日	600	30	無償 株主割当(1:0.1) 600,000株
普通株式	平成2年2月1日	760	38	無償 株主割当(1:0.1) 760,000株
普通株式	平成9年11月7日	330	194	有償 第三者割当(1人) 330,000株 発行価額590円 資本組入額295円
甲種優先株式	平成21年3月26日	2,084	5,001	有償 第三者割当(1人) 2,084,000株 発行価額2,400円 資本組入額1,200円

(8) 最近の社債発行

該当ありません。

6. 役員状況

取締役及び監査役

(平成21年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
取締役社長 (代表取締役)	おお や かず ほ 大家 一穂 (昭和24年7月26日生)	平成6年6月 野村證券株式会社取締役 平成10年6月 野村ファイナンス株式会社常務取締役 平成12年12月 野村土地建物株式会社顧問 平成13年6月 当社取締役社長(現職)
専務取締役	ど い たけ ひこ 土居 武彦 (昭和18年9月22日生)	平成8年1月 株式会社大和銀行調査役 平成9年1月 当社入社 大阪法人部長 平成9年6月 取締役 平成12年6月 常務取締役大阪・西日本統括本部長 平成19年3月 常務取締役大阪支店担当、近畿営業本部長、四国営業本部長 平成20年6月 専務取締役大阪支店担当、近畿営業本部長、四国営業本部長 平成21年6月 専務取締役営業企画本部長、商品部担当(現職)
常務取締役	すず き たけ と 鈴木 健人 (昭和22年2月5日生)	昭和44年4月 当社入社 平成9年6月 本店長兼本店営業第一部長、営業第二部長 平成14年6月 取締役 平成15年6月 常務取締役 平成18年3月 常務取締役法人統括本部長、東日本営業本部長 平成19年3月 常務取締役法人本部長 平成21年6月 常務取締役大阪支店担当、近畿営業本部長、四国営業本部長(現職)
常務取締役	とき た かず お 鴫田 一男 (昭和23年9月30日生)	昭和48年4月 当社入社 平成9年6月 北海道営業本部長兼札幌支店長 平成12年6月 取締役 平成16年6月 常務取締役首都圏・上信越統括本部長 平成19年3月 常務取締役営業企画本部長兼営業推進部長 平成19年6月 常務取締役商品部、システム企画部管掌、営業企画本部長兼営業推進部長 平成20年3月 常務取締役商品部、システム企画部管掌、営業企画本部長 平成20年6月 常務取締役営業企画本部長 平成21年6月 常務取締役名古屋支店管掌、中部営業本部長(現職)
常務取締役	うち お ひろし 内尾 博 (昭和24年10月28日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年2月 本店営業第二部長 平成14年6月 取締役 平成16年6月 取締役本店長 平成18年6月 常務取締役本店長 平成20年10月 常務取締役本店長、カスタマーセンター長(現職)
常務取締役	み うら よし のり 三浦 義範 (昭和31年5月20日生)	平成12年6月 株式会社ジャフコ取締役 平成14年4月 株式会社ジャフコ常務取締役 平成19年3月 ジャフコベン株式会社取締役社長 平成21年1月 当社入社 執行役員法人本部担当 平成21年6月 常務取締役法人本部長(現職)
取締役	あら い のぼる 新井 昇 (昭和28年3月19日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年4月 大阪支店長 平成16年6月 取締役大阪支店長 平成19年3月 取締役首都圏営業本部長(現職)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
取締役	はま だ ひろ ひこ 浜 田 裕 彦 (昭和29年12月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年6月 広島支店長 平成15年6月 名古屋支店長 平成17年6月 取締役総合企画本部長 平成18年3月 取締役総合企画部長、コンプライアンス業務部、 リスク管理部担当 平成19年3月 取締役総合企画部長、法務部、コンプライアンス業務 部、リスク管理部担当 平成19年6月 取締役損害サービス本部長、総合企画部長 平成21年6月 取締役損害サービス本部長、総合企画部、コンプライア ンス業務部、リスク管理部、法務部担当(現職)
取締役	さ こ たかし 佐 古 隆 (昭和25年4月9日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年11月 本店営業第二部長 平成17年4月 本店営業第一部長 平成17年6月 執行役員就任 平成19年3月 執行役員北海道営業本部長、東北営業本部長、 上信越営業本部長 平成19年6月 取締役北海道営業本部長、東北営業本部長、 上信越営業本部長(現職)
取締役	や ひろ ふじお 八 尋 富士夫 (昭和27年1月18日生)	平成14年7月 当社入社 平成15年6月 九州営業本部長席部長 平成16年4月 九州営業本部長 平成17年6月 執行役員就任 平成19年3月 執行役員中国営業本部長、九州営業本部長 平成19年6月 取締役中国営業本部長、九州営業本部長(現職)
取締役	きし もと けい じ 岸 本 圭 司 (昭和30年8月17日生)	平成14年10月 当社入社 平成17年4月 人事部長 平成19年6月 取締役管理本部長兼人事部長 平成21年4月 取締役管理本部長兼人事部長兼システム企画部長 平成21年6月 取締役管理本部長兼人事部長(現職)
取締役	と むら とし や 戸 村 利 弥 (昭和27年7月19日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年4月 総務人事部長 平成17年4月 総務部長 平成20年3月 管理本部上席調査役 平成20年6月 常勤監査役 平成21年6月 取締役システム企画部、業務管理部、事務センター担当(現職)
取締役	ご どう まさ ひろ 後 藤 昌 弘 (昭和28年7月29日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年7月 本店営業第一部長 平成17年4月 名古屋支店長 平成18年3月 執行役員名古屋支店長 平成21年6月 取締役名古屋支店長(現職)
常勤監査役	やなぎ さわ のり ひさ 柳 澤 紀 久 (昭和25年6月7日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年7月 名古屋支店部長兼営業第二課長 平成16年4月 商品部長 平成18年3月 執行役員システム企画部担当、商品部長 平成20年3月 執行役員商品部・システム企画部執行担当 平成20年6月 取締役商品部・システム企画部担当 平成21年4月 取締役商品部担当 平成21年6月 常勤監査役(現職)
監査役	たか い やす はる 高 井 靖 治 (昭和4年4月26日生)	昭和59年12月 野村證券株式会社監査役 昭和62年12月 野村福祉共済会理事長 昭和63年6月 当社監査役(現職)
監査役	の むら ふみ ひで 野 村 文 英 (昭和9年4月13日生)	昭和57年12月 野村證券株式会社監査役(現職) 昭和58年6月 野村殖産株式会社代表取締役社長(現職) 平成6年6月 当社監査役(現職)

(注) 監査役高井靖治及び野村文英は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」である。

7. 従業員の状況

(1) 人員、平均年令、平均勤続年数、平均年間給与 (平成21年3月31日現在)

区 分	従 業 員
従 業 員 数	703名
平 均 年 令	42.1歳
平 均 勤 続 年 数	13.4年
平 均 年 間 給 与	6,504千円

(注)1 従業員数は、就業人員(弊社から社外への出向者を除き、社外から弊社への出向者を含む。)であり、退職者及び臨時従業員は含みません。

(注)2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含みます。

(2) 採用方針

優秀な人材の確保と育成が弊社の発展の源であると位置づけ、次のような人材を求めています。

柔軟な発想を持ち、個性的で創造力を発揮する人材
フロンティアスピリッツ、ベンチャースピリッツが旺盛な人材
知識を知恵に昇華することができる人材

(3) 研修制度

「自ら気づき、考え、学び、成果を出せる社員」の育成を目指し、入社後2ヶ月間の新入社員本社集中研修、OJT、集合研修を実施しております。また、さらなる人材強化を目指し、通信研修や資格取得制度の拡充を予定しております。

(4) 福利厚生

法律で定められている社会保険などの福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しております。

従業員持株制度
慶弔金・見舞金支給制度
財形貯蓄制度
各種休暇制度
会社所有・提携の保養施設
スポーツクラブ(法人会員)
運動・文化活動補助(各種クラブ活動)
生活資金融資制度
資格取得補助制度

(5) 研修センター

創立40周年の記念事業として、平成5年に静岡県小山町に開設した「朝日火災富士研修セ

ンター」は、雄大な富士山を正面にとらえ、緑豊かな自然に恵まれた環境にあって、研修棟には大研修室1・中研修室2を備え、また宿泊棟には約70名を収容できる洋室（シングル・ツイン）・和洋室（ファミリータイプ）があります。

この研修センターは、社員及び代理店の研修や会議の開催、また週末には保養にと多目的に利用されており、弊社の発展にとって欠かせない人材育成に大きく貢献しています。



8. 関連会社

会社名	本店所在地	設立年月日	主な業務内容	資本金	当社出資比率
朝日火災ビジネス・サービス株式会社	東京都千代田区	昭和63年9月29日	事務代行、損害保険代理業務	100百万円	% 100

9. トピックス

(1) 適正な保険引受のために

保険募集を行う代理店の教育制度の一環として、平成20年4月「募集人資格更新制度」、同年11月より「商品専門試験制度」を導入いたしました。

これにより、保険募集を行う全代理店のより専門知識を向上させることにより、お客さまに保険をわかりやすく説明いたします。

(2) A L M委員会発足について

平成20年10月、社内にA L M委員会を発足させました。A L Mとは、アセット・ライアビリティ・マネジメントの略で、総合的に資産と負債を管理する体制を構築しました。お客さまからお預かりした保険料を安全に効率よく資産を運用してまいります。

(3) 事業者総合賠償責任保険発売開始

平成21年2月より事業者総合賠償責任保険を発売いたしました。

これまで、販売している賠償責任保険商品を統合した保険内容となっており、この事業者総合賠償責任保険で事業活動における賠償リスクを包括してカバーすることができるようになりました。また、お客さまのニーズに合わせた各種特約もご用意し、これらを組みあわせることで自由な保険商品の設計が可能となりました。

(4) 新型海外旅行保険発売開始

平成21年3月より海外旅行保険を改定発売いたしました。

新型海外旅行保険では、海外主要55都市に配置されている「現地対応デスク」でご旅行中の病気やケガ、盗難などのさまざまなトラブルに対し、スタッフが日本語でご相談に応じる体制をご用意いたしました。「現地対応デスク」に連絡がとれない場合や直接日本に連絡されたい場合なども、オペレーターを通さず、無料で「東京24時間サービスセンター」で対応いたします。

また、海外300か所を超える提携病院で、キャッシュレスで病気やケガの治療を受けられますので、現金のお持ち合わせがない場合や治療費がクレジットカードの限度額を超える場合でも、安心して治療を受けられるサービスをご用意いたしました。

(5) 第三者割当増資の実施について

平成21年3月、財務基盤の一層の強化のため、約50億円の第三者割当増資を行いました。これにより、当社の資本金は50億315万円（増資前25億235万円）となりました。

Ⅱ 弊社の運営

1. 内部統制システムの基本方針

(平成18年5月1日 制定)
(平成21年4月1日 改定)

経営方針（理念）行動指針を踏まえ、平成17年11月1日、「業法第一条の誓い」を制定し、全役職員へ浸透を図っております。

「業法第一条の誓い」は、

「私たちは、業務の健全かつ適切な運営に努めます。」

「私たちは、公正な保険募集に努めます。」

「私たちは、お客さまの保護に努めます。」

の3つの宣誓で構成されており、経営方針（理念）行動指針の礎として位置づけております。

この「業法第一条の誓い」を達成することを目的として、以下の内部統制システムの基本方針（11項目）を定めております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

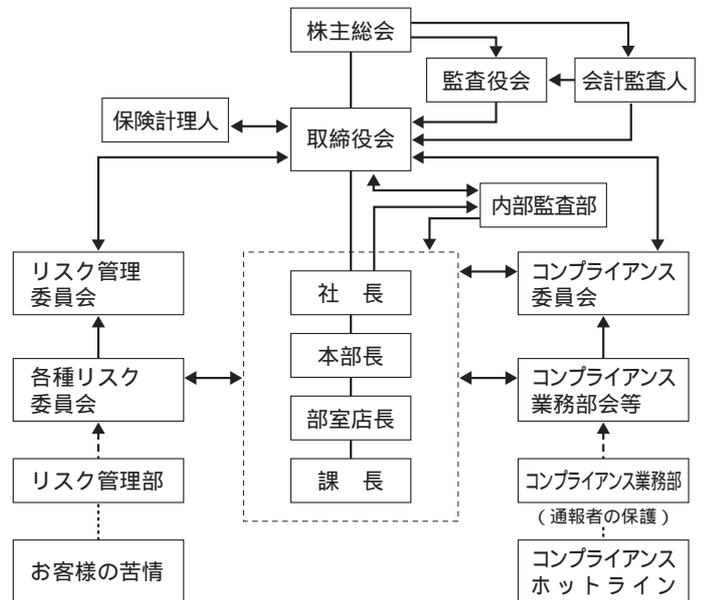
当社では、コンプライアンスについて、経営の最重要課題と位置づけ、「法令等遵守に係る基本方針」「朝日火災の勧誘方針」を定めております。

体制としましては、コンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を、その下部組織として「コンプライアンス業務部会」を、また、各営業本部等に「本部コンプライアンス委員会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署として「コンプライアンス業務部」を設けています。

コンプライアンス体制を具体的に推進するために、「コンプライアンスマニュアル」を策定するとともに、「コンプライアンスプログラム」を作成し、役職員に徹底しております。

また、社内通報制度（コンプライアンスホットライン）を設け、社内の自浄能力を促します。

内部統制のための組織体制概略図



(注) 上記体制図は概略図であり、上図に示すほか、「監査役会」は、内部監査部と連携を図り、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席（議事録の閲覧）、業務部門を往査するなどして全社的連携をもつ。「内部監査部」は、監査役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会と連携をもつ。

特に、役職員の職務について、内部監査部は、営業活動をはじめとする業務全般が、法令等および社内の諸規程に従い適切に行われているかを基本に、各部門に対して、内部監査実施要領に基づき監査を実施しております。その結果については、取締役会、コンプライアンス委員会並びにリスク管理委員会に報告をしています。

2 反社会的勢力等への体制

反社会的勢力による不当要求等に対して、行動規範、法令等遵守に係る基本方針、社内規則等に明文の根拠を設け、代表取締役等以下、組織全体として対応します。具体的には、市民社会の秩序や安全、役職員の安全を確保、警察等外部の専門機関との緊密な連携関係の構築、一切の不当要求の拒絶を行います。

3 顧客保護等に関する体制

お客様の苦情（お客様の声）を宝物として受け止め、日々の苦情（お客様の声）を毎日、全取締役に、メール配信するなどしており、当該苦情の発生原因を分析し、速やかに対応を実施しております。苦情は、月毎に発生、原因、対策を分析し取締役会、リスク委員会等に報告される体制を構築しております。

また、ご契約のあったお客様、保険金支払のあったお客様へアンケートを実施し、業務改善に役立てております。

保険金等の支払について、お客様から苦情のあった事例などについては、外部の医師、弁護士を委員とする「保険金等支払管理委員会」で審議する体制を構築しております。

4 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存します。取締役及び監査役は、文書保存規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

5 財務報告の適正性を確保する体制

財務報告については、「有価証券報告書等の適正性に関する規程」を制定して財務文書の適正性を確保しております。

6 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク全般の把握とその管理体制の強化のために、リスク全般を統括する組織として、「リスク管理委員会」を設置し、取締役会へ定期的に報告を行っております。取締役会は、その報告に基づき、経営に影響を与えるリスク情報を確認し対応等を検討しております。

「リスク管理委員会」の下部組織として「保険引受リスク委員会」「資産運用リスク委員会」「事務リスク委員会」「システムリスク委員会」の4つの委員会を設置し、各種リスクの把握、分析、評価、管理を行っております。また、会社全体のリスク管理統括部署として「リスク管理部」を設けています。リスク管理体制を具体的に推進するために、「リスク管理規程」を策定し実行しております。

また、お客様の苦情を宝物として受け止め、リスク管理に組み入れております。
さらに、資産運用リスク、保険引受リスクなどのリスク管理の高度化を図るため、「ALM（資産、負債の総合管理）委員会」を設置しております。

7 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会では、内部監査結果、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の審議結果を参考に重要事項の意思決定が速やかに行われる体制を構築しております。

取締役の職務の執行にあたっては、毎年度初め、「業務計画」を定めるとともに、「適正な予算の編成と執行」を行い、全社的な業務の効率化を実施しております。

また、「職務権限規程」、「事務分掌規程」により取締役の権限及び責任の範囲の明確化を行っております。

8 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の内部統制に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えております。管理の実効性を高めるため、「子会社管理規程」を定め、本社コンプライアンス業務部およびリスク管理部はこれらを横断的に推進し、管理することとしています。また、内部監査部は子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の有効性を検証しています。

9 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該役職員に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき専属の使用人は配置していませんが、総務部が監査役の業務補助をすることとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行ったうえで決定します。

10 取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会やリスク管理委員会などの重要な会議に出席（または議事録の閲覧）するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。また、必要に応じて直接役職員より報告を受けます。

さらに、取締役は、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルール違反または会社へ著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告を行うこととしています。

11 その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保する体制

監査役は、代表取締役と随時、監査上の重要課題等について意見交換会を設定します。

監査役は、内部監査部、会計監査人から監査内容等について報告を受けるとともに、緊密な関係を保ちます。

2. リスク管理の体制

保険事業をとり巻く経営環境の中で、様々なリスクを的確に把握、管理していくことが、経営の重要課題となっております。このため、リスク全般の把握とその管理体制を強化するために様々なリスクを統合して管理するリスク管理部を設置し、各種「リスク委員会」とそれらを横断的に統括した「リスク管理委員会」で実効性のあるリスク管理を行っております。

(1) リスクの種類とリスク管理の方法

弊社では、保険事業に係るリスクを以下のように分類し、各々のリスクにかかわる業務を所管する統括部門を事務局とする各リスク委員会で、リスクの把握、分析、評価、管理を行っております。

委員会	リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取り組み
資産運用 リスク	保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、弊社が損失を被るリスク	<p>保険事故の発生状況、金利動向、経済情勢などをふまえて、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測などを実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立て、再保険手配を実施しています。</p> <p>併せて、保険引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。</p> <p>なお、再保険に関する方針などは次頁に記載の通りです。()</p>
	市場リスク	<p>金利の変動により収益が減少したり、キャッシュフローが不安定化するリスク</p> <p>価格の変動により資産価値が減価するリスク</p> <p>外国為替相場の変動により損失を被るリスク</p>	<p>運用資産の残高・含み損益状況の把握に努めるとともに、リスク限度額を具体的に定め、バリュート・アット・リスク法によるリスク量の計測などを行うことにより、リスクの適切な管理に努めています。</p> <p>また、通常の市場変化を超える動きが発生した場合の損失額の検証として、ストレス・テストを定期的に行い、その結果と資本との比較を行っています。</p>
	信用リスク	与信先の財政状況悪化などにより、資産の価値が減少ないし消滅し、弊社が損失を被るリスク	<p>個別取引に際しては、厳正に信用リスクを分析・審査を行ったうえ、投融資を実施しています。</p> <p>また、厳格な資産の自己査定により適切な償却、引当を行います。</p>
	流動性リスク	予期せぬ資金流失により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより弊社が損失を被るリスク	<p>新契約、解約、満期などの資金移動に関する情報収集・分析に努め、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢に留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境などを注視しています。</p>

委員会	リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取組み
事務リスク	事務リスク	弊社の役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより弊社が損失を被るリスク	各業務分野について、事務手順・ルールなどに関するマニュアルの整備を行うとともに、所属部署における自主点検・内部監査部による内部監査などを参考に事務の改善、事務水準の向上に努めています。
システムリスク	システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備、ならびに不正使用などに起因して弊社が損失を被るリスク	内部管理およびリスク管理の状況を把握し、また経営方針の戦略目標に添ったシステムを稼働します。 また、顧客情報に関しては、「システムリスク管理規程」に基づき、厳正な取扱いを徹底しています。

() 再保険について

(1) 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針

再保険を手配する（これを「出再」といいます。）に当たっては、確実に回収出来ることを第一と考へ、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しており、再保険を引き受ける（これを「受再」といいます。）に当たっては、国内受再は慎重な判断のもとに引き受け、海外からの受再は引受リスクの精査が難しいことなどから原則として行っておりません。

(2) 再保険カバーの入手方法

再保険者から直接取得する方法と再保険ブローカー経由で取得する方法を併用しています。

(3) 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて

地震や台風などの集積リスクを軽減する仕組みとして再保険カバーがあり、取引内容・条件などを定めた再保険契約を再保険者との間で締結しております。これはあらかじめ再保険者との間で一定期間の再保険が円滑に履行されるよう取り交わされるもので、これにより多数の契約が継続的・自動的に再保険処理されます。

地震災害リスクの再保険手当てとして、保険契約の一定割合を自動的に出再する形態や損害について一定の保有損害額に達するまでは弊社が負担し、損害がこれを超過した場合にその超過損害を再保険者が負担する形態の再保険カバーを設定しています。出再上限額設定に当たって、個々のリスクの集積状況を地区別に把握・管理し、外部機関によるモデリングデータも勘案しつつ関東大震災クラスを想定した再保険カバーを設定しています。

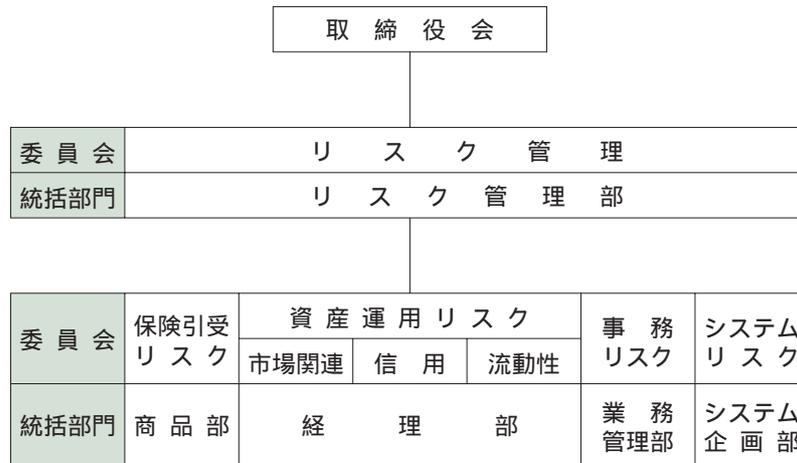
台風災害リスクの再保険形態や出再上限額設定についても地震災害リスクと同様に行っており、伊勢湾台風クラスを想定した再保険カバーを設定しています。

(2) リスク管理の体制

弊社では、上記のような各種リスクを統括部門で管理しております。そして、リスク全般を統括する組織として、リスク管理部を事務局とする「リスク管理委員会」を設置し、取締役会へ定期的に報告を行います。

取締役会は、その報告に基づき、経営に影響を与えるリスク情報を確認し、対応などを検討することにしていきます。

リスク管理に係る組織体系



3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

第三分野に係る保険商品(注1)については標準責任準備金(注2)を積み立てていますが、更に適切な責任準備金を積み立てるために保険事故の実績に応じた事後的な検証(ストレステスト(注4)といいます。)を行っています。

検証の結果、将来の支払に対して責任準備金が不足する可能性があるとは判断される場合には、追加して責任準備金を積み立てることとしています。

(1) 第3分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

予定発生率(注5)に基づく将来にわたる責任準備金の積立額が、保険事故実績による危険発生率(注6)に一定水準の上乗せ(注7)をした危険発生率に基づく将来にわたる責任準備金の積立額を上回れば、現在の責任準備金の積立が適切であるものと考えます。

(2) 負債十分性テスト(注8)・ストレステストにおける危険発生率などの設定水準の合理性及び妥当性

過去の保険事故実績により設定した危険発生率を用いて将来10年間にわたる予測をし、さらに不確実性に耐え得る水準(注9)で危険発生率が悪化した場合を想定したモデルを用いることにより、合理的かつ妥当な水準で責任準備金の検証を行っています。

(3) テストの結果

平成20年度末決算における検証の結果、責任準備金の積立は十分であることが確認されました。

(注1) 第三分野に係る保険商品

一般的には医療保険やがん保険、介護保険のような疾病(生死にかかわるものは含みません。)や傷害に関わるリスクを補償する保険商品のことをいいます。

弊社における事後的検証の対象商品は「介護費用保険」および「長期所得補償保険」になります。

- (注2) 標準責任準備金
保険期間が長期にわたる第三分野商品について、金利情勢の変化に応じた標準利率(注3)による積立を義務付けられた責任準備金のことをいいます。
- (注3) 標準利率
保険業法により、保険会社各社が保険金支払のために備える責任準備金を積み立てる上で使用する利率として義務付けられた利率のことをいいます。
- (注4) ストレステスト
過去の実績から想定される将来の保険金支払に対して、想定を超えて支払が生じた場合の影響に関する分析のことをいいます。
- (注5) 予定発生率
統計などを用いて予め想定される保険事故の発生割合のことをいいます。
- (注6) 危険発生率
ここでは保険事故の実績を用いて計算される保険事故の発生割合のことをいいます。
- (注7) 一定水準の上乗せ
過去の実績を用いて将来の危険発生率を予測するという不確実性を補うために、さらなる不足の事態(想定外の危険発生率の悪化)に備える水準を確保することを意味します。
- (注8) 負債十分性テスト
ストレステストの結果、想定を超えて支払が生じる可能性があると判断された場合に、責任準備金の不足額について検証を行う分析のことをいいます。
- (注9) 不確実性に耐え得る水準
危険発生率に関するリスクの99%をカバーする水準としています。

4. 法令遵守の体制と勧誘方針

- (1) 弊社では、法令等遵守(コンプライアンス)について、経営の最重要課題と位置づけ、その課題を達成するために「法令等遵守に係る基本方針」として次のとおり定めています。

法令等遵守に係る基本方針

1. 法令等を遵守します。
法令や社内規定、社会規範を厳格に遵守し、企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行いません。
2. 公共的使命と社会的責任を認識し、信頼される企業となるよう努めます。
損害保険事業の公共性、社会性を十分認識し、健全かつお客様の立場に立った事業活動を展開し、社会からより信頼される企業となるよう努めます。
3. 反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

また企業として自覚と責任ある行動を徹底するため、「行動規範」を定めています。(5頁参照)

(2) 弊社では、勧誘方針を定めて、適正な金融商品の販売、勧誘に努めています。

【 朝 日 火 災 の 勧 誘 方 針 】

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、朝日火災海上保険の金融商品の勧誘方針をお知らせいたします。

1. 保険商品の販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な保険販売を心がけます。またお客さまに重要な事項について正しくご理解していただけるように適切な説明を行うよう努めてまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、経験、保険加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な保険商品のご案内に努めてまいります。
3. 保険商品のご説明やご契約の際には、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分に配慮するよう心がけます。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう努めてまいります。
5. 万が一保険事故が発生した場合の、保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速かつ的確に手続きが行われるよう努めてまいります。
6. お客さまからのお問い合わせには、迅速、適切、丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては、商品の開発、販売方法等に活かしてまいります。
7. お客さまへ適正な勧誘・販売を行うため、社内体制の整備や販売にあたる者の研修・指導に取組みます。
8. お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう努めてまいります。
9. 【お問い合わせ】ご相談・お問い合わせにつきましては、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

 **朝日火災海上保険株式会社**〔お客様相談センター〕

☎ 0120 - 11 - 5603

受付時間 平日 午前9：00～午後5：00

年末年始は除きます。

携帯電話・PHSからはご利用できません。

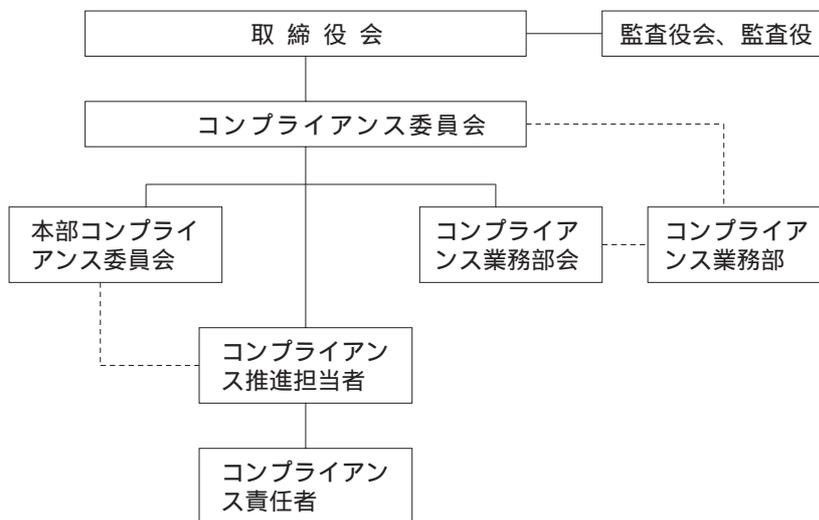
(平成21年4月1日改定)

- (3) 弊社では営業店、サービスブロックおよび本社管理・業務部門に「コンプライアンス責任者」を配置し、コンプライアンスを徹底すると共に、社員のコンプライアンスマインドを向上することに努めています。

同時に、内務課長を「コンプライアンス推進担当者（オフィサー）」として、社員又は所属する代理店に対し、コンプライアンスの指導、教育及び管理を行うことにし、法令遵守体制を着実に確立するように努めています。

- (4) 弊社では、社内のコンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」とその下部組織として「コンプライアンス業務部会」を、また各本部に「本部コンプライアンス委員会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署として「コンプライアンス業務部」を設けています。

コンプライアンス推進体制



- (5) コンプライアンス体制を具体的に推進するために、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、損害保険会社としての社会的責任と公共的使命を柱とした弊社の「行動規範」や遵守すべき法令、違法行為を発見した場合の対処を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、役職員へ徹底しています。
- (6) 全社員対象の「コンプライアンス研修」や「コンプライアンス・プログラム自主研修」などの研修を実施しており、こうした研修を通して、コンプライアンスの実践の浸透に取り組んでいます。

5. 社外・社内の監査体制

- (1) 弊社は、法令などに基づき業務全般に亘る監査体制を整えています。

社内の監査役監査、および社外監査として「新日本有限責任監査法人」による会計監査、システム監査などを定期的に行っています。

(2) 弊社は、社内監査を「内部監査部」が行っています。

監査は、営業活動をはじめとする業務全般が、法令などおよび弊社の諸規定に従い適切に行われているかを基本に、各部門および代理店に対して、原則として年1回行っています。その結果については、「取締役会」並びに「コンプライアンス委員会」などに報告しています。

監査の目的は、過誤の是正および不正の防止をはかり、また、業務の正常な運営・改善を指導して、経営方針を確実に且つ効率的に実現させることにあります。

6. 個人情報保護

個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、下記のとおり弊社の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言を策定しました。

弊社のホームページへ掲載するとともに、事務所の窓口で掲示・備付けることにより、公表しております。

また、「システムリスク管理規程、及び危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を制定し、施行しています。

当社の個人情報に関する取扱いについて （当社のプライバシーポリシー） 当社の個人情報保護に関する基本方針

2005.4.1

 朝日火災海上保険株式会社

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや（社）日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び（社）日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(1) 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記(4)、(5)に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

当社が取り扱う商品の販売・サービスの案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については損害査定業務を含みます。）を行うため。当社が取り扱う商品・サービスは次のとおりです。

・損害保険およびこれらに付帯・関連するサービス

当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。

他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。

市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。

その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(3) 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社の提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記(4)提携先企業との共同利用をご覧ください。）
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記(5)情報交換制度等をご覧ください。）
- ・国土交通省との間で共同利用を行う場合（下記(6)国土交通省への個人データ提供をご覧ください。）

(4) 提携先企業との共同利用（当社の提携先企業については、現在ありません。）

当社および当社の提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

個人データの項目：[例：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容]

管理責任者：当社

(5) 情報交換制度等

損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠償保険に關す

る適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

(社)日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話：03-3255-1467

受付時間：午前9時～午後5時、土日祝祭日および年末年始を除く

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口

所在地：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地

電話：03-3233-4141(内線：614)

受付時間：午前9時～午後5時、土日祝祭日および年末年始を除く

ホームページアドレス：<http://www.nliro.or.jp>

代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、(社)日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(6) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠償保険のデータ提供」について

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠償保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠償保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠償保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

共同利用する個人情報の項目は以下のとおりです。

- ・契約者の氏名、住所
- ・証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別
- ・車台番号、標識番号または車両番号

国土交通省のホームページアドレス <http://www.jibai.jp>

(7) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(8) センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 法令等に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(9) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの営業店課所にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口および取扱営業店課所にお問い合わせください。当社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

(10) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記(12)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(11) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの

安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記(12)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

(12) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

[当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。]

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

朝日火災海上保険株式会社 お客様相談センター

所在地：〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地

電話：0120-115-476（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時～午後5時、土日祝祭日および年末年始を除く

ホームページアドレス：<http://www.asahikasai.co.jp>

当社は、認定個人情報保護団体である（社）日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

お問い合わせ先

（社）日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話：03-3255-1470

受付時間：午前9時～午後5時、土日祝祭日および年末年始を除く

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

7. 反社会的勢力の排除のための基本方針

反社会的勢力への対応については「反社会的勢力への対処」に対する行動指針を次のとおり定めています。

「反社会的勢力への対処」に対する行動指針

- (1) 反社会的勢力とは、企業の経営、民事事件、スキャンダルなどに関して、自らまたは代理人となって不当な利益の要求を行い、暴行、脅迫その他の違法行為をもって不当な利益の実現を図る集団のことである。
- (2) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、必ず複数で対応し、交渉場所は人目のつく場所とする。録音するなどの記録をとっておくことが必要である。
- (3) 警察の検挙を免れる手段として、暴力団やその関係者が正しい同和問題を行う団体とはまったく異なる団体、つまり「えせ同和団体」を作り、活動の拠点としている場合がある。
- (4) マネー・ローンダリングとは、薬物犯罪などの不正収益について金融機関の口座などを転々とさせることによって出所をわからなくすることをいう。
- (5) マネー・ローンダリング対策として、積立型保険（年金払積立傷害保険を除く）と200万円超の現金・小切手取引について本人確認を行う。不正収益にかかわる疑わしい取引については発生の日速やかに金融庁に届出が必要がある。
- (6) 反社会的勢力への法的対応策としては、交渉窓口を弁護士に一任する、仮処分命令等の申し立てを行う、被害届の提出や告訴を行うなどの処置を検討する。
- (7) 暴力団らしき団体については最寄の「暴力追放運動推進センター」や弁護士会の「民事介入暴力被害救済センター」に相談する。

Ⅲ 弊社の主要な業務の内容

弊社は、損害保険業として、損害保険の引受、保険料の収納、保険金の支払、損害保険の再保険事業、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っております。

1. 取扱い商品（主なもの）

(1) 万が一の際の充実補償と満期返れい金が楽しみな積立型火災保険

スーパージャンプ（満期戻総合保険）

充実の補償に加え、満期返れい金が楽しみな火災保険です。

1. 建物および家財などについて、火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、盗難などさまざまな災害・費用について保険金をお受け取りになれます。
2. 一回の災害でお受け取りになる保険金が災害発生時のご契約金額に満たない限り、何回でも保険金をお受け取りになれます。
3. 満期返れい金のタイプはW7型からW30型まで5種類。お支払方法は、一時払・年払・半年払・月払からお選びいただけます。

* W7型、W11型、W15型、W20型、W30型とはそれぞれご契約時の保険金額の7%、11%、15%、20%、30%を満期返れい金とするタイプです。

* W30型は一時払専用タイプです。



(2) 建物や家財に対する損害を補償する火災保険

ホームアシスト（家庭総合保険）

リスク細分型の住宅専用火災保険です。住まいの補償から日常生活の補償まであなたの暮らしをお守りします。

1. 保険金お支払いは新価・実損払です。
2. 風災・ひょう災・雪災危険および水災危険（損害割合が30%以上または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水に限ります。）も実損でお支払いします。
3. 破損・汚損損害などをお支払いする契約パターンも選択可能です。
4. 3つのプランより補償内容をお選びいただけます。
5. ニーズにお応えできる充実したオプションをご用意しました。
6. マンション料率（M構造）およびオール電化割引などでより納得感の得られる保険料を実現しました。

住宅火災保険

大切な住まいや家財への火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災の事故による損害に対して保険金をお支払いします。住居のみに使用されている建物とそこにある家財が対象です。



住宅総合保険

住宅火災保険の上級商品です。火災や破裂・爆発をはじめ、盗難やこう水などの水災、持ち出し家財の損害に至るまで、多くの災害による損害に対して保険金をお支払いします。

マンション保険（団地保険）

マンション・団地などのコンクリート造の共同住宅建物内の動産ならびにこれらを収容する住宅について、火災をはじめ、風災、爆発、盗難などさまざまな災害・事故による損害に対して保険金をお支払いします。（ただし水災は除きます。）

普通火災保険

お店や事務所などの建物や営業用什器・備品、商品などの動産について、火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災などの事故による損害に対し保険金をお支払いします。

店舗総合保険

普通火災保険の上級商品です。火災や破裂・爆発をはじめ、こう水などの水災や通貨、預貯金証書の屋内での盗難に至るまで、多くの事故に対して保険金をお支払いします。



(3) 地震保険

お住まい（併用住宅を含む）や収容の家財を対象に、前記のスーパージャンプ（満期戻総合保険）や火災保険に付帯してご契約いただけます。

(4) これからの社会に対応する年金式の積立型傷害保険

ねんりん（年金払積立傷害保険）

積み立てた保険料を、給付金として年金の形でお受取りになれる保険です。

また、ご契約時から最終の給付金お受取日までの間、交通事故や火災など不慮の事故により死亡・重度後遺障害を被られた場合、保険金をお支払いします。



(5) 安全なクルマ社会とドライバーのための自動車保険

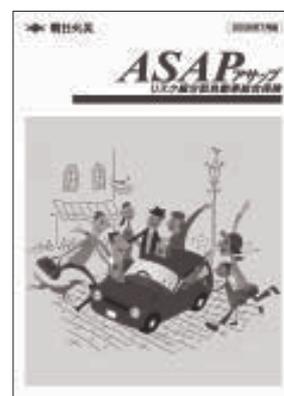
（アサップ）

ASAP（リスク細分型自動車総合保険（個人のお客様専用））

運転免許証の色、運転者年齢条件の細分化など新たなリスク区分の設定により、お客様に最適な保険料をご提供することができるリスク細分型の自動車保険です。対人賠償・対物賠償・人身傷害・搭乗者傷害・自損事故・無保険車傷害の6つの保険をワンセット（車両は任意）。対人賠償・対物賠償事故が発生した場合には、示談交渉サービスを行います。

PAP（自動車総合保険）

対人賠償・対物賠償・搭乗者傷害・自損事故・無保険車傷害の5つの保険をワンセット（車両・人身傷害は任意）。対人賠償・対



物賠償事故が発生した場合には、示談交渉サービスを行います。

BAP（自動車保険）

車両・対人賠償・対物賠償・搭乗者傷害・自損事故の5つの保険を組み合わせることで補償します。対人賠償・対物賠償事故が発生した場合には、示談交渉サービスを行います。

ドライバー保険

自動車を所有されていないが、運転免許証をお持ちの方のための保険です。対人賠償・対物賠償・搭乗者傷害・自損事故の4つの保険を組み合わせることで補償します。

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

自賠法により原則としてすべての自動車加入する強制保険です。対人事故により他人を死傷させ法律上の賠償責任を負われたときに保険金をお支払いします。

(6) 暮らしに大きな安心とゆとりを補償する傷害保険と賠償責任保険

傷害総合保険

傷害事故により介護が必要になったときに介護保険金を、犯罪被害で死亡したときなどに被害事故補償保険金をお支払いするなど、従来の傷害保険にない幅広い補償を提供する傷害保険の上級商品です。

普通傷害保険

日本国内・国外を問わず、日常生活において、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

家族傷害保険

普通傷害保険の「家族版」で、本人に加え、配偶者および親族の傷害についても保険金をお支払いします。

交通事故傷害保険

日本国内・国外を問わず、交通事故や建物火災によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

ファミリー交通傷害保険

交通事故傷害保険の「家族版」で、本人に加え、配偶者および親族の交通傷害についても保険金をお支払いします。

国内旅行傷害保険

国内旅行中に被った傷害などに対して保険金をお支払いします。

海外旅行保険

海外旅行を目的として住居を出発してから帰宅するまでの間の傷害などに対して保険金をお支払いします。

こども総合保険

満23歳未満の者または学校教育法に定める学校の学生および生徒を対象とし、傷害のほか、扶養者が傷害により死亡した場合の学業費用などに対して保険金をお支払いします。



所得補償保険

病気やケガによって就業不能となった場合に失われる所得などの損失を補償する保険です。

ゴルファー保険

被保険者がゴルフの練習・競技・指導中に生じた偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したことによって負担する賠償損害、ゴルフ場構内における被保険者本人の傷害やゴルフ用品の盗難もしくはゴルフクラブの破損、曲損およびホールインワンやアルバトロスを達成した場合に慣習として出費する費用に対しても保険金をお支払いします。

自治会活動保険

町内会や自治会などの活動中の賠償事故、傷害事故、費用損害（例：雨天中止時の仕出弁当キャンセル料や会場の使用料など）を補償する保険です。



(7) 医療費負担増に備える医療保険

医療総合保険

身体障害（急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害または疾病）を被り、その直接の結果として入院を開始したときまたは病院などにおいて手術を受けたときに、入院保険金または手術保険金をお支払いします。また、特約により入院時支度保険金、退院後療養保険金、長期入院一時金などで入院治療にかかる費用を幅広く補償することが可能です。（団体契約のみ）

(8) 満期返れい金と配当金が楽しみな積立型保険

積立家族傷害保険・積立普通傷害保険

積立型の家族傷害保険・普通傷害保険で、満期時には満期返れい金をお受け取りになれます。

積立女性保険

ホームヘルパー費用なども補償される、女性専用の傷害保険です。満期時には満期返れい金をお受け取りになれます。



(9) 貨物や船舶の安全な輸送をまもる運送保険・海上保険

運送保険

日本国内でトラック・鉄道など主として陸上輸送（河川湖沼を含みます。）、航空輸送またはフェリーボート輸送される貨物が、輸送中に偶然な事故によって生じる損害をカバーする保険です。

海上保険（貨物保険）

主として海上輸送（フェリーボートは除きます。）される貨物が偶然な事故によって生じ

る損害をカバーする保険で、国内輸送は内航貨物海上保険、国際輸送は外航貨物海上保険として取り扱います。

(10) 商店・企業の発展を支える保険

店舗休業保険

中小規模の店舗・事務所などを対象として、火災などによって営業を休止した場合に、その休業損失を補償する保険です。

企業費用・利益総合保険

企業の施設・設備が偶然な事故などにより損害を受けた場合に被る休業損失などに対して保険金をお支払いします。

利益保険（特約）

事務所・工場・倉庫が火災などによって、営業を休止したために生じた損失に対して保険金をお支払いします。

通知保険（特約）

日々数量の変動が激しい商品、製品などの在庫品について定期的に在庫価額を通知する契約方式です。

テナント総合保険

ショッピングセンターや賃貸ビルなどに入居して営業しているテナントの抱えるリスクを総合的に補償する保険で、商品・什器などの損害、火災などの事故による休業損失、販売商品による賠償損害、家主に対する賠償損害および店主・従業員の傷害に対して保険金をお支払いします。

労働災害総合保険

従業員が業務上または通勤途上において被った労働災害について、事業主が法定外の補償をする場合、あるいは法律上の損害賠償責任を負った場合に被った損害に対して保険金をお支払いする保険です。政府労災に対する上乗せ保険です。

施設所有管理者賠償責任保険

各種施設の所有、使用、管理またはその施設における仕事の遂行に伴い、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

請負業者賠償責任保険

建築工事などの請負業者が行う仕事の遂行中、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

生産物賠償責任保険

製造物などが他人に引き渡された後、その製造物などの欠陥により他人の身体や財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

中小企業向け生産物賠償責任保険（中小企業PL保険）

中小企業基本法に定められている一定の条件に該当する中小企業事業者を対象にした生産物賠償責任保険です。

事業者総合賠償責任保険（製造・販売業等特約）

製造業、販売業、飲食業を営む事業者を対象として、仕事の遂行や所有、使用または管理する施設によって、もしくは、製造または販売した製品などの欠陥によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

受託者賠償責任保険

他人からの受託物を保管中に、預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

旅館賠償責任保険

ホテル・旅館の営業に関し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



(11) ニーズに的確に対応するその他の保険

マンション総合保険

マンションの共用部分について、住宅総合保険の補償内容に加えて（水災は特約で担保）、錠前交換費用、水濡れ原因調査費用などの保険金をお支払いします。

動産総合保険

動産を保険の対象としたオールリスクの保険であり、保険証券記載の地域内であれば、保管中、使用中、輸送中を問わず、どのような状態で事故が発生しても保険金をお支払いします。

建設工事保険

ビルなどの建設工事現場において、工事の目的物、工所用材料などについて生じた損害に対して保険金をお支払いします。

組立保険

各種の機械設備、装置、鉄塔などの鋼構造物の据付・組立工事現場において、工事の目的物や工所用材料などについて生じた損害に対して保険金をお支払いします。

機械保険

工場や作業場で稼働している受配電機械、荷役機械、金属加工機械、化学機械などの各種機械を対象とした火災・盗難以外のオールリスクの保険であり、機械特有の運転・稼働中に生じる不測かつ突発的な事故によって被った損害に対して保険金をお支払いします。

個人情報漏えいシールド

個人情報が漏えいした場合に、企業が被る損害賠償責任や事故対応のために支出した費用損害に対して保険金をお支払いします。



2. 新商品の開発状況

(1) 平成20年4月以降

新商品の開発状況（平成20年4月～）

平成21年(2009)	1月	傷害保険	海外旅行保険の発売
	2月	賠償責任保険	事業者総合賠償責任保険 (製造・販売業等特約)の発売

現行商品の改定状況

a 火災・傷害・新種保険の改定状況（平成20年4月～）

保 険 種 目	内 容	実施・販売年月日
傷 害 保 険 新 種 保 険	商品の販売中止 医療費用保険 団体長期障害所得補償保険（GLTD） 旅程保証責任保険	平成20年4月1日
満 期 戻 総 合 保 険	満期戻総合保険の改定 平成19年4月1日に火災保険を改定したことに伴い、 主に以下のとおり改定した。 1. 普通保険約款の改定 2. 省令準耐火構造建物の取扱いの改定	平成20年4月1日
火 災 保 険	商品の販売中止 積立マンション総合保険	平成20年4月1日
傷 害 保 険	普通保険約款の改定 平成19年8月に改定した普通傷害保険等との約款の整合を図るため、また、補償内容を明確化するため、普通保険約款を改定した。 所得補償保険 自転車総合保険 旅行事故対策費用保険 学校旅行総合保険	平成20年9月1日
	建設業者団体傷害総合保険の改定 経営事項審査制度の改正に伴い、主に以下のとおり改定した。 1. 割引の新設および廃止 2. 契約規程の改定	

b 自動車保険の改定状況（平成20年4月～）

改定商品	内容	実施・販売年月日
リスク細分型自動車総合保険（ASAP）	<p>商品改定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 犯罪被害人身傷害特約の改定 臨時費用保険金の廃止、犯罪被害事故を教唆または幫助する行為による犯罪被害事故を免責とした。 2. ライフサポートプランの一部特約の廃止 日常生活賠償責任担保特約を除く自動車のリスクに直接起因しない6特約を廃止した。（PAPも同様） 3. 等級プロテクト特約（家族用）の廃止 等級プロテクト特約（一般用）に一本化した。（PAPも同様） 4. 人身傷害保険の臨時費用保険金の廃止（PAPの人身傷害補償特約も同様） 5. 搭乗者傷害保険の改定 後遺障害等級表の改定、手術加算金・救命救急医療加算金の廃止（PAP、BAPも同様） 6. 被保険自動車の盗難に関する代車等費用担保特約の廃止（PAP、BAPも同様） 	平成20年7月1日
自動車総合保険（PAP）	<p>商品改定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 臨時代替自動車担保特約の改定 フリート契約等に自動付帯するよう改定した。 2. 対物賠償保険の借用建物損害に関する特約の廃止 記名被保険者が法人の対物賠償保険に自動付帯していたものを廃止した。 	平成20年10月1日
	<p>特約改定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モータービジネス業者向け自動車保険に自動付帯する特約の新設（BAPも同様） 	
自動車保険（BAP）	<p>商品改定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 示談交渉サービス開始 	平成20年7月1日

(2) 平成18年4月～20年3月 新商品の開発状況、料率などの改定

平成18年(2006)	4月	賠償責任保険	会社役員賠償責任保険（D&O）の発売
	5月	動産総合保険	動産総合保険の全面改定
	6月	傷害総合保険	後遺障害等級表の改定
	6月	自動車保険	用途・車種区分の一部改定
	9月	傷害保険	商品の販売中止 がん保険
	10月	新種保険	商品の販売中止 テニス保険、スポーツ賠償責任保険など

平成18年(2006)	10月	満期戻総合保険	保険金額増額割合の改定 予定利率の改定 引受保険期間の改定
平成19年(2007)	3月	自動車保険	用途・車種区分の一部改定
	4月	火災保険	損害保険料率算出機構の火災保険参考純率の改定に伴い改定 マンション総合保険において基本料率および特約料率の見直しを図り、保険料率を改定
		積立型火災保険	マンション総合保険普通保険約款に積立基本特約を付帯した積立マンション総合保険を発売
		賠償責任保険	シルバー人材センター向け賠償責任保険の改定
		積立型傷害保険	商品の販売中止 積立夫婦ペア総合保険 積立ファミリー交通傷害保険
	6月	動産総合保険	ヨット・モーターボート総合保険取扱規定の改定
	8月	傷害保険	損害保険料率算出機構の参考純率および標準約款改定に伴い改定
		積立型傷害保険	損害保険料率算出機構の参考純率および標準約款改定に伴い改定
	10月	地震保険	損害保険料率算出機構の地震保険基準料率改定に伴い改定
		傷害保険	最低保険料の見直し等実施
傷害総合保険の個人向け販売開始			
	動産総合保険	テナント総合保険、ヨット・モーターボート総合保険の改定	
平成20年(2008)	3月	自動車保険	中断特則(国内)を改定し、中断証明書の有効期限を5年から10年に延長した。

3. 損害保険の仕組み一般

(1) 保険制度

私達の身の回りには、偶発的な事故や災害によって個人生活や企業活動が阻害され、安定した社会生活が脅されるという危険が常に潜んでいます。さらに、私達の経済社会が発展すればするほど、その環境変化に応じて新しい多種多様な危険が発生してまいります。

これらの危険や事故による損害から私達の生活を守るために考えられたのが損害保険制度です。すなわち、同じような危険を感じている人々が多数集まって、あらかじめ所定の金額(保険料)を拠出し、実際に事故が発生し被害を受けた人に対し一定の給付(保険金)を行うことを約束するもので、大数の法則に基づく統計的確立をもとにした経済的救済制度であります。

保険会社はこの制度の健全な運営と発展を業とすることによって、個人生活と企業経営の安定に寄与することを目的としております。

(2) 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生ずる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。（商法629条）

したがって、損害保険契約は双務・有償契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。しかし、多数の契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券または保険引受証を作成交付します。これには保険の目的、担保危険、保険金額、保険期間などが記載されております。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

(3) 再保険

再保険の仕組みについて

再保険とは、「保険会社が引受けた危険の一部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約をいいます。

保険会社はご契約者のために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに十分に備える必要があります。しかし非常に多数の契約を引受けることにより、数多くの危険を抱えることになり、特に航空機・大型船舶・石油化学コンビナートなどの巨額な物件や台風・地震などの自然災害による大きな危険も予測しなければなりません。

このために、保険会社は引受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に移転し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化をはかっています。この仕組みを再保険といいます。

再保険についての弊社の方針

- (イ) 再保険を手配する（これを「出再」といいます。）に当たっては、確実に回収出来ることを第一と考え、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しています。
- (ロ) 再保険を引受ける（これを「受再」といいます。）に当たっては、国内受再は慎重な判断のもとに引受け、海外からの受再は引受けリスクの精査が難しいことなどから原則として行っておりません。

4. 約 款

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容は、すべて約款および特約条項に基づいて契約され、さらに保険契約申込書

に記載された内容は、個々の保険契約の具体的な内容として保険契約者および保険会社の双方を拘束するものです。

(2) 契約時の留意事項

保険のご契約に際しては、事前に約款および特約条項の内容について社員もしくは代理店から十分説明を受け、また、保険契約申込書の記載内容についても確認のうえご契約いただくことが大切です。

(3) 約款に関する情報提供方法（「ご契約のしおり」・「パンフレット」の役割）

保険契約の内容について事前にお客様が十分ご理解したうえでご契約できるように、主に一般消費者の方がご契約することが多い種目（満期戻総合、火災、自動車、傷害、地震、自賠責、年金払積立傷害などの各保険）について、「ご契約のしおり」を用意しております。

また、各保険種目についても、その保険の内容の主な部分について説明した「パンフレット」の他に、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を用意し、告知義務、通知義務、免責事項、保険金の支払い方、失効、解除、解約、比例てん補、積立型保険における価格変動リスク、損害保険契約者保護機構などのご契約の概要およびご注意いただきたい事項についてご理解いただけるよう努めています。

なお、これらの内容のうち主なものは次のとおりです。

告知義務（保険契約者または被保険者が契約時に保険会社に重要な事項を申し出る義務）

保険契約を結ぶ際、保険契約者は保険会社に対し重要な事実を告げなかったり、重要な事項について不実なことを告げてはならないという商法上の義務をいいます。各保険約款では、保険契約者または被保険者は保険契約申込書の記載事項について、知っている事実を告げなかったり、不実のことを告げてはならないという旨の規定をしております。

通知義務（保険契約者または被保険者が契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡する義務）

保険契約の締結後、危険が著しく変更または増加したことを保険契約者または被保険者が知ったときは、保険会社に通知しなければならないという商法上の義務をいいます。例えば火災保険の約款では、建物の譲渡、建物の構造または用途の変更などの事実が発生した場合には通知が必要である旨定めております。

免責条項

保険金支払いの対象とならない危険や事由について定めた条項のことです。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」とか「てん補しない損害」などの見出しがつけられております。

積立型保険における価格変動リスク

積立型保険において満期返れい金の額が確定している場合には、契約者には価格変動リスクは生じませんが、契約者配当金については剰余が生じた場合に支払われるものであり、その金額も予め確定されているものではありません。

損害保険契約者保護機構

保険会社の経営が破たんした場合に、破たん保険会社の保険契約者を保護するために保険

業法に基づいて設立された組織です。日本国内において損害保険業を営む免許を受けた全保険会社が加入しております。

保険契約者が個人・小規模法人¹・マンション管理組合²である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象になります。補償（保険金・満期返れい金・解約返れい金）割合は保険種類によって異なります。（下表参照）

補償割合は保険契約毎に異なります。		保険金支払い	解約返戻金・満期返戻金など
損害保険（下記以外）	自賠責保険、家計地震保険	補償割合 100%	
	自動車保険	破綻後3か月間は 保険金を全額支払 (補償割合100%) 3か月経過後は 補償割合80%	補償割合 80%
	火災保険		
	その他の損害保険 賠償責任保険、動産総合保険、海上保険、運送保険、信用保険、労働者災害補償責任保険 など		
疾病・傷害に関する保険	短期傷害 ³ 特定海旅 ⁴	補償割合 90% ⁶	補償割合 90% ⁶
	年金払型積立傷害保険 ⁵ 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険		
	その他の疾病・傷害保険 上記以外の傷害保険、所得補償保険、医療・介護(費用)保険 など		補償割合 90% ⁶ 積立型保険の場合、積立部分は80%となります。

(注)1 印の保険は保険契約者を問わず補償の対象となります。

(注)2 上記保険契約の区分は、主契約（基本的に普通保険約款）の保険金支払事由に従うこととなります。

1 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます）をいいます。

日本法人

その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

2 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

3・4・5 「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られるなど、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

6 「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率（平成18年4月時点では3%）を常に超えていた保険契約をいいます（保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります）。

【追加引下げ後の補償割合の例】

〔計算式〕90% - (予定利率 - 基準利率) × 5年分 × 1/2で求められた値となります。

〔計算例〕予定利率5%、基準利率3%の場合...90% - (5% - 3%) × 5年分 × 1/2 = 補償割合85%（弁済率が下限です。）

- (注)3 「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合（以下「個人など」といいます）以外の者であっても、その被保険者である個人などがその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- (注)4 破綻保険会社の財産状況により上記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。
- (注)5 いわゆる共済契約や少額短期保険業者の引受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

詳細につきましては、損害保険契約者保護機構ホームページ（<http://www.sonpohogo.or.jp/>）をご覧ください。

5. 保 険 料

(1) 保険料の収受・返還

保険料は、原則として保険契約締結と同時にその全額を領収しますが、保険商品によっては分割払などをご利用いただくことができます。

保険期間の途中で契約が失効したり解除されたりした場合には、規定にしたがって保険料の一部を返還しますが、すでに保険金をお支払いする事故が発生しているときなど、返還できない場合もあります。

積立型保険では、保険契約の満期時に満期返れい金および契約者配当金（運用利回りが予定利率を超えた場合のみ）をお支払いします。

(2) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、弊社が金融庁から認可取得または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は純保険料（保険金の支払に充当する部分）と付加保険料（保険会社の運用に必要な経費や代理店手数料などに充当する部分）で構成されています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険などについては純保険料率（保険料率のうち将来の保険金の支払に充当されると見込まれる部分）を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

6. 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス

迅速な対応による心強いサービスをご提供します

(1) 保険金のお支払いについて

万一事故が起きた場合に、的確な事故処理のアドバイスを行い、ご契約者に保険金をスピー

ディーにお支払いすることが弊社の使命であると考え、全国に35ヶ所のサービスセンターを設置し、きめ細かな事故処理サービスに努めております。

保険金のお支払いの仕組み

事故が発生してから保険金をお支払いするまでの流れは、おおむね次のようになっています。

ご契約内容の確認

ご契約者、代理店から事故のご連絡を受けますと、保険契約が保険金支払いの対象となる有効なものであるかどうかを確認します。

支払い責任の調査

サービスセンターは、必要に応じ事故現場や罹災現場、警察署などへ赴き、また、事故当事者から詳細な事故状況の聴取を行うなどして正確な事故原因の把握に努め、保険金支払いの対象となる事故かどうか、ご契約者側の賠償責任の有無や責任割合についての調査を行います。

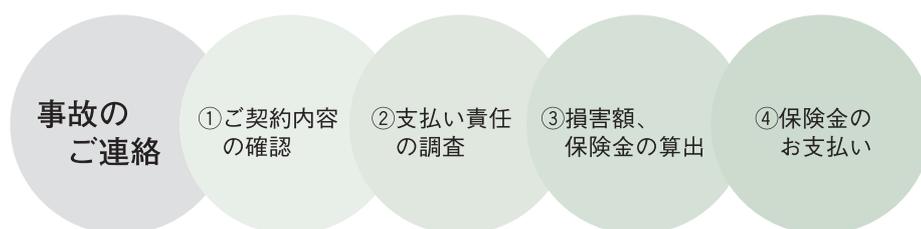
損害額、保険金の算出

被害物件、事故車両の立会調査、修理見積書、診断書、診療報酬明細書などの書類により適正な損害額を算出し、関係当事者（ご契約者、被害者、修理業者、病院など）と打ち合わせを行い保険金の支払い額を決定します。

保険金のお支払い

あらかじめご提出いただいた保険金請求書類に不備がないかどうかを確認し、上記で決定した保険金をすみやかにお支払いいたします。原則的には安全で迅速な銀行口座振り込みにてお支払いしております。なお、お支払い上で疑義が生じた場合は、弊社内に設置しております「保険金等支払管理委員会」において社外弁護士・社外医師を交え審査し、適切な保険金のお支払いを行う体制を整えております。

事故発生から
お支払いまで



(2) 事故相談のご案内

ご契約者の事故にかかわるご相談は、サービスセンターの専門スタッフがみなさまの身になって誠意ある助言、アドバイスを行います。人身事故等で相手方との交渉が難航し法律上の専門知識が必要となった場合は、顧問弁護士等に相談し解決をはかります。（サービスセンターは本誌51ページをご参照ください。）

また、自動車事故につきましては「朝日火災事故受付ホットライン」(フリーダイヤル 0120-12-0555)にて、24時間・365日フリーダイヤルで事故受付、事故のご相談に応じています。

(3) サービスセンター一覧(平成21年7月1日現在)

朝日火災ならいつでも、どこでも安心。万全のサービスを提供します。

北海道地方

札幌サービスセンター 〒060-0002
北海道札幌市中央区北2条西3-1 越山ビル 011(231)7631

東北地方

仙台サービスセンター 〒980-0014
宮城県仙台市青葉区本町2-3-10 仙台本町ビル 022(261)9430
盛岡サービスセンター 〒020-0034
岩手県盛岡市盛岡駅前通8-17 小岩井明生ビル 019(653)3051
郡山サービスセンター 〒963-8002
福島県郡山市駅前2-5-12 郡山野村證券ビル 024(923)4065

東京都

本店第一サービスセンター 〒101-8655
東京都千代田区神田美土代町7番地 03(3294)2142
本店第二サービスセンター 〒101-8655
東京都千代田区神田美土代町7番地 03(3294)2145
損害サービスセンター 〒101-8655
東京都千代田区神田美土代町7番地 03(3294)2197

関東・信越地方

千葉サービスセンター 〒260-0027
千葉県千葉市中央区新田町5-10 わかちく千葉ビル 043(245)4660
さいたまサービスセンター 〒330-0802
埼玉県さいたま市大宮区宮町1-38-1 048(644)7746
野村不動産大宮共同ビル
宇都宮サービスセンター 〒320-0811
栃木県宇都宮市大通1-4-22 028(624)8581
住友生命宇都宮第二ビル
横浜サービスセンター 〒231-0015
神奈川県横浜市中区尾上町4-52 横浜野村證券ビル 045(662)7052
新潟サービスセンター 〒951-8068
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215-7 025(225)1700
新潟野村證券ビル
高崎サービスセンター 〒370-0052
群馬県高崎市旭町44-2 旭町ビル 027(322)3739
甲信サービスセンター 〒390-0815
長野県松本市深志2-5-2 県信松本深志ビル 026(32)9370

東海・北陸地方

名古屋サービスセンター 〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦2-19-6 052(231)4525
名古屋野村證券第二ビル
金沢サービスセンター 〒920-0031
石川県金沢市広岡1-1-35 金沢第二ビル 076(233)2884
四日市サービスセンター 〒510-0067
三重県四日市市浜田町5-27 第三加藤ビル 059(351)7215

岐阜サービスセンター 〒500-8813
岐阜県岐阜市明徳町10 杉山ビル 058(263)3191
浜松サービスセンター 〒430-0936
静岡県浜松市中区大工町125 053(454)8322
大発地所ビルディング
静岡サービスセンター 〒420-0857
静岡県静岡市葵区御幸町4-1 054(253)3151
アーバンネット静岡ビル

近畿地方

大阪サービスセンター 〒541-8508
大阪府大阪市中央区本町3-4-10 本町野村ビル 06(6265)2805
京都サービスセンター 〒600-8411
京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612 075(211)4277
四条烏丸ビル
神戸サービスセンター 〒650-0034
兵庫県神戸市中央区京町71 山本ビル 078(321)0701
姫路サービスセンター 〒670-0902
兵庫県姫路市白銀町24 079(281)3535
みなと銀行第一生命共同ビルディング

中国・四国地方

広島サービスセンター 〒730-0035
広島県広島市中区本通7-29 アイビービル 082(247)2451
福山サービスセンター 〒720-0043
広島県福山市船町7-25 ケイエースビル 084(924)1751
岡山サービスセンター 〒700-0901
岡山県岡山市本町6-36 第一セントラルビル 086(225)0505
高松サービスセンター 〒760-0023
香川県高松市寿町1-1-12 パシフィックシティ高松 087(821)5581
徳島サービスセンター 〒770-0905
徳島県徳島市東大工町1-9-1 アクア徳島ビル 088(622)5712
松山サービスセンター 〒790-0878
愛媛県松山市勝山町1-19-3 青木第一ビル 089(943)7605

九州地方

福岡サービスセンター 〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神2-14-8 092(712)3356
福岡天神センタービル
北九州サービスセンター 〒802-0081
福岡県北九州市小倉北区紺屋町4-6 北九州ビル 093(551)5881
大分サービスセンター 〒870-0023
大分県大分市長浜町2-14-26 O.S.Hビル 097(534)6011
熊本サービスセンター 〒860-0803
熊本県熊本市新市街11-18 096(324)2338
熊本第一生命ビルディング
鹿児島サービスセンター 〒892-0844
鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 099(222)8141
鹿児島中央ビル

自動車事故のご連絡は
朝日火災の「事故受付ホットライン」へ

フリーダイヤル 0120-12-0555

(4) 各種サービス

“すみやかに親身に”をモットーに。
豊富なサービスで信頼のネットワークを広げます。

24時間・365日 自動車事故の受付と事故相談サービス

下記のフリーダイヤルで、自動車保険の事故受付とご相談をお受けしています。

お電話いただく フリーダイヤル	お電話をお受けする時間帯	お電話をお受けする場所
<div style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="color: green; font-weight: bold;">事故受付 ホットライン</p> </div> <p style="color: green;">0120 - 12 - 0555</p> <p>(24時間・365日受付)</p>	平日の午前9時から 午後5時まで	本店、札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡のサービスセンターでお受けします。 発信地より近いサービスセンターでお受けしますので、最初の発信地から移動されて、再度別の地域より発信されますとお受けするサービスセンターが異なることがありますのでご了承ください。
	平日の午後5時から 翌朝9時まで	朝日火災のコールセンターでお受けします。
	土曜、日曜、祭日の終日 (24時間)	朝日火災のコールセンターでお受けします。

メールでも自動車事故の事故受付をいたしております。(24時間・365日受付)
弊社ホームページの「事故時のご連絡先」に事故のご連絡フォームがございます。

<http://www.asahikasai.co.jp/accident/form.php>

お客様相談サービス

本社内に「お客様相談センター」を設置し、保険商品のご案内やご契約・事故の手続きなどお客様からのお問い合わせやご相談に弊社スタッフが直接お応えしています。

また、ご相談、苦情をいただいた際は、本支店の関連部門と連携を密にし、現地の弊社担当者に必要な指示をして、お客様のご要望にお応えできる体制をとっています。

お客様相談センターへのご連絡先

フリーダイヤル 0120 - 11 - 5603

受付時間 平日(年末年始を除く)午前9時から午後5時まで

平成20年度 お客様相談センターの受付件数

自動車保険	火災保険	積立型保険	その他	合計
2,684件 (226)	2,088件 (102)	958件 (36)	1,477件 (42)	7,207件 (406)

()内は受付件数のうち、苦情件数

なお、「お客様相談センター」で受付けた苦情の406件の内訳は以下の通りです。

(単位：件)

区 分	平成20年 4～6月 第1四半期	平成20年 7～9月 第2四半期	平成20年 10月～12月 第3四半期	平成21年 1～3月 第4四半期	平成20年度 合 計	平成19年度
契約・募集	22	12	20	19	73	105
契約の管理	53	35	27	43	158	191
保険金支払	30	40	31	22	123	129
個人情報	0	0	1	0	1	2
そ の 他	16	6	8	21	51	59
合 計	121	93	87	105	406	486

ご契約者付帯サービス

ご契約の種類によりお車に関する情報提供やロードアシスタンスサービス、生活トラブル緊急対応サービスなど、ご契約いただいているお客さまへ、親身なサービスをご紹介します。

ご契約後あるいはご契約の保険期間中であっても、弊社の都合により各種サービスの追加・変更・廃止させて頂く場合もございますので、予めご了承ください。

ご契約いただいている保険によって以下のサービスをご用意しています。

各サービスの詳細については保険証券郵送時に同封いたしましたご案内をご覧ください。

各サービスは、弊社提携業者が実施しています。ご利用時には、お名前・証券番号をお知らせください。取得した個人情報はサービス提供のためだけに使用することといたします。

A. カーライフサービス

すべての自動車保険契約(ドライバー保険を含みます)が対象です。

TEL：0120-25-8991 (24時間・365日 携帯電話・PHSもご利用いただけます)

JAFロードサービスの取り次ぎ

緊急時の24時間営業ガソリンスタンド、宿泊設備のご案内及び取次ぎ

緊急時のタクシー、レンタカー、整備工場のご紹介

チャイルドシートレンタル業者のご紹介

代替交通手段のご案内

実費はお客様に負担いただきます。

B. ロードアシスタンスサービス

以下のいずれかに該当する契約が対象です。

- ・ **ASAP** のご契約車両
- ・ PAPで車両保険(一般または車対車+A)+人身傷害特約付の自動車保険のご契約車両(自家用8車種に限ります)
- ・ フリート契約のご契約車両
- ・ 大口団体割引適用のご契約車両

車両保険が付帯されていない**ASAP**のご契約については「事故・故障時のレッカー現場急行サービス」のみ対象となります。また、フリート契約については、ご契約内容により、サービスの内容が異なります。詳細は、弊社または取扱代理店へご照会ください。

TEL：0120-25-8991 (24時間・365日 携帯電話・PHSもご利用いただけます)

事故・故障時のレッカー現場急行サービス

外出時に事故・故障で自力走行不能の場合、レッカー手配とけん引費用を契約内容に応じて一定距離を限度に無料でご提供いたします。

原則JAFを利用します。JAFの場合、現場で料金をお立て替え頂き、後日弊社よりお支払いします。
(JAF会員は15kmまでは立替払はありません。)

故障時緊急修理サービス

高速道路上でのガス欠(高速道路上のみ10リットルまで無料、サービスエリア内は除く、1日1回のみ)、キー閉じ込み、バッテリー上がり、パンク時のスペアタイヤの交換(チェーンの脱着は対象外)、ロープ使用程度の落輪引上げ作業(1m以内)、管球・ヒューズの取替え、冷却水補充、ボルトの締め付け、サイドブレーキの固着、各種オイル漏れ時の補充。

燃料代(高速道路上のガス欠時を除く)、オイル代、セキュリティ装置つき車両の鍵開け、部品代はお客様のご負担となります。

自宅駐車場における応急修理も無料サービスの対象となります。

雪道、泥道、砂浜などで単にスリップする状態で走行できない場合は無料サービスの対象外となります。

ご注意： a 原因が次の事項に該当する場合はロードアシスタンスサービスの対象となりません

故意

無免許・無資格・酒酔い・酒気帯び・麻薬等道路交通法上禁止されている状態で運転していた場合

地震・噴火・津波等の天災事故

戦争・暴動・原子力・公権力行使等

その他無料サービスが適切でないと判断される場合

b 事前にご連絡がなく、お客様がレッカー車によるけん引や修理の手配をされた場合は無料サービスの対象となりません。

c 弊社が緊急性に欠けると判断した場合は無料サービスの対象となりません。

d 事故で車両保険金が支払われる場合に実施したサービスで、サービスにかかった費用の一部または全部が車両保険金、事故付随費用保険金の対象となる場合、保険金としての取扱になります。

e 対象はご契約車両ごととなります。

f ファミリーバイク特約における二輪自動車・原付自動車は対象外となります。

C. ホームサポートサービス“生活救急車”

満期戻総合保険・家庭総合保険・住宅総合保険・住宅火災保険・団地保険・家財の味方のご契約が対象です。

TEL：0120-456-356(24時間・365日 携帯電話・PHSもご利用いただけます)

「水廻り」、「カギ」、「ガラス」の生活トラブルの緊急対応サービス

ご連絡いただければ早急にお客様のもとへお伺いし、修理、部品交換、カギ開錠などに対応いたします。なお、作業代・部品代・ガラス代などはお客様のご負担となります。

例：蛇口水漏れ、トイレのタンク故障、排水・下水のつまり、ガラスの販売・取付、ドア・シャッター・倉庫・トイレ・ロッカー・物置などのカギ紛失時の開錠など

ご注意：対象となるのは保険期間内に保険の目的所在地で発生したトラブルです。

D . ライフコンサルタンツサービス

介護費用保険、積立介護費用保険、団体傷害総合保険（任意加入型）、傷害総合保険（個人型）のご契約が対象です。

TEL : 0120 - 929 - 220 (月～土曜日の午後6:00～午後10:00)

FAX : 0120 - 929 - 240 (24時間・365日受付)

E-mail : life@tlsl.net (24時間・365日受付)

日常生活に関わる様々な相談事に、各分野の専門相談スタッフが親身にお答えします。対象となる相談は次の通りです。

パソコン基本操作サポート、家庭学習サポート、介護相談、くらしの年金・税金相談、食と健康生活相談、美容相談、ペット飼育相談、資格取得情報、育児・子育て相談、冠婚葬祭相談
冠婚葬祭の電話受付のみ祝日および年末年始を除く月～金曜日の午後1:00～午後6:00となります。

海外旅行保険アシスタンスサービス

ジェイアイ傷害火災保険株式会社との提携により下記サービスを提供いたします。

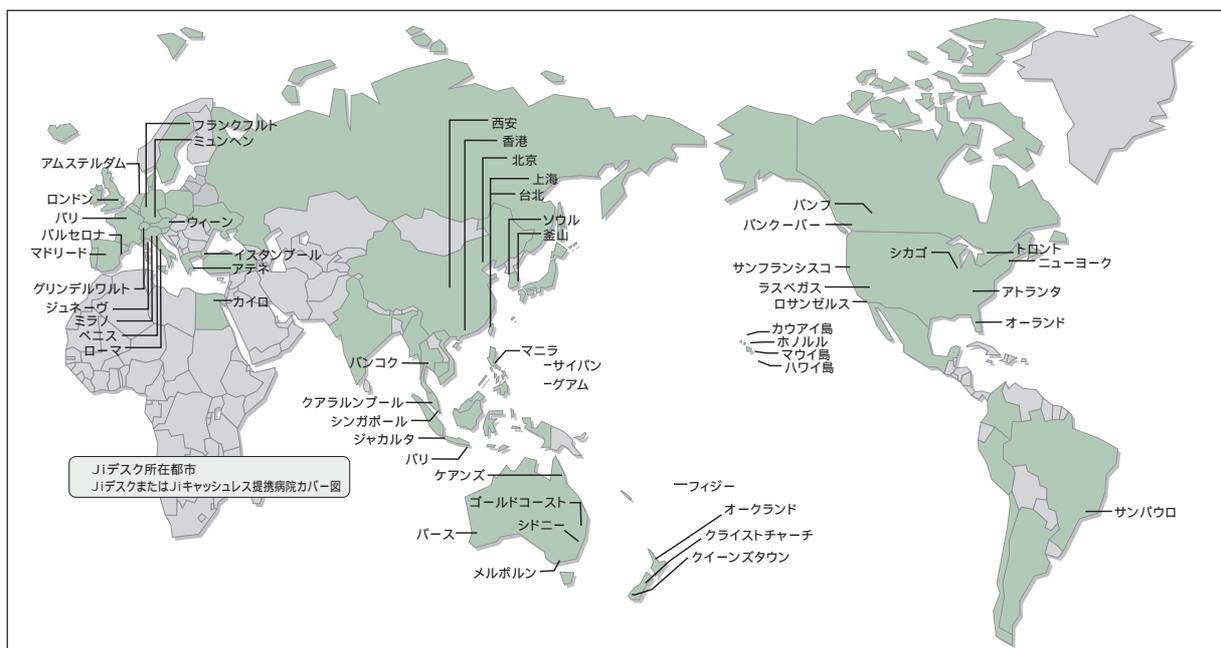
《日本語による現地対応サービス》

海外主要55都市に配置されている「Jiデスク」でご旅行中の病気やケガ、盗難などのさまざまなトラブルに対し、スタッフが日本語でご相談に応じます。

また、「Jiデスク」に連絡がとれない場合または直接日本に連絡されたい場合に、オペレーターを通さず、無料で「Jiデスク東京24時間サービスセンター」へご連絡いただけます。

《キャッシュレスメディカルサービス》

海外300か所を超えるJiキャッシュレス提携病院では、キャッシュレスで病気やケガの治療を受けられますので、現金のお持ち合わせがない場合や治療費がクレジットカードの限度額を超える場合でも、安心して治療を受けられます。



Ji 24時間緊急ダイレクトコールサービス

ヨーロッパ・アフリカ地区	
イギリス	00-800-08082008
フランス	00-800-08082008
イタリア	00-800-08082008
スイス	00-800-08082008
ドイツ	00-800-08082008
オーストリア	00-800-08082008
スペイン	00-800-08082008
ギリシャ	00-800-8113-0109
オランダ	00-800-08082008
アイルランド	00-800-08082008
ポルトガル	00-800-08082008
ベルギー	00-800-08082008
ルクセンブルグ	00-800-08082008
デンマーク	00-800-08082008
ノルウェー	00-800-08082008
スウェーデン	00-800-08082008
フィンランド	0800-9-196-80
ハンガリー	00-800-08082008
ロシア	810-800-20101081
イスラエル	00-800-08082008
パレーン	80004-457
南アフリカ	0800-98-1918

アジア・オセアニア・ミクロネシア地区	
中国（北部）	10800-811-0779
中国（南部）	10800-281-2638
香港	001-800-08082008
マカオ	00-800-08082008
韓国	00798-81-1-0749
台湾	00-800-08082008
シンガポール	800-8110-749
マレーシア	00-800-08082008
タイ	001-800-08082008
インドネシア	001-803-81-0295
フィリピン	00-800-08082008
インド	000800-810-1175
オーストラリア	0011-800-08082008
ニュージーランド	00-800-08082008
グアム	1-866-410-7694
サイパン	1-866-999-0840

ハワイ・アメリカ・カナダ・中南米地区	
アメリカ合衆国	1-866-312-8223
カナダ	1-866-902-9689
ブラジル	088-761-0483
ペルー	0800-53-961
チリ	1230-020-2521
アルゼンチン	00-800-08082008

リストにない国からはコレクトコールをご利用ください。

ジェイアイ東京本社 03-3237-1591(コレクトコール24時間受付)

事故発生時のサービス内容



各種トラブル時のご相談例



トラブル時の各種ご相談受付



パスポートやクレジットカード等の盗難・紛失時の手続きのご案内



医師・病院の案内・予約



病院等への支払保証



捜索・救済機関の紹介・手配



ご遺体の移送



弁護士の紹介



移送機関の手配



ご家族への連絡



通訳の手配



救援者の渡航・ホテルの手配

適性診断サービス（個人向け）

運転適性検査機器やペーパーテストにより、お客様の自動車運転適性を診断し、「運転適性診断書」を作成するなど安全運転のための具体的アドバイスをします。

運転適性検査機器等のご提供（法人向け）

交通事故の多発に伴いドライバーの自動車運転適性を運転適性検査機器やペーパーテストに

より診断するサービスや、事故の減少を図るために自動車取付型運転適性検査機器を導入し、分析サービスをご提供しています。

契約者に付保内容一覧の配布

毎年1回、個人のご契約者（自賠責保険、旅行保険を除く）に、ご契約状況をご確認していただくための「ご契約のお知らせ」を提供しています。

保険相談室のご案内

保険の内容や事故のときの手続きなど、損害保険にかかわる事項についてご質問、ご相談をお受けしています。

経験を積んだスタッフがお応えするだけでなく、現地の弊社担当者に必要な指示をしたり、関係機関をご紹介するなど、お客様のご要望にお応えしています。

- ・ 保険相談の責任窓口店は以下のとおりです

窓 口 店	担 当 課 所	連 絡 先	
本 店	お客様相談センター	0120 - 11 - 5603	保険事故以外の内容
	損害サービス業務部	03(3294)2141	保険事故に関する内容
札幌支店	内 務 課	011(231)7321	/
仙台支店	内 務 課	022(221)7621	
名古屋支店	内 務 課	052(231)4461	
大阪支店	内 務 課	06(6265)2800	
広島支店	内 務 課	082(247)2431	
福岡支店	内 務 課	092(712)3311	

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関をご紹介します。

(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公正な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。苦情のお申し出から、原則として2か月を経過しても問題が解決しない場合、苦情をお申し出になられた方のご希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

詳しくは、同協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp/>) をご参照ください。

(財)交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、(財)交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ (<http://www.jcstad.or.jp/>) をご参照ください。

7. 保険募集について

(1) 契約締結のしくみ

加入の申込み

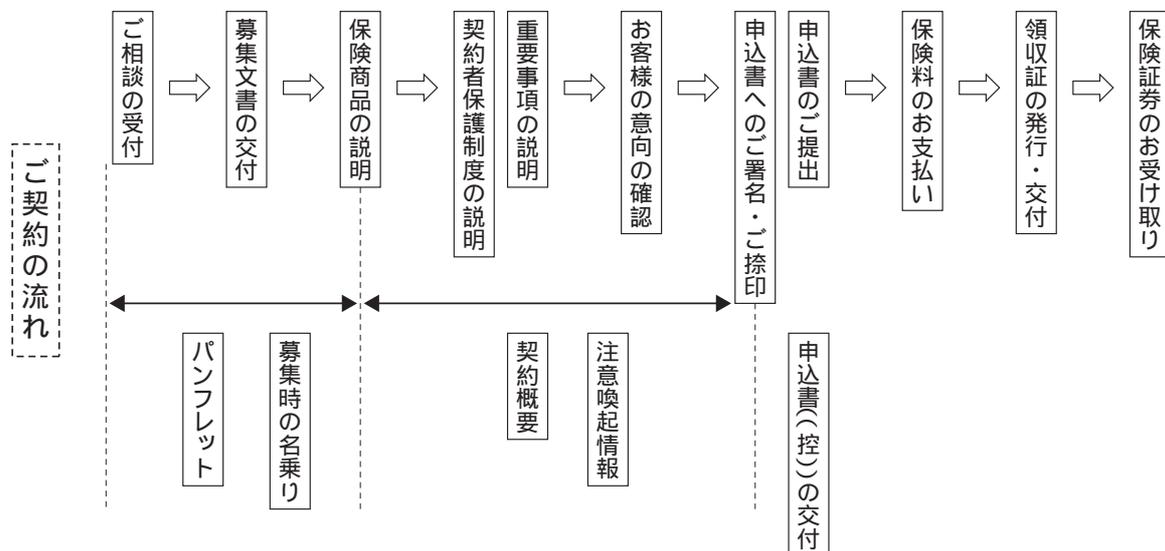
損害保険契約の募集を行うことができるのは、保険会社の社員または保険業法による登録を受けた代理店等に限定されています。弊社の損害保険契約の大部分は弊社と代理店委託契約を結んだ代理店によって取扱われています。

代理店は契約募集に当たってはあらかじめ「代理店の商号、名称又は氏名」を名乗り、朝日火災の代理店であることを明らかにした上で保険会社を代理してお客様との間で保険契約の加入申込みを受け契約を締結します。したがって、弊社代理店にご締結いただいで有効に成立した契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。

ご契約手続きについて

弊社社員、代理店は、お客様への保険商品の勧誘にあたりまして、金融商品販売法に基づく「勧誘方針」により、各種法令などを遵守し適正な保険販売を心がけるとともに、保険商品の

内容をお客様に正しくご理解いただけるようにパンフレット等を活用し説明を行います。ご加入はおお客様の判断でお決めいただき、その際に「契約概要」と「注意喚起情報」の書面をお渡しして重要事項をご説明します。またこの書面は、お客さまに知っていただくべき特に重要な事項が記載されているものであるため必ずお読みくださるよう口頭で説明いたします。その後、ご契約の締結前には確認用のチェックシートなどを利用して、保険商品がおお客様のニーズに沿ったものであるか確認いただきます。なお、医療系の商品の場合は被保険者と面談し告知の重要性を説明し、ご本人から告知をいただきます。申込書に「申込人印」、「重要事項説明書（兼クーリングオフ説明書）受領印」、「個人情報取扱同意印」をご捺印いただきます。お客様の保険料のお支払いと引換えに、弊社所定の保険料領収証を発行いたします。後日保険証券が届きましたら、ご契約内容をお確かめいただきます。万一記載内容が事実と違っている場合は弊社の代理店または社員にご連絡願います。また、一ヶ月経過しても保険証券が届かない場合は最寄りの朝日火災窓口へご連絡ください。



クーリングオフ制度

「クーリングオフ制度」とは、契約者保護の観点から保険契約を締結した後であっても、一定の期間内であれば、契約者より弊社宛に書面で通知することにより、契約申込み撤回または解除を行うことができる制度です。

保険の場合、「クーリングオフ制度」が適用されるのは、保険の申し込み日から8日以内で、保険期間が1年を超える個人の長期など一定の条件を備えた保険契約が対象となります。（法人を対象とした契約、自賠償保険などにはこの制度は適用されません。）

(2) 契約内容の確認に関する取組みの概要

2007年9月募集分より、お客様と保険会社（代理店）が書面でご契約内容を確認しあう制度「意向確認書面の制度」を導入いたしました。

保険契約を締結する前に、申込みを行おうとする保険商品がお客様のご意向に合致している

ものかどうかについて確認しあい、《ご契約内容確認シート》書面を作成し、交付します。

また、代理店教育教材として、火災・自動車・傷害保険の引受ガイドを作成して、契約引受についての実務研修を実施しています。

(3) 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で締結した「代理店委託契約書」にもとづき、保険会社に代わって、契約者と保険契約を締結し、保険料を領収することを基本的業務としています。

最も重要な仕事は、多様化するご契約者のニーズに的確に対応して充実した保険サービスを提供し、あらゆる危険からご契約者を守ることにあります。

弊社では的確なお客様対応ができる代理店づくり、育成に力を入れており、代理店の質の向上、代理店網の拡充を積極的に推進しています。代理店の主な業務は次のとおりです。

保険相談（コンサルタントの役割）

保険契約の勧誘（商品設計） 重要事項の説明、お客様の意向確認、告知の受領、締結
保険料の算出、申込書の受付、保険会社への契約報告

保険料の領収、領収証の発行・交付

保険料の保管、保険会社への精算

保険証券の交付

保険契約の維持、管理（保険契約内容の異動および解約の手続きを含む）

契約者からの事故通知の受付、保険会社への報告（保険金請求のための書類の取付）

その他の保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

(4) 代理店登録と代理店制度（区分、資格）

代理店の登録

代理店を始めるには「保険業法」第276条の規定にもとづいて代理店登録することが義務づけられています。加えて、損害保険募集人資格を有していることが必要です。

代理店の区分

登録を受けた代理店は、損害保険のうち、火災・自動車・傷害の各保険を取扱う一般代理店および一般代理店以外の準一般代理店、特別代理店とに区分されます。

個人資格

個人資格は次のように分かれています。資格を取得するには所定の講習を受け、かつ試験に合格することが必要です。

- a 損害保険募集人資格（有効期限のある更新制度）
- b 商品2級資格又は商品専門資格（有効期限のある更新制度）
- c コンプライアンス資格
- d 商品1級資格

e 法律資格

f 税務資格

損害保険募集人試験の更新制度の導入について

2008年6月期試験より、「募集人の資質の向上」に向けた取組みの一環として、新たに募集人になる方のみならず、既に損害保険の販売に携わっている募集人の方も対象として、損害保険募集人試験の更新制度を導入することとしました。

保険商品教育制度（商品専門試験）の実施について

2008年11月期試験より、募集人試験更新制度に加えて、商品専門試験（業界共通＋会社固有領域）を導入しました。

代理店の基準要件

保険業法、関係法令による保険会社の代理店に対する教育義務に基づき、代理店の質の向上を図り、多様化するお客様のニーズに沿うため、代理店に次の基準要件を設けています。

a 代理店基準要件

専属・自社代申代理店の代理店基準要件

	資格者状況	業績状況 (自己・特定保険料を含む)	機械化 状況	法令遵守 状況	自己又は 特定契約 比率状況	内部事務監査 状況
一般代理店 火災・自動車・傷害・その他の 新種保険を取扱う代理店	商品専門資格又は商品2級資格以上（コンプライアンス資格）の募集人を1名以上要す。	200万円 但し、専門代理店は100万円	3月 末の 判定 から 行う ただし2006年12月末日現在の既存代理店に対する適用は2008年 代理店オンライン接続（海上運送保険のみを取扱う出先代理店を除く）	法令等を遵守し公正かつ適正であること。	30% 以下	監査の状況がB以上であること
準一般代理店 満期戻総合保険を取扱う代理店 に自賠償保険、海上運送保険を取扱う代理店	商品専門資格又は商品2級資格以上（コンプライアンス講習）の募集人を1名以上要す。但し、2008年10月末日既存代理店は、2013年3月末日までは募集人資格者（コンプライアンス講習を含む）1名以上で可とする。	100万円				
特別代理店 自賠償のみを取扱う代理店 海上運送保険のみを取扱う代理店 をあわせて取扱う代理店	募集従事者は所定の講習の修了を要す（募集従業者1名以上はコンプライアンス講習を要す）	—				

他社代申代理店の代理店基準要件

	資格者 (募集従事者届出) 状況	法令等遵守 状況	自己又は特定 契約比率状況	内部事務監査状況
一般代理店 火災・自動車・傷害・その他 の新種保険を取扱う代理店	資格については 代申社の規定に 準拠する。 募集従事者の届 出状況について 年1回確認を行 う。	法令等を遵 守し公正か つ適正であ ること。	30%以下	当社専用口座のある場合 は、監査の状況がB以上で あること。専用口座のない 場合は計上遅延・精算遅延 のないこと。
準一般代理店 満期戻総合保険を取扱う 代理店 に自賠償保険、海上運 送保険を取扱う代理店				
特別代理店 自賠償のみを取扱う代理店 海上運送保険のみを取扱 う代理店 ・をあわせて取扱う 代理店				

b 一般・準一般代理店の育成基準

一般・準一般代理店は、代理店新設から1年経過後の月の末日をもって、資格状況の審査日とし、その他の状況は、2年経過後の月の末日をもって存続要件の審査日とし、前記の基準要件を充足する必要があります。

要件を充足できない場合は、代理店を解約するか、取扱いの保険を限定し、準一般代理店、特別代理店になることができます。

(5) 代理店教育

弊社は、的確なお客様対応ができる代理店育成のため、さまざまな教育を実施しています。

資格取得のための講習（e・ラーニング研修も実施）

営業課・支店における業務能力、商品知識の向上を目的とした研修会（e・ラーニング研修も実施）

通信講座（FPコース、コンプライアンス）

(6) 代理店数

平成21年3月末現在の弊社代理店数は専属代理店3,166店、自社申請代理店574店、他社申請代理店1,458店、合計5,198店で、今後も新設、育成を促進してまいります。

代理店数の推移

年 度	年度末代理店数	専属代理店	自社申請代理店	他社申請代理店
平成20年度	5,198	3,166	574	1,458
平成19年度	5,507	3,400	627	1,480
平成18年度	6,026	3,836	688	1,502
平成17年度	6,297	4,095	735	1,467
平成16年度	6,943	4,589	774	1,580

(注) 専属代理店：弊社が代理店登録申請手続きを行い、弊社1社と代理店委託契約を締結している代理店。
 自社申請代理店：弊社が代理店登録申請手続きを行い、弊社以外の他社とも代理店委託契約を締結している代理店。
 他社申請代理店：他社が代理店登録申請手続きを行い、弊社とも代理店委託契約を締結している代理店。

(7) 外務社員

弊社では、損害保険の契約募集に従事することを職能とする外務社員の制度は無く、これによる契約募集は行っておりません。

(8) 代理店研修生制度

将来の弊社専属プロ代理店を養成するため、一定期間（最長36カ月）研修社員として採用し、代理店を運営するために必要な商品知識、販売技術、経営管理手法などを習得する制度です。

制度のコース 特別 一般 NANAレディ

(9) 代理店共済制度

代理店の皆様に日々安定して仕事に専念していただけるように、代理店企業共済組合をつくっています。これは月々わずかの掛金で退職金や慶弔金の支給を受けられる任意加入の制度です。

Ⅳ 損害保険用語の解説(50音順)

カ行

価格変動準備金

保険業法第115条で規定されている準備金で、株式などの資産の価格変動による損失に備えるため、その残高の一定割合を決算期末に積み立てます。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲、骨折、転倒、火災、爆発事故、作業中の事故などがあげられます。

契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）の、積立保険料を満期時まで運用し、その成果が予定利率を上回った場合に、満期返れい金と合わせて保険契約者に支払われる配当金をいいます。従って、その金額は予め確定されているものではありません。

契約の解除

法律上、保険契約者または保険会社の意志表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの場合の解除は、契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。

契約のしおり

保険契約に際して、契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続を行えるよう、契約時に配布するために作成された小冊子のことです。契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続きなどが記載されています。

契約の失効

すでに有効に成立している契約が将来に向かって効力を失うことをいいます。例えば保険で支払われない事故（戦中とか暴動など）によって保険を付けていたものが滅失した場合は契約は失効となります。

告知義務

保険を契約する際に、保険契約者は保険会社に対し重要な事実を申し出る義務、あるいは重要な事項について不実のことを申し出てはならないという義務のことをいいます。

サ行

再調達価額

時価に対する言葉で、保険契約の対象である物（保険をつけた物）と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。火災保険の新価保険や弊社の満期戻総合保険（スーパージャンプ）においては、再調達価額を基準にして保険金を算出します。

再保険

保険会社が、その引き受けた保険契約上の責任の全部または一

部を危険分散などのために他の保険会社に転嫁することをいいます。

時価（額）

同様の物を新たに建築または購入するのに必要な金額（再調達価額）から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、一般管理費および営業費、諸手数料および集金費を総称しています。

質権設定

保険金請求権の質入れのことを略して「質権設定」といいます。火災保険において多く行われており、保険の目的（例えば、火災保険における建物）の上に担保物件をもつ者（例えば、抵当権者）の債権保全の手段の一つです。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

正味収入保険料

一般の会社の売上げ金額に相当するもので、お客様からいただいた保険料に、再保険に要した保険料を加減し、積立保険の積立部分の保険料を控除したものです。

責任準備金

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金をいいます。これには、決算期後に残された保険契約期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と、大火や航空機の墜落など異常な大災害に備えて積み立てる「異常危険準備金」のほか、積立保険（貯蓄型保険）の満期返れい金、契約者配当金の支払いに備える「払戻積立金」「契約者配当準備金」があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合をいいます。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落などの「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金など保険会社が保有する支払余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

損害保険契約者保護機構

損害保険会社の経営が破綻した場合、保険契約者の保護を破綻保険会社に代わって引受ける制度。1996年に創設された「保険契約者保護基金制度」をさらに一歩進めたもので、1998年12月1日に発足。保険契約者保護機構は、保険業法に基づく認可法人として、生保・損保別に設立され、すべての保険会社に加入が義務づけられています。

損害率

損害保険会社が受けとった保険料に対し、支払った保険金と損

害調査に要した費用の合計額の割合を示したもので保険会社の収益性がわかります。

夕行

大数の法則

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど、6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、ある事象の発生する確率が一定値に近づくことを大数の法則といいます。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に基づいた統計的確立といえます。

超過保険・一部保険

保険金額（契約金額）が、保険の対象である物の実際の価値（保険価額）を超過する保険のことを超過保険といいます。また、保険金額が保険価額を下回る保険のことを一部保険といいます。この場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。（後段部分については「比例てん補」の項をご参照ください。）

重複保険

一つの保険の対象物（同一の被保険利益に限る）について、保険期間の全部または一部を共通とする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。例えば、火災保険約款では建物の譲渡、建物の構造または用途の変更などの事実が発生した場合には、通知するように定めています。

積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）および財形傷害保険において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

八行

被保険者

保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益

ある物（例えば建物）に偶発的な事故が発生することにより、ある人（例えば建物の所有者）が損害を被る恐れがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係（この例では所有者利益）を被保険利益といいます。損害保険契約が有効に成立するためには被保険利益の存在が前提となります。

比例てん補

損害が発生したとき、保険金額（保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う金額の最高限度額）が保険価額（保険の対象としたものの評価額）を下回っている場合には、その不足している割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。例えば、5,000万円をかけて新築した建物に4,000万円の保険をかけましたが、火災が起り、1,000万円の損害を受けました。

この場合に支払われる保険金は

$$1,000万円 \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \text{ ②}$$

$$= 1,000万円 \times \frac{4,000万円}{5,000万円} = 800万円 \text{ になります。}$$

② 住宅火災、住宅総合、店舗総合保険の場合は、保険価額×80%で計算します。

従って、支払われる保険金は

$$1,000万円 \times \frac{4,000万円}{5,000万円 \times 0.8} = 1,000万円 \text{ となります。}$$

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務付けられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険、強制保険）があります。

保険価額

保険の対象である物の実際の価値で、通常は時価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額）をいいますが、保険種目によっては、再調達価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額）を基準として保険価額を評価することもあります。

保険期間

保険の契約期間で、保険会社が責任を負う期間のことです。その期間中に保険事故が発生した場合に保険会社は保険金を支払います。ただし、一般的には、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭をいい、原則として被保険者に支払われます。

保険金額

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額で、保険契約に際して保険会社と保険契約者との間で定めた金額をいいます。

保険金をお支払いできない場合

保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事がらが生じた時は例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者などが自ら招いた事故、地震、噴火、津波などによる事故などです。

保険契約者

保険会社に保険の申し込みをする人のことです。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づき保険金支払などの責任を果たすため、保険業法および同施行規則によって決算期末に積み立てる準備金で、責任準備金および支払準備金があります。

保険事故

保険契約により、保険会社は偶然な一定の事故によって生じた損害に対して保険金を支払うことを保険契約者に約束しますが、この保険金支払いを約定している事故を保険事故とといいます。具体的には火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険の目的（保険の対象）

保険をつける対象のことをいいます。例えば、火災保険の場合の建物や家財、自動車保険の場合の自動車がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返戻金などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。

保険約款

保険契約者が保険会社と結ぶ保険契約の内容を定めたもので、同一種類の保険契約に共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約においてそれを変更、補充するための特別約款、特約条項があります。

保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、設立された「自動車保険料率算定会」と「損害料率算定会」が、契約者及び会員などに対して、より質の高いサービスをより低コストで提供できる体制を実施するために、平成14年7月1日に組織統合し、「損害保険料率算出機構」として発足いたしました。業務としては(1)火災、傷害、自動車、介護費用の各保険の参考率の算出と提供、(2)自賠責保険と地震保険の基準料率の算出と公告、(3)自賠責保険（共済も含む）に係る損害調査、(4)政府保障事業請求事案に関する損害調査の再委託の受託、などがあげられます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料の全額を保険会社が領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

マ行

マリン・ノンマリン

マリンは「マリン・インシュアランス」の略で海上保険（船舶

保険と貨物海上保険）をいいますが、通常、運送保険も含まれています。

ノンマリンは「ノンマリン・インシュアランス」の略で、マリン以外の保険、すなわち火災保険・自動車保険・傷害保険などをいいます。

満期返れい金

満期戻総合保険（スーパージャンプ）などの積立保険（貯蓄型保険）において、保険期間が終了し、保険料全額の払い込みが完了している場合に、保険会社が保険契約者に支払う金銭をいい、その金額は契約時に定められています。

免責金額

保険契約者の自己負担額のことをいいます。保険会社は一定金額以下の小損害については保険金を支払わないと定めることがあります。一定の金額に達した損害については、免責金額を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式とがあります。

免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」とか「てん補しない損害」などの見出しがつけられています。

元受保険

再保険に対する用語で、ある保険契約について再保険がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてをさす場合があります。

元受保険料

元受保険契約により、保険会社が領収する保険料をいいます。

ヤ行

予定利率

積立保険では、積立保険料部分については、満期返れい金を一定の率で割り引いて保険料を算出しています。この割引に用いられる計算利率を予定利率といいます。なお、実際の運用利回りが予定利率を上回った場合には契約者配当金として満期返れい金に上乗せして支払われることがあります。

業 績 デ ー タ

1．弊社の主要な業務に関する事項		担保別貸付金残高	86
(1) 当期の業績概況	68	用途別の貸付金残高及び構成比	87
(2) 直近5事業年度に係る主要な 経営指標等の推移	69	業種別の貸付金残高及び貸付金残高 の合計に対する割合	87
(3) 業務の状況を示す指標	70	規模別の貸付金残高及び貸付金残高 の合計に対する割合	87
保険料・1人当たり保険料	70	貸付金地域別内訳	88
解約返戻金	70	国内企業向け貸付金残存期間別残高 ...	88
保険引受利益	71	⑳ 有形固定資産明細表	88
保険金・損害率	71	㉑ 支払承諾の残高内訳	89
再保険	72	㉒ 支払承諾見返の担保別内訳	89
未収再保険金	73	㉓ 長期性資産	89
事業費率	73	㉔ 公共関係投融資(新規引受ベース)...	89
公共債の窓販実績	74	㉕ 住宅関連融資	90
保険契約に関する指標等 - 契約者配当金	74	㉖ その他資産	90
国内契約・海外契約別の 収入保険料の割合	74	㉗ 各種ローン金利(一般貸付標準金利 ...長期プライムレート)	91
(4) 経理に関する指標	75	(6) 責任準備金の残高の内訳	92
支払備金の額及び責任準備金の額 ...	75	(7) 期首時点支払備金(見積り額)の 当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	92
責任準備金積立水準	75	(8) 事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移	93
損害率の上昇に対する経常利益 又は経常損失の変動	76		
貸倒引当金及びその他の引当金の 期末残高及び期中の増減額	77	2．財産の状況	
貸付金償却の額	77	(1) 計算書類	94
資本金等明細表(含む利益準備金 及び任意積立金)	78	貸借対照表	94
事業費(含む損害調査費)	79	損益計算書	99
有価証券売却損益及び評価損	79	キャッシュ・フロー計算書	102
減価償却費明細表	80	利益処分・1株当たり配当等	103
不動産動産等処分損益明細表	80	株主資本等変動計算書	104
リース取引	81	1株当たり純資産	106
(5) 資産運用に関する方針と指標等	81	1人当たり総資産	106
資産運用方針	81	(2) リスク管理債権	106
預貯金	81	(3) 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況	106
資産運用の概況	81	(4) 債務者区分に基づいて区分された債権 ...	107
利息配当収入の額及び運用利回り (インカム利回り)	82	(5) 保険金等の支払い能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	108
資産運用利回り(実現利回り)	82	(6) 時価情報等	109
(参考) 時価総合利回り	83	有価証券	109
海外投融資残高・構成比及び利回り ...	83	金銭の信託	110
商品有価証券	83	デリバティブ取引関係	111
保有有価証券の種類別の残高 及び合計に対する構成比	84	(7) その他	111
保有有価証券利回り	84	3．弊社及び子会社等の概況	
有価証券の種類別残存期間別残高 ...	85	(1) 弊社及び子会社等の主要な事業の内容 及び組織の構成	112
業種別保有株式の額	86	(2) 子会社に関する事項	112
貸付金の残存期間別の残高	86		

V 業績データ

1. 弊社の主要な業務に関する事項

(1) 当期の業績概況

当期におけるわが国経済は、海外経済の減退などを背景にした輸出の減少等による企業収益の低迷、また雇用・所得環境の悪化に伴う個人消費の落ち込みなどにより大幅に悪化しました。

一方、損害保険業界におきましては全体として、元受保険料の伸びは低調であり、資産運用環境も引き続き厳しい状況が続きました。

また、当社は火災、傷害、自動車、自賠責並びに満期戻長期保険等の総合販売に会社をあげて努力いたしました。この結果、正味収入保険料は37,657百万円となり、前年度に比べ4.3%の減収となりました。

経常収益は、保険引受収益が75,736百万円、資産運用収益が9,663百万円、その他経常収益が64百万円となった結果、前期に比べて4,361百万円減少し、85,464百万円となりました。

一方、正味支払保険金は、19,659百万円となり、正味損害率は56.1%と前期に比べて0.2ポイント増加いたしました。経常費用は、保険引受費用が65,730百万円、資産運用費用が10,167百万円、営業費及び一般管理費が11,666百万円、その他経常費用が60百万円となった結果、87,623百万円となりました。

なお、保険引受に係る営業費及び一般管理費は11,597百万円となり、正味事業費率は49.9%と、前期に比べ2.6ポイントの増加となりました。保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費等を減じた保険引受損益は1,513百万円の保険引受損失となりました。

以上の結果、経常収益から経常費用を減じた経常損益は、2,159百万円の経常損失となりました。

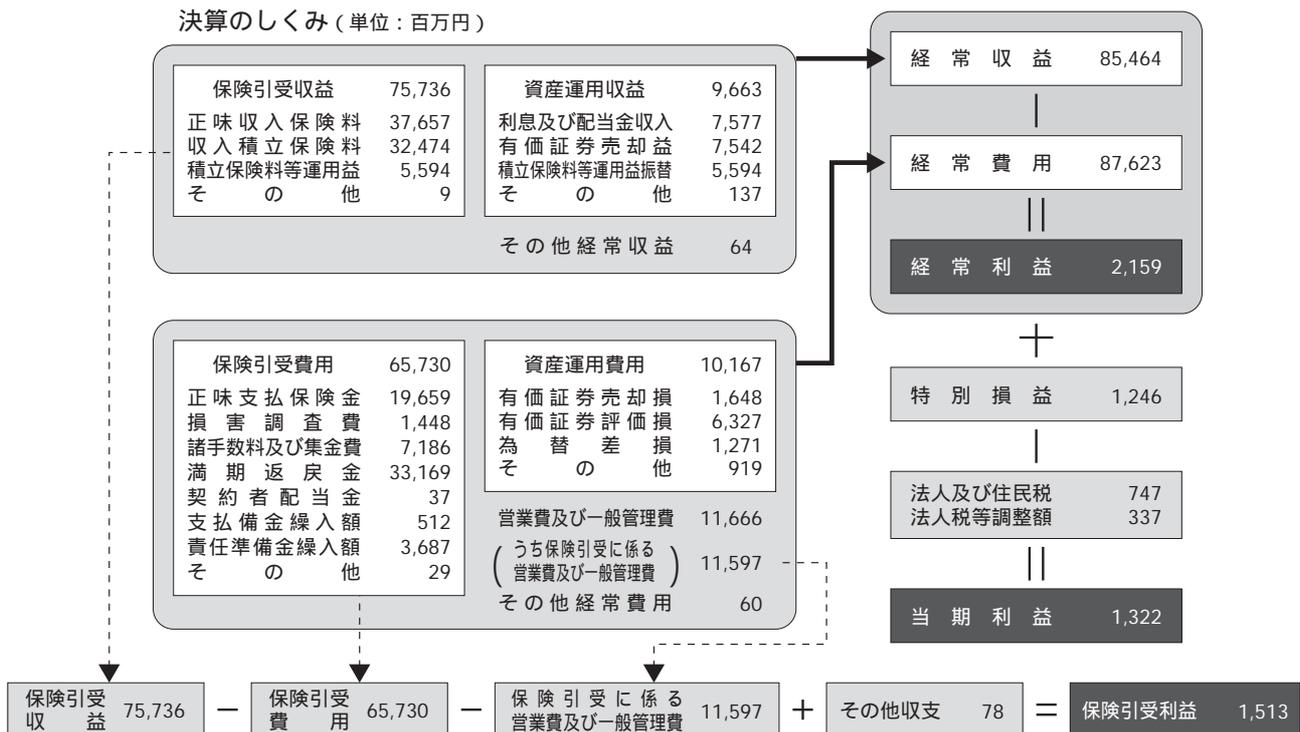
これに特別利益を加え、特別損失及び法人税及び住民税並びに法人税等調整額を減じた当期純損失は1,322百万円となりました。

資産運用の面におきましては、安全性、流動性を重視しつつ効果的な運用に努めました結果、利息及び配当金収入は7,577百万円となりました。

今後、わが国の経済は当面悪化を続ける可能性が高いと予想されますが、損害保険会社として社会的責任を果たすべく今後の発展に努めていく所存でございます。

(注) 本報告書(以下の諸表を含む)における各計数の表示及び計算は、次のとおりであります。

- 1 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。
- 2 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- 3 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料



(2) 直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

年度 項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	40,556 (1.17%)	40,405 (0.37%)	40,174 (0.57%)	39,341 (2.07%)	37,657 (4.28%)
経常収益	96,336	94,519	93,691	89,825	85,464
経常利益 (対前期増減率)	1,176 (9.03%)	1,091 (7.26%)	1,886 (72.86%)	2,086 (10.56%)	2,159 (-)
当期純利益 (対前期増減率)	192 (22.70%)	264 (37.43%)	268 (1.51%)	304 (13.53%)	1,322 (-)
正味損害率	56.19%	52.76%	54.77%	55.87%	56.05%
正味事業費率	43.28%	44.72%	45.03%	47.32%	49.88%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	5,977 (6.48%)	6,341 (6.09%)	6,904 (8.88%)	7,787 (12.79%)	7,577 (2.69%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.87%	1.90%	2.01%	2.20%	2.13%
資産運用利回り (実現利回り)	2.59%	2.47%	3.57%	3.05%	1.42%
信託報酬	-	-	-	-	-
信託勘定貸出金残高	-	-	-	-	-
信託勘定有価証券残高	-	-	-	-	-
信託財産額	-	-	-	-	-
資本金の額 (発行済株式総数)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	5,003 (普通株式 8,690千株 甲種優先株式 2,084千株)
純資産額	37,829	55,368	55,215	30,309	16,143
総資産額	377,156	417,065	426,954	393,799	382,946
積立勘定資産額	47,495	44,368	41,553	39,128	35,223
責任準備金残高	314,954	327,542	335,387	340,868	344,556
貸付金残高	3,892	2,216	2,055	2,939	1,847
有価証券残高	292,557	334,740	343,026	345,106	277,073
ソルベンシー・マージン比率	868.8%	982.2%	981.2%	676.5%	486.4%
自己資本比率	10.03%	13.28%	12.93%	7.70%	4.22%
1株当り純資産額	4,354.81円	6,456.33円	6,388.98円	3,499.08円	1,282.98円
1株当り配当額 (内1株当り中間配当額)	6.00円 (-)	6.00円 (-)	6.00円 (-)	6.00円 (-)	6.00円(普通株式) (-) 48.00円(甲種優先株式) (-)
1株当り当期純利益	17.12円	26.09円	31.24円	35.12円	165.25円
潜在株式調整後 1株当り当期純利益	-円	-円	-円	-円	-円
配当性向	35.05%	23.00%	19.21%	17.08%	-
従業員数	644名	661名	688名	702名	703名

(3) 業務の状況を示す指標

保険料・1人当たり保険料

a 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
			構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
			%	%		%	%		%	%
火 災		7,622	19.0	3.5	7,585	19.3	0.5	7,858	20.9	3.6
傷 害		3,353	8.3	2.9	3,197	8.1	4.7	3,077	8.2	3.8
自 動 車		13,794	34.3	2.3	13,438	34.2	2.6	13,175	35.0	2.0
自動車損害賠償責任		5,813	14.5	2.5	5,714	14.5	1.7	4,284	11.4	25.0
満 期 戻 長 期		2,881	7.2	7.2	2,460	6.3	14.6	2,283	6.1	7.2
そ の 他		6,708	16.7	5.0	6,946	17.7	3.5	6,977	18.4	0.5
合 計		40,174	100.0	0.6	39,341	100.0	2.1	37,657	100.0	4.3

b 元受正味保険料(含む積立保険料)

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
			構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
			%	%		%	%		%	%
火 災		10,156	12.1	2.6	10,490	13.4	3.3	10,632	14.4	1.4
傷 害		5,420	6.5	7.0	5,103	6.5	5.8	4,451	6.0	12.8
自 動 車		14,059	16.8	2.2	13,664	17.4	2.8	13,403	18.2	1.9
自動車損害賠償責任		5,416	6.5	2.9	5,023	6.4	7.2	4,050	5.5	19.4
満 期 戻 長 期		41,248	49.2	9.6	36,574	46.6	11.3	33,517	45.5	8.4
そ の 他		7,523	8.9	5.2	7,573	9.7	0.7	7,544	10.4	0.4
合 計		83,823	100.0	5.2	78,431	100.0	6.4	73,600	100.0	6.2
従業員1人当たり元受正味 保険料(含む積立保険料)		121		9.0	111		8.3	104		6.3

(注)1 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

(注)2 元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。
(積立型保険の積立保険料部分を含みます。)

(注)3 従業員1人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) = 元受正味保険料(含む積立保険料) ÷ 従業員数

解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火 災		308	341	331
傷 害		864	751	916
自 動 車		291	289	271
自動車損害賠償責任		217	233	257
満 期 戻 長 期		2,443	2,973	3,669
そ の 他		192	392	207
合 計		4,318	4,981	5,654

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保険引受収益		85,725	81,240	75,736
保険引受費用		79,871	72,665	65,730
営業費及び一般管理費		10,772	11,447	11,597
その他収支		22	34	78
保険引受利益		4,941	2,838	1,513

(注)1 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

(注)2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険損益計算等における法人税相当額などです。

保険金・損害率

a. 正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		構成比	正味損害率		構成比	正味損害率		構成比	正味損害率	
			%	%		%	%		%	%
火災		2,490	12.2	33.8	2,085	10.2	28.9	1,933	10.1	26.8
傷害		955	4.7	33.5	870	4.3	31.3	834	4.2	31.0
自動車		8,908	43.6	71.2	9,250	45.5	74.9	8,833	44.9	72.8
自動車損害賠償責任		4,276	21.0	76.1	4,218	20.7	77.0	4,163	21.2	100.6
満期戻長期		479	2.3	18.4	242	1.2	13.0	379	1.9	19.2
その他		3,300	16.2	52.5	3,680	18.1	57.6	3,455	17.7	53.2
合計		20,410	100.0	54.8	20,349	100.0	55.9	19,659	100.0	56.1

(注)1 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

(注)2 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

b. 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		構成比	元受正味損害率		構成比	元受正味損害率		構成比	元受正味損害率	
			%	%		%	%		%	%
火災		2,988	13.8	30.3	2,853	13.1	29.4	2,282	11.3	22.9
傷害		954	4.4	31.6	870	4.0	29.7	834	4.1	29.5
自動車		9,004	41.7	70.5	9,378	43.1	74.6	8,948	44.5	72.4
自動車損害賠償責任		4,632	21.4	88.3	4,224	19.4	87.7	4,109	20.4	105.1
満期戻長期		479	2.2	16.6	242	1.1	12.0	384	1.9	18.0
その他		3,542	16.5	50.3	4,208	19.3	60.0	3,559	17.8	50.6
合計		21,603	100.0	52.9	21,779	100.0	55.3	20,118	100.0	52.4

(注) 元受正味損害率 = (元受正味保険金 + 損害調査費) ÷ (元受正味保険料)

c. 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		33.8	43.5	77.4	28.9	45.6	74.5	26.8	42.8	69.5
傷害		33.5	66.7	100.2	31.3	73.2	104.5	31.0	75.8	106.9
自動車		71.2	34.6	105.7	74.9	34.3	109.2	72.8	39.2	112.0
自動車損害賠償責任		76.1	20.5	96.6	77.0	20.8	97.8	100.6	27.5	128.0
満期戻長期		18.4	93.7	112.2	13.0	104.7	117.6	19.2	120.2	139.5
その他		52.5	57.9	110.4	57.6	64.0	121.6	53.2	57.4	110.6
合計		54.8	45.0	99.8	55.9	47.3	103.2	56.1	49.9	105.9

(注)1 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)

(注)2 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)

(注)3 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

d. 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

保険種目	年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		50.0	53.7	103.7	35.5	56.6	92.1	30.5	56.1	86.6
傷害		27.7	61.7	89.4	28.7	71.0	99.7	32.8	72.5	105.4
自動車		79.4	34.0	113.5	74.1	33.8	107.9	77.2	38.7	115.9
満期戻長期		17.9	91.5	109.4	14.1	86.3	100.4	11.3	98.1	109.4
その他の		68.5	52.9	121.4	57.6	59.8	117.5	46.7	54.3	101.1
合計		61.3	49.1	110.4	53.3	51.6	104.9	51.4	53.0	104.4

- (注)1 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
(注)2 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
(注)3 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
(注)4 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
(注)5 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
(注)6 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
(注)7 第三分野保険につきましては、販売量が極めて少ないため、傷害保険に含めております。

再保険

a. 受再正味保険料・受再正味保険金

(単位：百万円)

保険種目	年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
			前年比		前年比		前年比
受再正味保険料	火災	100	7.4	103	2.7	169	63.4
	傷害	0	59.7	-	100.0	-	-
	自動車	11	5.0	10	9.9	8	17.6
	自動車損害賠償責任	4,568	2.5	4,509	1.3	2,981	33.9
	満期戻長期	-	-	-	-	-	-
	その他の	159	7.1	162	2.2	153	5.3
合計	4,839	2.5	4,785	1.1	3,312	30.8	
受再正味保険金	火災	34	45.6	13	62.0	31	135.5
	傷害	1	58.9	0	100.0	-	100.0
	自動車	8	22.5	7	12.0	8	15.0
	自動車損害賠償責任	4,276	1.9	4,218	1.4	4,163	1.3
	満期戻長期	-	-	-	-	-	-
	その他の	95	50.3	231	142.5	64	72.3
合計	4,416	1.1	4,470	1.2	4,266	4.6	

b. 支払再保険料・回収再保険金

(単位：百万円)

保険種目	年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
			前年比		前年比		前年比
支払再保険料	火災	2,620	0.7	2,600	0.8	2,733	5.1
	傷害	202	2.1	168	16.6	154	8.3
	自動車	275	7.5	236	14.3	236	0.1
	自動車損害賠償責任	4,170	3.0	3,818	8.4	2,747	28.1
	満期戻長期	312	35.4	201	35.4	190	5.8
	その他の	934	4.8	766	18.0	718	6.2
合計	8,515	2.5	7,791	8.5	6,780	13.0	
回収再保険金	火災	533	4.4	780	46.5	319	59.1
	傷害	0	98.6	0	97.7	-	100.0
	自動車	103	60.2	135	30.8	122	9.3
	自動車損害賠償責任	4,632	8.6	4,224	8.8	4,109	2.7
	満期戻長期	-	100.0	-	-	5	-
	その他の	337	13.0	759	124.8	167	77.9
合計	5,608	10.0	5,900	5.2	4,725	19.9	

c. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成20年度	28社(0社)	83.27%(-)
平成19年度	26社(0社)	87.34%(-)
平成18年度	26社(0社)	89.69%(-)

(注)1 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

(注)2 ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

なお、弊社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

d. 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
平成20年度	100% (- %)	0% (- %)	0% (- %)	100% (- %)
平成19年度	100% (- %)	0% (- %)	0% (- %)	100% (- %)
平成18年度	100% (- %)	0% (- %)	0% (- %)	100% (- %)

(注)1 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

格付区分の方法

S&P社、又はA M Best社の格付を使用しています。この場合、A-以上を「A以上」に区分しています。

これら2社の格付がない場合は、日本格付研究所の格付を使用しています。この場合、A-以上を「A以上」に区分しています。

(注)2 ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

なお、弊社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

未収再保険金

(単位：百万円)

種目計		平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	年度開始時の未収再保険金	287(0)	129(0)	435(0)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	964(0)	1,508(0)	533(0)
3	当該年度回収等	1,122(0)	1,202(0)	769(0)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	129(0)	435(0)	199(0)

(注)1 地震・自賠償保険に係る金額を除いております。

(注)2 ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

事業費率

(単位：百万円)

年度 区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保険引受に係る事業費	18,091	18,615	18,784
(保険引受に係る営業費 及び一般管理費)	10,772	11,447	11,597
(諸手数料及び集金費)	7,318	7,167	7,186
正味事業費率	45.03%	47.32%	49.88%

公共債の窓販実績

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
販 売 実 績	-	-	-

保険契約に関する指標等 - 契約者配当金

満期戻総合保険では、保険期間が終了し、満期を迎えられたご契約者に対して満期返戻金をお支払いするとともに、所定の計算により剰余が生じた場合には、契約者配当金をお支払いいたしております。

満期を迎えられるご契約者にお支払いする契約者配当金は以下のとおりであります。

(平成21年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・木造・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	払込方法		一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
	満期日						
5年	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで		1,930円	1,580円	1,580円	1,580円	1,580円
6年	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで		1,800円	-	-	-	-
10年	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで		3,540円	2,040円	2,010円	1,980円	1,980円

(注) 契約者配当金の算出方法は契約内容・満期月ごとに契約者配当金の運用益を算出していくため、満期月ごとに契約者配当金が多少異なることがあります。

上表では、同一保険期間・同一予定利率の保険ごとに当年度において初めて満期を迎える月の払込方法別の契約者配当金実額を平成21年4月満期分(保険期間5年・10年/満期返戻金割合20%、保険期間6年/満期返戻金割合30%)を例として表示しています。

(平成20年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	払込方法		一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
	満期日						
5年	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで		1,100円	1,010円	1,010円	1,010円	1,010円
6年	平成20年7月1日から平成21年3月31日まで		1,080円	-	-	-	-
10年	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで		2,620円	1,390円	1,350円	1,320円	1,320円

(平成19年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	払込方法		一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
	満期日						
5年	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで		0円	0円	0円	0円	0円
10年	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで		1,599円	453円	404円	360円	360円
15年	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで		-	1,224円	-	916円	916円

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国 内 契 約	100.00%	100.00%	100.00%
海 外 契 約	0.00%	0.00%	0.00%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

(4) 経理に関する指標

支払備金の額及び責任準備金の額

a 支払備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
火 災		1,098	930	998
傷 害		506	450	568
自 動 車		6,153	6,219	6,847
自動車損害賠償責任		1,551	1,527	1,482
満 期 戻 長 期		86	189	62
そ の 他		2,846	2,776	2,647
合 計		12,244	12,094	12,606

b 責任準備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
火 災		27,541	29,749	30,099
傷 害		44,360	42,359	41,015
自 動 車		5,595	6,000	5,335
自動車損害賠償責任		13,903	14,459	13,673
満 期 戻 長 期		227,289	231,791	237,531
そ の 他		16,697	16,507	16,900
合 計		335,387	340,868	344,556

責任準備金積立水準

区 分		平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積 立 率		100.0%	100.0%	100.0%

(注)1 積立法式及び積立率は、保険業法第3条第5条第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。

(注)2 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立法式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。

(注)3 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)~(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金

(3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動
(平成20年度)

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	<p>増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1%</p> <p>増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</p> <p>増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額</p> <p>経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額</p>
経常利益の減少額	188百万円(注)異常危険準備金残高の取崩額125百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

(平成19年度)

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	<p>増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1%</p> <p>増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</p> <p>増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額</p> <p>経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額</p>
経常利益の減少額	175百万円(注)異常危険準備金残高の取崩額143百万円

貸倒引当金及びその他の引当金の期末残高及び期中の増減額
(平成20年度)

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減 少 額		当期末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	101	51	-	101	51	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	265	319	-	265	319	"
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	
退職給付引当金	3,365	246	561	-	3,050		
役員退職慰労引当金	460	93	38	-	515		
賞与引当金	613	605	613	-	605		
価格変動準備金	2,618	867	2,129	-	1,357		
計	7,426	2,183	3,342	367	5,899		

(平成19年度)

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減 少 額		当期末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	4	101	-	4	101	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	279	265	-	279	265	"
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	
退職給付引当金	3,872	262	769	-	3,365		
役員退職慰労引当金	519	87	146	-	460		
賞与引当金	318	613	318	-	613		
価格変動準備金	2,386	232	-	-	2,618		
計	7,380	1,564	1,234	283	7,426		

貸付金償却の額

平成20年度、平成19年度及び平成18年度は貸付金の償却を行っておりません。

資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）
（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		2,502	2,500	-	5,003	
うち既発行 株 式	普 通 株 式	(8,690,000株) 2,502	- -	- -	(8,690,000株) 2,502	注1
	優 先 株 式	- -	(2,084,000株) 2,500	- -	(2,084,000株) 2,500	注2
	計	(普通株式 8,690,000株) 2,502	優先株式 2,084,000株 2,500	- -	(普通株式 8,690,000株) 優先株式 2,084,000株 5,003	
資本準備金及 びその他 資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	2,252	2,500	-	4,753	
	(その他資本剰余金) 自己株式処分差益	78	-	16	62	注3
	計	2,331	2,500	16	4,815	
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金)	290	-	-	290	
	(任意積立金) 特別準備金	8,640	260	-	8,900	
	計	8,930	260	-	9,190	

- (注)1 当期末における自己株式数は、83,504株です。
(注)2 当期増加額は、第三者割当増資に伴う新株発行によるものです。
(注)3 当期減少額は、自己株式の処分によるものです。

（平成19年度）

（単位：百万円）

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		2,502	-	-	2,502	
うち既発行 株 式	普 通 株 式	(8,690,000株) 2,502	(-) (-)	(-) (-)	(8,690,000株) 2,502	注1
	計	(8,690,000株) 2,502	(-) (-)	(-) (-)	(8,690,000株) 2,502	
資本準備金及 びその他 資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	2,252	-	-	2,252	
	(その他資本剰余金) 自己株式処分差益	53	24	-	78	注2
	計	2,306	24	-	2,331	
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金)	290	-	-	290	
	(任意積立金) 特別準備金	8,430	210	-	8,640	注3
	計	8,720	210	-	8,930	

- (注)1 当期末における自己株式数は、27,835株です。
(注)2 当期増加額は、自己株式の処分によるものです。
(注)3 当期増加額は、前期決算の利益処分によるものです。

事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

事業費内訳	期別	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人件費		6,173	6,437	6,012
物件費		5,846	6,281	6,661
税金		381	379	388
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金		0	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金		53	52	52
諸手数料及び集金費		7,318	7,167	7,186
合計		19,774	20,318	20,301

（注）金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額です。

有価証券売却損益及び評価損

売却益

（単位：百万円）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国債等	-	11	2,893
株式	6,375	5,335	3,746
外国証券	1	109	207
その他	7	165	694
合計	6,383	5,622	7,542

売却損

（単位：百万円）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国債等	329	401	6
株式	30	226	151
外国証券	0	-	1,393
その他	-	30	97
合計	360	658	1,648

評価損

（単位：百万円）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国債等	-	-	-
株式	346	1,713	5,679
外国証券	-	19	0
その他	0	468	647
合計	346	2,201	6,327

減価償却費明細表
(平成20年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末高	償却累計率
建物	1,496	61	749	746	50.1%
動産	361	28	243	117	67.5%
リース資産	33	4	4	28	14.6%
ソフトウェア	3,145	582	1,319	1,825	42.0%
その他	10	0	10	0	99.2%
計	5,047	677	2,329	2,718	

(平成19年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末高	償却累計率
建物	1,477	61	702	774	47.6%
動産	358	31	222	136	61.9%
ソフトウェア	4,551	529	3,000	1,551	65.9%
その他	10	0	10	0	95.1%
計	6,398	622	3,935	2,462	

(平成18年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末高	償却累計率
建物	1,509	65	685	823	45.4%
動産	345	24	216	129	62.5%
ソフトウェア	4,251	731	2,331	1,919	54.8%
その他	10	0	9	1	89.8%
計	6,117	821	3,243	2,874	

不動産動産等処分損益明細表
不動産動産処分益

(単位：百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
不動産	-	47	-
動産	-	-	-
合計	-	47	-

不動産動産処分損

(単位：百万円)

区分	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	売却	その他	合計	売却	その他	合計	売却	その他	合計
不動産	-	0	0	0	2	2	-	14	14
動産	-	4	4	-	1	1	-	0	0
合計	-	5	5	0	4	4	-	15	15

リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は以下の通りです。

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	未経過リース料期末残高相当額	1年内	89	158
1年超		173	321	179
合 計		263	479	305
支 払 リ ー ス 料		80	130	147

(5) 資産運用に関する方針と指標等

資産運用方針

資産の運用にあたっては、損害保険会社という公共性の強い性質にかんがみ、安全性、流動性を重視しつつ有利な運用に努めています。

預貯金

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
郵便振替・郵便貯金		47	49	39
当座預金		49	33	34
普通預金		5,401	8,355	10,243
通知預金		-	-	-
定期預金		143	12	5,010
外貨預金		-	-	-
計		5,641	8,450	15,327

資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
			構成比		構成比		構成比
預 貯 金		5,641	1.3	8,450	2.1	15,327	4.0
コ ー ル 口 ン		60,000	14.1	20,000	5.1	62,000	16.2
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		386	0.1	360	0.1	334	0.1
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		3,531	0.8	3,475	0.9	357	0.1
有 価 証 券		343,026	80.3	345,106	87.6	277,073	72.4
貸 付 金		2,055	0.5	2,939	0.7	1,847	0.5
土 地 ・ 建 物		1,421	0.3	1,296	0.3	1,267	0.3
運 用 資 産 計		416,063	97.4	381,627	96.9	358,207	93.5
総 資 産		426,954	100.0	393,799	100.0	382,946	100.0

利息配当収入の額及び運用利回り（インカム利回り）

（単位：百万円）

区 分	年 度	平成18年度末			平成19年度末			平成20年度末		
		収入金額	平均運用額	利回り	収入金額	平均運用額	利回り	収入金額	平均運用額	利回り
				%			%			%
預 貯 金		5	8,713	0.06	13	8,318	0.16	19	9,811	0.20
コ ー ル ロ ー ン		173	56,019	0.31	276	41,418	0.67	167	27,092	0.62
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		13	331	4.22	7	372	1.95	8	523	1.68
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		44	3,963	1.13	48	3,580	1.35	67	1,740	3.89
有 価 証 券		6,647	272,846	2.44	7,414	298,145	2.49	7,300	315,504	2.31
公 社 債		2,881	163,204	1.77	3,069	172,981	1.77	3,429	187,018	1.83
株 式		1,571	56,939	2.76	1,684	63,096	2.67	1,805	69,592	2.59
外 国 証 券		1,827	43,488	4.20	2,064	51,885	3.98	1,662	47,574	3.50
そ の 他 の 証 券		366	9,214	3.98	594	10,181	5.84	402	11,318	3.56
貸 付 金		46	2,164	2.14	64	2,601	2.50	67	2,818	2.40
土 地 ・ 建 物		0	1,407	0.04	0	1,359	0.05	0	1,315	0.06
小 計		6,932	345,447	2.01	7,825	355,796	2.20	7,632	358,807	2.13
そ の 他		17	-	-	10	-	-	12	-	-
合 計		6,949	-	-	7,835	-	-	7,645	-	-

（注）利回りは $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{取得原価又は償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

なお、時価会計導入を機に、開示利回りのあり方を見直した結果、従来のインカムベースの利回りのみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、新たに、当期の資産運用にかかる成果を期間損益への寄与の観点から示す指標として、従来の簿価を分母とする資産運用利回り（実現利回り）を開示するとともに、時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため、時価総合利回りを併せて参考開示しております。

資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区 分	年 度	平 成 18 年 度			平 成 19 年 度			平 成 20 年 度		
		資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
				%			%			%
預 貯 金		5	8,713	0.06	13	8,318	0.16	19	9,811	0.20
コ ー ル ロ ー ン		173	56,019	0.31	276	41,418	0.67	167	27,092	0.62
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		13	331	4.22	7	372	1.95	8	523	1.68
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		99	3,963	2.51	184	3,580	5.16	109	1,740	6.31
有 価 証 券		12,164	272,846	4.46	10,649	298,145	3.57	4,703	315,504	1.49
公 社 債		2,554	163,204	1.57	2,924	172,981	1.69	6,316	187,018	3.38
株 式		7,570	56,939	13.30	5,080	63,096	8.05	277	69,592	0.40
外 国 証 券		1,732	43,488	3.98	2,698	51,885	5.20	1,376	47,574	2.89
そ の 他 の 証 券		307	9,214	3.33	54	10,181	0.53	40	11,318	0.35
貸 付 金		46	2,164	2.14	64	2,601	2.50	67	2,818	2.40
土 地 ・ 建 物		0	1,407	0.04	0	1,359	0.05	0	1,315	0.06
そ の 他		17	-	-	10	-	-	12	-	-
合 計		12,321	345,447	3.57	10,838	355,796	3.05	5,090	358,807	1.42

（注）利回りは $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{取得原価又は償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

(参考) 時価総合利回り

(単位: 百万円)

区 分	平成 18 年 度			平成 19 年 度			平成 20 年 度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預 貯 金	5	8,713	0.06	13	8,318	0.16	19	9,811	0.20
コ ー ル ロ ー ン	173	56,019	0.31	276	41,418	0.67	167	27,092	0.62
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	13	331	4.22	7	372	1.95	8	523	1.68
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	99	3,963	2.51	184	3,580	5.16	109	1,740	6.31
有 価 証 券	11,105	338,333	3.28	28,421	362,573	7.84	23,031	340,860	6.76
公 社 債	4,443	162,881	2.73	8,159	174,547	4.67	2,161	193,818	1.12
株 式	46	120,099	0.04	32,050	118,640	27.01	20,381	88,005	23.16
外 国 証 券	3,403	43,996	7.74	913	54,065	1.69	2,704	46,142	5.86
そ の 他 の 証 券	3,305	11,355	29.11	3,617	15,320	23.61	2,107	12,894	16.34
貸 付 金	46	2,164	2.14	64	2,601	2.50	67	2,818	2.40
土 地 ・ 建 物	0	1,407	0.04	0	1,359	0.05	0	1,315	0.06
そ の 他	17	-	-	10	-	-	12	-	-
合 計	11,263	410,933	2.74	28,233	420,224	6.72	22,644	384,163	5.89

(注) 利回りは $\frac{(\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}) + (\text{当期末評価差額}^* - \text{前期末評価差額}^*)}{\text{取得原価又は償却原価による平均残高} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額}^* + \text{売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$ で算出しています。

* 税効果控除前の金額による。

海外投融資残高・構成比及び利回り

(単位: 百万円)

区 分	年 度	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
			構成比		構成比		構成比
外 貨 建	公 社 債	36,549	79.5	41,662	74.2	19,522	61.6
	株 式	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	1,757	3.9	1,409	2.5	148	0.5
	外 貨 建 資 産 計	38,306	83.4	43,072	76.8	19,671	62.1
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	-
	公 社 債 (円建外債)	2,348	5.1	7,239	12.9	5,195	16.4
	そ の 他	5,300	11.5	5,800	10.3	6,800	21.5
	円 貨 建 資 産 計	7,648	16.6	13,039	23.2	11,995	37.9
	合 計	45,955	100.0	56,112	100.0	31,667	100.0
海外投融資利回り							
	運用資産利回り(インカム利回り)	4.20%		3.98%		3.50%	
	資産運用利回り(実現利回り)	3.98%		5.20%		2.89%	
	(参考) 時価総合利回り	7.74%		1.69%		5.86%	

商品有価証券

当年度・前年度とも該当ありません。

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
国 債		8,037	2.3	15,217	4.4	7,649	2.8
地 方 債		68,186	19.9	69,432	20.1	90,545	32.7
社 債		91,015	26.5	102,600	29.7	82,379	29.7
株 式		114,643	33.4	89,890	26.0	54,118	19.5
外 国 証 券		45,955	13.4	56,112	16.3	31,667	11.4
そ の 他 の 証 券		15,189	4.5	11,851	3.4	10,712	3.9
合 計		343,026	100.0	345,106	100.0	277,073	100.0

保有有価証券利回り

区 分	年 度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
		%	%	%
運用資産利回り (インカム利回り)	公 社 債	1.77	1.77	1.83
	株 式	2.76	2.67	2.59
	外 国 証 券	4.20	3.98	3.50
	そ の 他 の 証 券	3.98	5.84	3.56
	合 計	2.44	2.49	2.31
資産運用利回り (実現利回り)	公 社 債	1.57	1.69	3.38
	株 式	13.30	8.05	0.40
	外 国 証 券	3.98	5.20	2.89
	そ の 他 の 証 券	3.33	0.53	0.35
	合 計	4.46	3.57	1.49
時価総合利回り	公 社 債	2.73	4.67	1.12
	株 式	0.04	27.01	23.16
	外 国 証 券	7.74	1.69	5.86
	そ の 他 の 証 券	29.11	23.61	16.34
	合 計	3.28	7.84	6.76

(注) 各利回りの計算方法については、P82～P83をご参照ください。

有価証券の種類別残存期間別残高
(平成20年度末)

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成21/3	国 債	384	870	788	446	3,173	1,986	-	7,649
	地 方 債	3,139	7,677	2,502	11,868	62,615	2,741	-	90,545
	社 債	9,460	9,188	3,927	10,273	42,433	7,095	-	82,379
	株 式							54,118	54,118
	外 国 証 券	4,622	9,927	9,387	59	-	869	6,800	31,667
	その他の証券	249	-	612	2,574	546	-	6,729	10,712
	合 計	17,857	27,663	17,219	25,223	108,767	12,693	67,648	277,073

(平成19年度末)

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成20/3	国 債	297	825	736	828	8,560	3,969	-	15,217
	地 方 債	2,762	7,287	5,893	21,770	30,223	1,495	-	69,432
	社 債	4,179	15,648	9,596	30,817	38,903	3,454	-	102,600
	株 式							89,890	89,890
	外 国 証 券	4,288	25,514	7,720	10,488	52	987	7,060	56,112
	その他の証券	62	979	243	3,550	176	-	6,838	11,851
	合 計	11,589	50,254	24,191	67,456	77,916	9,907	103,790	345,106

(平成18年度末)

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成19/3	国 債	235	689	865	780	5,466	-	-	8,037
	地 方 債	4,180	5,964	8,176	9,249	40,615	-	-	68,186
	社 債	3,498	13,460	11,956	12,829	48,434	835	0	91,015
	株 式							114,643	114,643
	外 国 証 券	5,523	10,425	12,747	9,343	79	1,004	6,829	45,955
	その他の証券	70	1,615	571	313	4,081	-	8,537	15,189
	合 計	13,508	32,156	34,317	32,517	98,677	1,840	130,009	343,026

業種別保有株式の額

(単位：百万株、百万円)

区 分	年 度	平成18年度末			平成19年度末			平成20年度末		
		株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
				%			%			%
電 気 ・ ガ ス 業		9	30,012	26.2	12	29,520	32.8	6	12,999	24.0
陸 運 業		9	13,530	11.8	10	12,698	14.1	9	8,097	15.0
商 業		9	16,548	14.4	9	10,140	11.3	9	6,056	11.2
金 融 保 険 業		1	5,034	4.4	2	3,815	4.2	4	4,882	9.0
電 気 機 器		5	13,087	11.4	5	9,308	10.4	5	4,735	8.8
不 動 産 業		3	8,755	7.6	3	5,684	6.3	3	3,984	7.4
そ の 他 製 品		5	3,114	2.7	5	2,164	2.4	5	2,340	4.3
輸 送 用 機 器		2	2,889	2.5	2	2,656	3.0	2	2,031	3.8
機 械		3	4,438	3.9	3	2,633	2.9	3	1,944	3.6
証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業		4	6,159	5.4	4	3,357	3.7	4	1,716	3.2
そ の 他		14	11,073	9.7	13	7,911	8.9	12	5,330	9.7
合 計		69	114,643	100.0	74	89,890	100.0	67	54,118	100.0

(注)1 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

(注)2 空輸業は陸運業に含めています。

貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

		平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
固 定 金 利	1 年 以 下	-	-	-
	1 年 超 3 年 以 下	-	-	-
	3 年 超 5 年 以 下	-	-	-
	5 年 超 7 年 以 下	4	3	-
	7 年 超	-	1,000	1,000
	合 計	4	1,003	1,000
変 動 金 利	1 年 以 下	19	1,012	22
	1 年 超 3 年 以 下	1,107	37	566
	3 年 超 5 年 以 下	678	614	-
	5 年 超 7 年 以 下	-	-	-
	7 年 超	-	-	-
	合 計	1,804	1,663	588

(注) 約款貸付は含みません。

担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
		株 数	構成比	株 数	構成比	株 数	構成比
			%		%		%
担 保 貸 付		4	0.2	3	0.1	-	-
有 価 証 券 担 保		-	-	-	-	-	-
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団		4	0.2	3	0.1	-	-
指 名 債 権 担 保		-	-	-	-	-	-
保 証 貸 付		713	34.7	614	20.9	566	30.6
信 用 貸 付		1,000	48.7	2,000	68.0	1,000	54.1
そ の 他		91	4.4	49	1.7	22	1.2
一 般 貸 付 計		1,808	88.0	2,666	90.7	1,588	85.9
約 款 貸 付		246	12.0	272	9.3	258	14.0
合 計		2,055	100.0	2,939	100.0	1,847	100.0
(うち劣後特約付き貸付)		(1,000)	(48.7)	(2,000)	(68.0)	(1,000)	(54.1)

使途別の貸付金残高及び構成比

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
設 備 資 金		130	6.3	52	1.8	22	1.4
運 転 資 金		1,925	93.7	2,886	98.2	1,566	98.6
合 計		2,055	100.0	2,939	100.0	1,588	100.0

業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
農 林 ・ 水 産 業		-	-	-	-	-	-
鉱 業		-	-	-	-	-	-
建 設 業		-	-	-	-	-	-
製 造 業		-	-	-	-	-	-
卸 ・ 小 売 業		35	1.7	-	-	-	-
金 融 ・ 保 険 業		1,678	81.7	2,614	88.9	1,566	84.7
不 動 産 業		-	-	-	-	-	-
運 輸 ・ 通 信 業		-	-	-	-	-	-
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 等		-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業		-	-	-	-	-	-
そ の 他		4	0.2	3	0.1	-	-
(うち個人住宅等)		(4)	(0.2)	(3)	(0.1)	-	-
小 計		1,717	83.6	2,617	89.1	1,566	84.7
公 共 団 体		-	-	-	-	-	-
公 社 ・ 公 団		91	4.4	49	1.7	22	1.2
約 款 貸 付		246	12.0	272	9.3	258	14.0
合 計		2,055	100.0	2,939	100.0	1,847	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
大 企 業		1,804	99.8	2,663	99.9	1,588	100.0
中 堅 企 業		-	-	0	0.0	-	-
中 小 企 業		-	-	-	-	-	-
そ の 他		4	0.2	3	0.1	-	-
一 般 貸 付 計		1,808	100.0	2,666	100.0	1,588	100.0

(注)1 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。

(注)2 中堅企業とは1の「大企業」及び3の「中小企業」以外の企業をいいます。

(注)3 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし卸売業は資本金1億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

(注)4 その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等です。

(注)5 約款貸付は含みません。

貸付金地域別内訳

a. 国内

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
首 都 圏		769	42.5	663	24.9	588	37.0
近 畿 圏		-	-	1,000	37.5	1,000	63.0
上 記 以 外 の 地 域		1,039	57.5	1,003	37.6	-	-
合 計		1,808	100.0	2,666	100.0	1,588	100.0

(注) 約款貸付は含みません。

b. 海外

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
国 際 機 関		-	-	-	-	-	-

国内企業向け貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

貸 付 金	年 度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
		1 年 以 下	19	1,012
1 年 超 3 年 以 下	1,107	37	566	
3 年 超 5 年 以 下	678	614	-	
5 年 超 7 年 以 下	-	-	-	
7 年 超	-	1,000	1,000	
合 計	1,804	2,663	1,588	

有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
		土 地	597	521
営 業 用 賃 貸 用	597	521	521	
建 物	823	774	746	
営 業 用 賃 貸 用	823	774	746	
土 地・建 物 合 計	1,421	1,296	1,267	
営 業 用 賃 貸 用	1,421	1,296	1,267	
建 設 仮 勘 定	-	-	-	
営 業 用 賃 貸 用	-	-	-	
リ ー ス 資 産	-	-	28	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	129	136	117	
合 計	1,550	1,432	1,414	

⑳ 支払承諾の残高内訳

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額
融 資 に 係 る 保 証	-	-	-	-	-	-
社 債 等 に 係 る 保 証	-	-	-	-	-	-
資 産 の 流 動 化 に 係 る 保 証	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-

㉑ 支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
有 価 証 券	-	-	-
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団	-	-	-
指 名 債 権	-	-	-
保 証	-	-	-
信 用	-	-	-
そ の 他	-	-	-
計	-	-	-

㉒ 長期性資産

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
長 期 性 資 産	264,747	268,004	272,521

(注) 長期性資産とは責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる、積立型保険の収入積立保険料等とその運用益の累計残高をいいます。

㉓ 公共関係投融资(新規引受ベース)

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公 社 債	国 債	-	-
	地 方 債	10,156	10,196
	政 府 保 証 債	8,646	7,670
	小 計	18,802	17,866
貸 付	公 社 ・ 公 団	-	-
	地 方 住 宅 供 給 公 社	-	-
	小 計	-	-
合 計	18,802	17,866	31,696

㊸ 住宅関連融資

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
		構成比		構成比		構成比
		%		%		%
個人向けローン	4	100.0	3	100.0	-	-
住宅金融会社貸付	-	-	-	-	-	-
地方住宅供給会社	-	-	-	-	-	-
合 計	4	100.0 (0.2)	3	100.0 (0.1)	-	-
総貸付残高	2,055		2,939		1,847	

(注) 「合計」欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

㊸ その他資産

a 未収保険料・代理店貸

未収保険料は、元受保険契約の保険料の未収入金で弊社直扱のものを示し、代理店貸は、元受保険契約の保険料の未収入金で代理店扱のもの(ただし、代理店手数料を差引いた正味)を示します。

(平成20年度末)

(単位：百万円)

区 分	火 災	傷 害	自動車	自動車損害賠償責任	満期戻長期	その他	計	停滞期間
未 収 保 険 料	6	16	5	-	261	22	311	
代 理 店 貸	533	105	663	-	-	253	1,555	
計	540	121	668	-	261	273	1,867	0.68か月

(平成19年度末)

(単位：百万円)

区 分	火 災	傷 害	自動車	自動車損害賠償責任	満期戻長期	その他	計	停滞期間
未 収 保 険 料	52	38	33	-	164	18	202	
代 理 店 貸	714	143	746	-	-	194	1,799	
計	662	181	780	-	164	212	2,002	0.75か月

(平成18年度末)

(単位：百万円)

区 分	火 災	傷 害	自動車	自動車損害賠償責任	満期戻長期	その他	計	停滞期間
未 収 保 険 料	5	3	4	-	121	37	161	
代 理 店 貸	606	19	762	-	-	405	1,794	
計	601	22	767	-	121	442	1,956	0.72か月

(注) 停滞期間 = $\frac{\text{未収保険料(計)} + \text{代理店貸(計)}}{\text{月平均保険料(元受保険料 - 諸戻戻金 - 代理店手数料)}}$

b 共同保険貸

弊社が共同保険の幹事会社として立替払いした同業他社分の保険金のうち未回収額を示す勘定です。

c 再 保 険 貸

弊社と同業他社との間の再保険授受によって生ずる勘定のうち、国内の同業他社に対する未回収額を示す勘定です。

d 外 国 再 保 険 貸

弊社と同業他社との間の再保険授受によって生ずる勘定のうち、外国所在の同業他社に対する未回収額を示す勘定です。

e 地震保険預託金

地震保険の受再保険料及び運用益を日本地震再保険株式会社に預託しているものです。

f 仮 払 金

勘定科目未定の支払金及び内払的性質の支払金を示す勘定です。その主なものは、自動車及び自動車損害賠償責任保険の保険金一括払に係る支払分です。

(単位：百万円)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
b 共同保険貸	148	65	118
c 再 保 険 貸	1,755	1,656	1,444
d 外国再保険貸	71	151	136
e 地震保険預託金	1,645	1,745	1,853
f 仮 払 金	1,051	919	950
(f のうち一括払分)	(842)	(664)	(660)

㉗ 各種ローン金利（一般貸付標準金利...長期プライムレート）

(平成20年度)

(単位：%)

変更時点	平成20.4.1	平成20.5.9	平成20.6.10	平成20.7.10	平成20.8.8	平成20.9.10	平成20.10.10	平成20.11.11	平成21.1.9
利 率	2.10	2.40	2.45	2.40	2.25	2.30	2.35	2.40	2.25

(平成19年度)

(単位：%)

変更時点	平成19.4.1	平成19.4.10	平成19.6.8	平成19.7.10	平成19.9.11	平成19.10.10	平成19.11.9	平成19.12.11	平成20.1.10
利 率	2.20	2.25	2.45	2.55	2.25	2.45	2.20	2.30	2.10
変更時点	平成20.2.8	平成20.3.11							
利 率	2.15	2.10							

(平成18年度)

(単位：%)

変更時点	平成18.4.1	平成18.4.11	平成18.5.10	平成18.6.9	平成18.7.11	平成18.8.10	平成18.9.8	平成18.10.11	平成18.11.10
利 率	2.10	2.45	2.50	2.45	2.65	2.50	2.30	2.35	2.30
変更時点	平成18.12.8	平成19.1.10	平成19.2.9	平成19.3.9					
利 率	2.35	2.40	2.30	2.20					

(6) 責任準備金の残高の内訳

(平成20年度末)

(単位：百万円)

	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当準備金等	責任準備金合計
			II	IV			
火災保険	26,470	2,973	1	-	645	8	30,099
傷害保険	1,771	2,096	3	-	36,970	173	41,015
自動車保険	4,610	724	-	-	-	-	5,335
自動車損害賠償責任保険	13,673	-	-	-	-	-	13,673
満期戻長期保険	4,840	997	16	-	230,717	960	237,531
その他	9,012	4,861	0	-	3,015	10	16,900
合計	60,378	11,654	22	-	271,348	1,152	344,556

(平成19年度末)

(単位：百万円)

	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当準備金等	責任準備金合計
			II	IV			
火災保険	24,359	4,795	0	-	585	8	29,749
傷害保険	1,759	2,138	1	-	38,298	161	42,359
自動車保険	4,706	1,294	0	-	-	-	6,000
自動車損害賠償責任保険	14,459	-	-	-	-	-	14,459
満期戻長期保険	5,167	936	10	-	224,952	724	231,791
その他	8,536	4,707	0	-	3,253	9	16,507
合計	58,988	13,871	13	-	267,090	904	340,868

(平成18年度末)

(単位：百万円)

	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	責任準備金合計
火災保険	22,487	4,489	556	8	27,541
傷害保険	1,688	2,998	39,524	148	44,360
自動車保険	4,887	707	-	-	5,595
自動車損害賠償責任保険	13,903	-	-	-	13,903
満期戻長期保険	5,491	874	220,519	404	227,289
その他	8,345	4,697	3,645	8	16,697
合計	56,803	13,767	264,245	570	335,387

(7) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成16年度	-	-	-	-
平成17年度	-	-	-	-
平成18年度	8,442	6,584	4,716	2,858
平成19年度	11,336	7,493	4,296	452
平成20年度	10,713	6,362	5,436	1,085

(注)1 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

(注)2 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

(注)3 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(8) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移

自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生 年度末							8,832			8,745			8,783		
	1年後							9,224	1.004	392						
	2年後															
	3年後															
	4年後															
最終損害見積り額		-			-			9,224			8,745			8,783		
累計保険金		-			-			7,970			5,449			5,578		
支払備金		-			-			1,255			3,296			3,205		

傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生 年度末							830			601			836		
	1年後							855	1.03	25						
	2年後															
	3年後															
	4年後															
最終損害見積り額		-			-			855			601			836		
累計保険金		-			-			843			344			330		
支払備金		-			-			12			257			506		

賠償

(単位：百万円)

事故発生年度		平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生 年度末							902			1,366			1,150		
	1年後							997	1.105	95						
	2年後															
	3年後															
	4年後															
最終損害見積り額		-			-			997			1,366			1,150		
累計保険金		-			-			866			683			685		
支払備金		-			-			130			683			465		

- (注)1 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
(注)2 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
(注)3 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
(注)4 本表は平成18年度からの開示であるため、「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

2. 財産の状況

(1) 計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成18年度(平成19年3月31日現在)		平成19年度(平成20年3月31日現在)		平成20年度(平成21年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)		%		%		%
現金及び預貯金	5,646	1.32	8,485	2.15	15,345	4.01
現金	(4)		(35)		(17)	
預貯金	(5,641)		(8,450)		(15,327)	
コールローン	60,000	14.05	20,000	5.08	62,000	16.19
買入金銭債権	386	0.09	360	0.09	334	0.09
金銭の信託	3,531	0.83	3,475	0.88	357	0.09
有価証券	343,026	80.34	345,106	87.64	277,073	72.35
国債	(8,037)		(15,217)		(7,649)	
地方債	(68,186)		(69,432)		(90,545)	
社債	(91,015)		(102,600)		(82,379)	
株式	(114,643)		(89,890)		(54,118)	
外国証券	(45,955)		(56,112)		(31,667)	
その他の証券	(15,189)		(11,851)		(10,712)	
貸付金	2,055	0.48	2,939	0.75	1,847	0.48
保険約款貸付	(246)		(272)		(258)	
一般貸付	(1,808)		(2,666)		(1,588)	
有形固定資産	1,550	0.36	1,432	0.36	1,414	0.37
土地	(597)		(521)		(521)	
建物	(823)		(774)		(746)	
建物仮勘定	(-)		(-)		(28)	
その他の有形固定資産	(129)		(136)		(117)	
無形固定資産	1,943	0.46	2,933	0.74	5,418	1.42
ソフトウェア	(1,919)		(1,551)		(1,825)	
ソフトウェア仮勘定	(-)		(1,358)		(3,569)	
その他の無形固定資産	(24)		(23)		(23)	
その他資産	9,096	2.13	9,170	2.33	8,911	2.33
未収保険料	(161)		(202)		(311)	
代理店貸	(1,794)		(1,799)		(1,555)	
共同保険貸	(148)		(65)		(118)	
再保険貸	(1,755)		(1,656)		(1,444)	
外国再保険貸	(71)		(151)		(136)	
未収金	(161)		(289)		(223)	
未収収益	(788)		(892)		(803)	
預託金	(1,418)		(1,350)		(1,417)	
地震保険預託金	(1,645)		(1,745)		(1,853)	
仮払金	(1,051)		(919)		(950)	
その他の資産	(99)		(96)		(96)	
繰延税金資産	-		262	0.07	10,615	2.77
貸倒引当金	283	0.07	367	0.09	370	0.10
資産の部合計	426,954	100.00	393,799	100.00	382,946	100.00

(単位：百万円)

科目	年度		平成18年度 平成19年3月31日現在)		平成19年度 平成20年3月31日現在)		平成20年度 平成21年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(負債の部)		%		%		%		%
保険契約準備金	347,631	81.42	352,962	89.63	357,162	93.27		
支払備金	(12,244)		(12,094)		(12,606)			
責任準備金	(335,387)		(340,868)		(344,556)			
その他負債	3,639	0.85	3,467	0.88	4,111	1.07		
共同保険借	(148)		(278)		(228)			
再保険借	(1,343)		(1,032)		(953)			
外国再保険借	(55)		(43)		(146)			
借入金	(3)		(3)		(-)			
未払法人税等	(520)		(144)		(525)			
前受収益	(6)		(5)		(-)			
未払金	(506)		(807)		(1,467)			
仮受金	(1,054)		(1,151)		(761)			
退職給付引当金	3,872	0.91	3,365	0.85	3,050	0.80		
役員退職慰労引当金	519	0.12	460	0.12	515	0.13		
賞与引当金	318	0.07	613	0.16	605	0.16		
特別法上の準備金	2,386	0.56	2,618	0.67	1,357	0.35		
価格変動準備金	(2,386)		(2,618)		(1,357)			
繰延税金負債	13,370	3.13	-	-	-	-		
負債の部合計	371,739	87.07	363,489	92.30	366,803	95.78		
(純資産の部)								
資本金又は基金	2,502	0.59	2,502	0.64	5,003	1.31		
資本剰余金	2,306	0.54	2,331	0.59	4,815	1.26		
資本準備金	(2,252)		(2,252)		(4,753)			
その他資本剰余金	(53)		(78)		(62)			
利益剰余金	9,069	2.12	9,322	2.37	7,948	2.08		
利益準備金	(290)		(290)		(290)			
その他利益剰余金	(8,779)		(9,032)		(7,658)			
その他積立金	((8,430))		((8,640))		((8,900))			
繰越利益剰余金	((349))		((392))		((1,241))			
自己株式	55	0.01	46	0.01	103	0.03		
株主資本合計	13,823	3.24	14,109	3.58	17,663	4.61		
その他有価証券評価差額金	41,392	9.69	16,200	4.11	1,519	0.40		
評価・換算差額等合計	(41,392)		(16,200)		(1,519)			
純資産の部合計	55,215	12.93	30,309	7.70	16,143	4.22		
負債及び純資産の部合計	426,954	100.00	393,799	100.00	382,946	100.00		

平成20年度貸借対照表の注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

子会社等株式及び関連会社等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) 有形固定資産の減価償却は定率法により行っております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によります。
- (4) 自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間に基づく定額法により行っております。
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- (6) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債券額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。
- (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、翌期に一括費用処理することとしております。

なお、過去勤務債務は、発生年度に一括費用処理しております。

- (8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (9) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (10) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (11) 所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理方法に変更しております。この会計基準及び適用指針の適用に伴う損益に与える影響はありません。

- (12) 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (13) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (14) 有形固定資産の減価償却累計額は998百万円、圧縮記帳額は1,320百万円であります。

(15) 繰延税金資産の総額は10,615百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金6,532百万円、退職給付引当金1,101百万円、価格変動準備金490百万円、及び支払備金368百万円であります。

(16) 1株当たり純資産額は1,282円98銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計は16,143百万円、普通株式に係る期末の純資産額は11,042百万円、期末普通株式数は8,606千株であります。

(17) 子会社株式の額は174百万円であります。

(18) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	11,634百万円
同上にかかる出再支払備金	510百万円
差引(イ)	11,124百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	1,482百万円
計(イ+口)	12,606百万円

(19) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	316,886百万円
同上にかかる出再責任準備金	782百万円
差引(イ)	316,103百万円
その他の責任準備金(口)	28,452百万円
計(イ+口)	344,556百万円

(20) 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	3,059百万円
年金資産	-百万円
未積立退職給付債務	3,059百万円
未認識数理計算上の差異	9百万円
退職給付引当金	3,050百万円
退職給付債務等の計算基礎	
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.85%
期待運用収益率	-%
数理計算上の差異の処理年数	翌期1年

(21) 上記における子会社、関連会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

(22) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目		年度		平成18年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		平成19年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		平成20年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
経常	経常収益	93,691	100.00	89,825	100.00	85,464	100.00		
	保険引受収益	85,725	91.50	81,240	90.44	75,736	88.62		
	正味収入保険料	(40,174)	42.88	(39,341)	43.80	(37,657)	44.06		
	収入積立保険料	(39,973)	42.66	(36,082)	40.17	(32,474)	38.00		
	積立保険料等運用益	(5,576)	5.95	(5,661)	6.30	(5,594)	6.55		
	支払備金戻入額	(-)	-	(149)	0.17	(-)	-		
	為替差益	(0)	0.00	(4)	0.01	(9)	0.01		
	資産運用収益	7,753	8.28	8,510	9.47	9,663	11.31		
	利息及び配当金収入	(6,904)	7.37	(7,787)	8.67	(7,577)	8.87		
	金銭の信託運用益	(23)	0.03	(29)	0.03	(109)	0.13		
	有価証券売却益	(6,383)	6.81	(5,622)	6.26	(7,542)	8.83		
	有価証券償還益	(-)	-	(2)	0.00	(-)	-		
	為替差益	(-)	-	(705)	0.79	(-)	-		
	その他運用収益	(17)	0.02	(25)	0.03	(27)	0.03		
	積立保険料等運用益振替	(5,576)	5.95	(5,661)	6.30	(5,594)	6.55		
	その他経常収益	213	0.23	73	0.08	64	0.08		
	貸倒引当金戻入額	(96)	0.10	(-)	-	(-)	-		
	その他の経常収益	(116)	0.12	(73)	0.08	(64)	0.08		
	損益の部	経常費用	91,804	97.99	87,739	97.68	87,623	102.53	
		保険引受費用	79,871	85.25	72,665	80.90	65,730	76.91	
正味支払保険金		(20,410)	21.79	(20,349)	22.65	(19,659)	23.00		
損害調査費		(1,592)	1.70	(1,631)	1.82	(1,448)	1.69		
諸手数料及び集金費		(7,318)	7.81	(7,167)	7.98	(7,186)	8.41		
満期返戻金		(39,766)	42.44	(38,144)	42.46	(33,169)	38.81		
契約者配当金		(5)	0.01	(4)	0.00	(37)	0.04		
支払備金繰入額		(2,898)	3.09	(-)	-	(512)	0.06		
責任準備金繰入額		(7,844)	8.37	(5,335)	5.94	(3,687)	4.31		
為替差損		(-)	-	(-)	-	(-)	-		
その他保険引受費用		(33)	0.04	(34)	0.04	(29)	0.03		
資産運用費用		1,008	1.08	3,334	3.71	10,167	11.90		
金銭の信託運用損		(123)	0.13	(214)	0.24	(-)	-		
有価証券売却損		(360)	0.38	(658)	0.73	(1,648)	1.93		
有価証券評価損		(346)	0.37	(2,201)	2.45	(6,327)	7.40		
有価証券償還損		(0)	0.00	(-)	-	(-)	-		
為替差損		(88)	0.09	(-)	-	(1,271)	1.49		
その他運用費用		(89)	0.10	(259)	0.29	(919)	1.08		
営業費及び一般管理費		10,863	11.59	11,519	12.82	11,666	13.65		
その他経常費用		61	0.07	219	0.24	60	0.07		
支払利息	(0)	0.00	(0)	0.00	(0)	0.00			
貸倒引当金繰入額	(-)	-	(83)	0.09	(3)	0.00			
その他の経常費用	(61)	0.07	(135)	0.15	(56)	0.07			
特別損益の部	経常利益	1,886	2.01	2,086	2.32	2,159	2.53		
	特別利益	286	0.31	47	0.05	1,261	1.48		
	固定資産処分益	(-)	-	(47)	0.05	(-)	-		
	価格変動準備金戻入額	(286)	0.31	(-)	-	(1,261)	1.48		
	特別損失	625	0.67	1,124	1.25	15	0.02		
	固定資産処分損	(5)	0.01	(4)	0.00	15	0.02		
	減損損	(29)	0.03	(-)	-	(-)	-		
	価格変動準備金繰入額	(-)	-	(232)	0.26	(-)	-		
その他特別損失	(591)	0.63	(887)	0.99	(-)	-			
その他の特別損失	(591)	0.63	(887)	0.99	(-)	-			
税引前当期純利益(純剰余)	1,547	1.65	1,009	1.12	912	1.07			
法人税及び住民税	824	0.88	458	0.51	747	0.87			
法人税等調整額	454	0.49	246	0.27	337	0.40			
法人税等合計	-	-	-	-	409	0.47			
当期純利益(純剰余)	268	0.29	304	0.34	1,322	1.55			

平成20年度損益計算書の注記

(1) 子会社との取引による費用総額は123百万円であります。

(2) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	44,437百万円
支払再保険料	6,780百万円
差引	37,657百万円

正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	24,384百万円
回収再保険金	4,725百万円
差引	19,659百万円

諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	7,850百万円
出再保険手数料	664百万円
差引	7,186百万円

支払備金繰入額（は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	630百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	72百万円
差引(イ)	558百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金戻入額(口)	45百万円
計(イ+口)	512百万円

責任準備金繰入額（は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	6,420百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	32百万円
差引(イ)	6,388百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	2,700百万円
計(イ+口)	3,687百万円

利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	19百万円
コールローン利息	167百万円
買入金銭債権利息	8百万円
有価証券利息・配当金	7,300百万円
貸付金利息	67百万円
その他利息・配当金	13百万円
計	7,577百万円

(3) 金銭の信託運用益中の評価益の合計額は109百万円であります。

- (4) 損害調査費並びに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は246百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	196百万円
利息費用	62百万円
期待運用収益	- 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	11百万円
計	246百万円

- (5) 当期における法定実効税率は36.11%であります。
- (6) 1株当たりの当期純損失は165円25銭であります。算定上の基礎である当期純損失は1,322百万円、普通株式に係る当期純損失は1,422百万円、普通株式の期中平均株式数は8,606千株であります。
- (7) 関連当事者との重要な取引は下記の通りです。

種 類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	取引内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	野村土地建物 株式会社	5.4%(注1) (36.6%)	第三者割当増資による 優先株式の発行(注2)	5,001	-	-

(注1) 当社が所有している野村土地建物株式会社の株式については、会社法第3087条第1項の規定及び会社法施行規則第67条により議決権が制限されております。

(注2) 株式発行価額については専門機関の算定結果に基づき決定しております。

- (8) 上記における子会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいております。
- (9) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		金 額	金 額	金 額
I . 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益又は純損失		1,547	1,009	912
減価償却費		821	623	678
減損損失		29	-	-
支払備金の増加(減少)額		2,898	149	512
責任準備金等の増加(減少)額		7,844	5,481	3,687
貸倒引当金の増加(減少)額		96	83	3
退職給付引当金の増加(減少)額		323	507	314
役員退職慰労引当金の増加(減少)額		91	59	54
賞与引当金の増加(減少)額		0	295	8
価格変動準備金の増加(減少)額		286	232	1,261
利息及び配当金収入		6,904	7,787	7,577
有価証券関係損益		5,684	2,848	343
支払利息		0	0	0
為替差損益		88	705	1,271
有形固定資産関係損益		22	43	14
その他資産 除く投資活動関連・財務活動関連の増加 減少 額		67	1,401	158
その他負債 除く投資活動関連・財務活動関連の増加 減少 額		425	204	18
その他		133	1,243	839
小 計		174	4,328	2,528
利息及び配当金の受取額		6,702	7,535	7,537
利息の支払額		0	0	0
法人税等の支払額		425	832	348
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,102	2,375	4,660
II . 投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		99	131	4,998
買入金銭債権の取得による支出		400	-	-
買入金銭債権の売却・償還による収入		513	26	26
金銭の信託の増加による支出		160	273	10
金銭の信託の減少による収入		526	125	3,186
有価証券の取得による支出		41,674	78,309	116,950
有価証券の売却・償還による収入		37,968	40,605	154,827
貸付による支出		105	1,143	120
貸付金の回収による収入		286	284	1,232
II 小 計		3,144	38,553	37,193
(I + II)		(2,958)	(36,177)	(41,853)
有形固定資産の取得による支出		211	54	59
有形固定資産の売却による収入		87	123	-
無形固定資産の取得による支出		-	901	2,805
その他		637	-	4
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,905	39,386	34,333
III . 財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		-	-	5,001
自己株式の取得による支出		41	46	88
自己株式の売却による収入		164	79	15
配当金の支払額		51	51	51
その他		7	0	8
財務活動によるキャッシュ・フロー		64	18	4,867
IV . 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-	-
V . 現金及び現金同等物の増加額		2,262	37,029	43,861
VI . 現金及び現金同等物期首残高		63,241	65,503	28,473
VII . 現金及び現金同等物期末残高		65,503	28,473	72,335

平成20年度キャッシュ・フロー計算書の注記

- (1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記の通りです。(平成21年3月31日現在)

現金及び預貯金	15,345百万円
コールローン	62,000百万円
有価証券	277,073百万円
預入期間が3カ月を超える定期預金	5,010百万円
現金同等物以外の有価証券	277,073百万円
現金及び現金同等物	72,335百万円

- (2) 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

利益処分・1株当たり配当等

(単位：百万円)

科 目		年 度		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
当 期 未 処 分 利 益				
計				
利 益 処 分 額				
株 主 配 当 金				
役 員 賞 与 金				
任 意 積 立 金				
次 期 繰 越 利 益				
利益金に関する諸指標	1株当たり配当額	6円00銭	6円00銭	(普通株式 6円 甲種優先株式 48円 165円25銭 -)
	1株当たり当期純利益	31円24銭	35円12銭	
	配 当 性 向	19.2%	17.1%	

(注) 1株当たり当期利益は $\frac{\text{普通株式に係る当期利益}}{\text{期中平均株式数(加重平均)}}$ により算出しています。

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度		平成19年度	平成20年度
			(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株 主 資 本				
資 本 金				
前 期 末 残 高			2,502	2,502
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行			-	2,500
当 期 変 動 額 合 計			-	2,500
当 期 末 残 高			2,502	5,003
資 本 剰 余 金				
資 本 準 備 金				
前 期 末 残 高			2,252	2,252
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行			-	2,500
当 期 変 動 額 合 計			-	2,500
当 期 末 残 高			2,252	4,753
そ の 他 資 本 剰 余 金				
前 期 末 残 高			53	78
当 期 変 動 額				
自 己 株 処 分 差 損			24	16
当 期 変 動 額 合 計			24	16
当 期 末 残 高			78	62
資 本 剰 余 金 合 計				
前 期 末 残 高			2,306	2,331
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行			-	2,500
自 己 株 処 分 差 損			24	16
当 期 変 動 額 合 計			24	2,484
当 期 末 残 高			2,331	4,815
利 益 剰 余 金				
利 益 準 備 金				
前 期 末 残 高			290	290
当 期 変 動 額				
当 期 変 動 額 合 計			-	-
当 期 末 残 高			290	290
そ の 他 利 益 剰 余 金				
特 別 準 備 金				
前 期 末 残 高			8,430	8,640
当 期 変 動 額				
特 別 準 備 金 の 繰 入			210	260
当 期 変 動 額 合 計			210	260
当 期 末 残 高			8,640	8,900
繰 越 利 益 剰 余 金				
前 期 末 残 高			349	392
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			51	51
当 期 純 利 益			304	1,322
特 別 準 備 金 の 繰 入			210	260
当 期 変 動 額 合 計			42	1,634
当 期 末 残 高			392	1,241

科 目	年 度	平成19年度	平成20年度
利益剰余金合計			
前期末残高		9,069	9,322
当期変動額			
剰余金の配当		51	51
当期純利益		304	1,322
当期変動額合計		252	1,374
当期末残高		9,322	7,948
自 己 株 式			
前期末残高		55	46
当期変動額			
自己株式の処分		54	31
自己株式の取得		46	88
当期変動額合計		8	57
当期末残高		46	103
株主資本合計			
前期末残高		13,823	14,109
当期変動額			
新株の発行		-	5,001
剰余金の配当		51	51
当期純利益		304	1,322
自己株式の処分		54	31
自己株式の取得		46	88
自己株処分差損		24	16
当期変動額合計		286	3,553
当期末残高		14,109	17,663
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高		41,392	16,200
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		25,192	17,719
当期変動額合計		25,192	17,719
当期末残高		16,200	1,519
評価・換算差額等合計			
前期末残高		41,392	16,200
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		25,192	17,719
当期変動額合計		25,192	17,719
当期末残高		16,200	1,519
純 資 産 合 計			
前期末残高		55,215	30,309
当期変動額			
新株の発行		-	5,001
剰余金の配当		51	51
当期純利益		304	1,322
自己株式の処分		54	31
自己株式の取得		46	88
自己株処分差損		24	16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		25,192	17,719
当期変動額合計		24,906	14,166
当期末残高		30,309	16,143

1株当たり純資産

(単位：円)

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1株当たり純資産		6,388.98	3,499.08	1,282.98

1人当たり総資産

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
従業員1人当たり総資産		620	560	544

(2) リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	-	-	-
3カ月以上延滞債権額	-	-	-
貸付条件緩和債権額	-	-	-
計	-	-	-
貸付金残高に対する比率	-	-	-
(参考)貸付金残高	2,055	2,939	1,847

(注) 各債権の意義は次の通りであります。

1 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものであります。

2 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであります。

3 3ヶ月以上延滞債権

3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

(単位：百万円)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
元本補てん契約のある信託に係る貸出金	0	0	0
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	-	-	-
3カ月以上延滞債権額	-	-	-
貸付条件緩和債権額	-	-	-
計	0	0	0

(4) 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
危険債権	-	-	-
要管理債権	-	-	-
正常債権	2,055	2,939	1,852
計	2,055	2,939	1,852

(注) 各債権の意義は次の通りであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権の額

2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権の額

3 要管理債権

3カ月以上延滞貸付金(元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(上記及びに掲げる債権を除く。))以下同じ。)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(上記及びに掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。))の額

4 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、 から までに掲げる債権以外のものに区分される債権の額

(5) 保険金等の支払い能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)

(単位: 百万円)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
(A)ソルベンシー・マージン総額	94,214	60,029	33,984
資本金又は基金等	13,771	14,057	17,511
価格変動準備金	2,386	2,618	1,357
危険準備金	-	13	22
異常危険準備金	15,578	15,788	13,625
一般貸倒引当金	4	101	51
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	57,985	22,820	2,378
土地の含み損益	441	447	447
払戻積立金超過額	-	-	-
負債性資本調達手段等	-	-	-
控除項目	-	-	-
その他	4,930	5,075	4,242
(B)リスクの合計額 $\{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2\} + R_5 + R_6$	19,202	17,745	13,973
一般保険リスク (R ₁)	2,255	2,226	2,243
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-	-
予定利率リスク (R ₃)	345	436	435
資産運用リスク (R ₄)	14,141	12,430	8,612
経営管理リスク (R ₅)	417	387	464
巨大災害リスク (R ₆)	4,123	4,299	4,186
(C)ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	981.2%	676.5%	486.4%

(注)1 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、「資本金又は基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額であり、前事業年度末は「純資産の部合計 (社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く)」と表記していたものであります。

(注)2 事業年度末から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前事業年度末と当事業年度末の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

ソルベンシー・マージン比率

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額: 上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。
 - 保険引受上の危険: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く。)
 - (一般保険リスク)
 - (第三分野保険の保険リスク)
 - 予定利率上の危険: 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - (予定利率リスク)
 - 資産運用上の危険: 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - (資産運用リスク)
 - 経営管理上の危険: 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び 以外のもの
 - (経営管理リスク)
 - 巨大災害に係る危険: 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
 - (巨大災害リスク)
- ・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産 (社外流出予定額等を除く) 諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等) 土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつではありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(6) 時価情報等

有価証券

a 売買目的有価証券

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

b 満期保有目的の債券で時価のあるもの

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

c 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

d その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	平成18年度(平成19年3月31日現在)			平成19年度(平成20年3月31日現在)			平成20年度(平成21年3月31日現在)			
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	112,432	114,603	2,170	172,519	179,373	6,853	131,845	135,414	3,568
	株 式	52,922	108,664	55,742	48,531	68,349	19,818	14,022	17,554	3,532
	外国証券	29,167	31,720	2,552	13,822	15,618	1,796	2,500	2,501	1
	その他	5,951	11,122	5,171	5,562	7,421	1,859	1,069	1,353	283
	小 計	200,474	266,111	65,636	240,435	270,763	30,327	149,438	156,823	7,385
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	53,240	52,635	604	7,930	7,877	53	46,083	45,160	923
	株 式	2,921	2,722	198	19,640	18,235	1,405	36,037	30,813	5,224
	外国証券	9,308	8,935	373	37,922	34,693	3,228	25,127	22,365	2,762
	その他	1,122	1,090	32	3,896	3,612	283	8,741	7,886	855
	小 計	66,592	65,383	1,208	69,390	64,419	4,970	115,990	106,225	9,764
合 計	267,066	331,494	64,427	309,826	335,182	25,356	265,428	263,049	2,378	

(注) 当年度において、その他有価証券で時価のあるものについて6,018百万円減損処理を行っています。

なお、当該有価証券の減損に当たっては、時価の帳簿価額に対する下落率が50%以上の銘柄はすべて減損を行い、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行っています。

e 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	20,405	6,383	360	23,863	5,622	658	138,053	7,542	1,648

f 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 株 式	14	14	174
株 式	14	14	174
外 国 証 券	-	-	-
そ の 他 有 価 証 券	11,518	9,909	13,849
公 社 債	0	0	0
株 式	3,241	3,292	5,576
外 国 証 券	5,300	5,800	6,800
そ の 他 (うち主なもの)	2,976	816	1,473
優 先 株 式	(-)	(480)	(1,460)
出 資 金	(1,222)	(37)	(13)

g その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額

(単位：百万円)

種 類	平成18年度末				平成19年度末				平成20年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	235	1,555	6,246	-	297	1,562	9,388	3,969	384	1,659	3,619	1,986
地 方 債	4,180	14,140	49,864	-	2,762	13,180	51,994	1,495	3,139	10,179	74,483	2,741
社 債	3,498	25,417	61,263	835	4,179	25,244	69,721	3,454	9,460	13,116	52,707	7,095
外 国 証 券	5,523	23,173	9,423	1,004	4,288	33,235	10,541	987	4,622	19,315	59	569
そ の 他	70	2,186	4,395	-	62	1,223	3,727	-	249	612	3,120	-
合 計	13,508	66,473	131,194	1,840	11,589	74,445	145,372	9,907	17,857	44,882	133,990	12,693

金銭の信託

a 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
金 銭 の 信 託	2,994	467	2,779	215	-	-

b 満期保有目的の金銭の信託

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

c 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

当年度・前年度・前々年度とも、単独運用の金銭の信託はありません。

取得原価をもって貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が694百万円あります。

デリバティブ取引関係

a 取引の状況に関する事項（平成20年度）

(a) 取引の内容

弊社は、デリバティブを組み込んだ複合金融商品を保有しております。

(b) 取引に対する取組方針・利用目的

当該複合金融商品は、短期資金運用の一環として保有しているものであり、投機的な取引は行わない方針であります。

(c) 取引に係るリスクの内容

当該複合金融商品は、参照組織のクレジットイベントにより組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性を有しております。また、取引相手先は信用力の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんど無いものと認識しております。

(d) 取引に係るリスク管理体制

リスク管理体制については、資産運用リスク管理規程に基づき、経理部が取引の実行・管理を行い、原則毎月、資産運用リスク委員会に運用状況及び管理状況について報告し、その統括組織であるリスク管理委員会は定期的取締役会へ報告しております。

b 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

クレジットデリバティブ取引

（単位：百万円）

種類	平成18年度				平成19年度				平成20年度			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引 その他(複合金融商品)	-	-	-	-	5,000	5,000	4,955	45	1,500	1,500	861	638
合計	-	-	-	-	5,000	5,000	4,955	45	1,500	1,500	861	638

(注)1 時価については、取引金融機関より提示されたものによっております。

(注)2 組込デリバティブについて、時価の測定を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

(注)3 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。

(7) その他

弊社は保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法第436条第2項の規定に基づいて新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また弊社の財務諸表は前々事業年度は証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度、当事業年度は金融商品取引法第193条の2の規定に基づいて新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しています。

弊社の平成20年度に係る財務諸表に記載した内容が、すべての重要な点において適正に表示されていることを弊社の経営者が確認いたしました。

当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

- a. 財務諸表等の作成に当たって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
- b. 内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役へ報告を行う態勢にあること。
- c. 重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること。

3. 弊社及び子会社等の概況

(1) 弊社及び子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

弊社及び弊社の子会社は、保険事業の一環として、当該事業を行っています。弊社の子会社及び関係会社の主な事業の内容と位置付けは次のとおりであります。

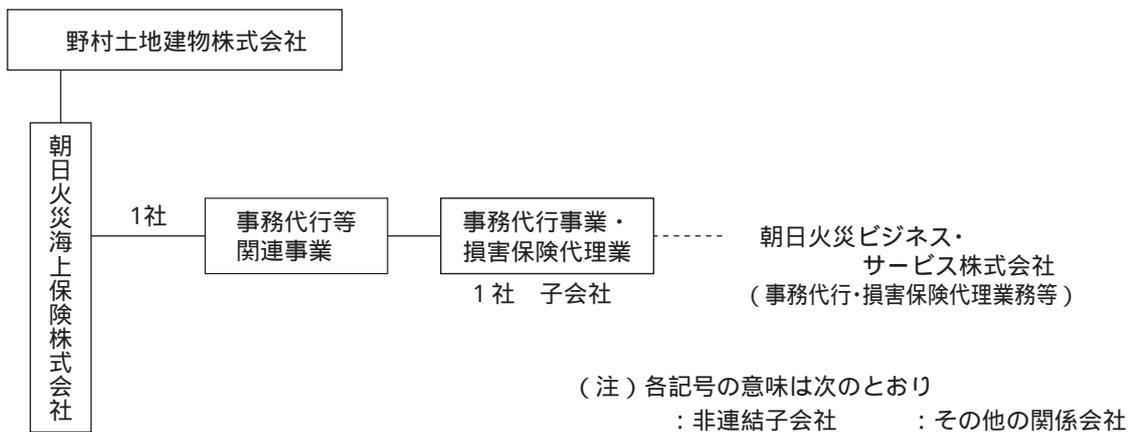
事業の内容

総務・事務代行等関連事業

朝日火災ビジネス・サービス株式会社は、弊社の委託を受けて各種保険の事務処理の代行、文書の保管ならびに配送業務等を行っているほか、損害保険代理業を行っています。

上記 以外の関係会社として、弊社の発行済株式総数の36%を保有している野村土地建物株式会社がありますが、同社とは取引関係はありません。

企業集団等の概要図



(2) 子会社に関する事項

名称	住所	資本金	事業内容	設立年月日	弊社が議決権に占める割合	弊社の他の子会社等が議決権に占める割合
朝日火災ビジネス・サービス株式会社	東京都千代田区 神田美土代町 9番17号	100百万円	事務代行・文書の 保管並びに配送・ 損害保険代理業務	昭和63年 9月29日	100%	-

連結の範囲に含めるべき重要な子会社は存在しないため、連結財務諸表等は該当事項がありません。

本ディスクロージャー資料は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

保険業法第111条には、「保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。」と記載されており、弊社では上記に従いかつ弊社の内容を十分にご理解いただけるよう本ディスクロージャー資料の作成を行いました。今後とも解りやすい冊子の作成に取り組んでまいります。

朝日火災の現状 2009

2009年7月 発行

朝日火災海上保険株式会社

総合企画部

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地

TEL (03) 3294 - 2 1 1 1(代)

ホームページ : <http://www.asahikasai.co.jp>

暮らしをSUPPORT 明日をPLANNING



朝日火災



地球環境に配慮して
古紙配合率70%再生紙を使用しています

